

海のまちづくりガイドブック

～ブルーエコノミーの実現に向けて～

沿岸域の総合的管理の考え方と実践



ブルーエコノミーによる豊かな海の創生 ©OPRI-SPF2015

2018 年 3 月

公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所 編

(表紙：ブルーエコノミー概念図 P42 参照)

(裏表紙：鹿児島県奄美市 瀬戸内漁協 撮影：藤重香弥子)

OPRI 海洋政策研究所



本書は、ボートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて実施した沿岸域総合管理モデルに関する調査研究事業の成果により作成しました。

Ocean Policy Research Institute

Edited by The Sasakawa Peace Foundation, 2018

ISBN978-4-88404-353-7

はじめに

笹川平和財団海洋政策研究財所では、人類と海洋の共生の理念のもと、国連海洋法条約およびアジェンダ 21、The Future We Want、2030 アジェンダの SDG s、パリ協定に代表される新たな海洋秩序の枠組みの中で、国際社会が持続可能な発展を実現するため、総合的・統合的な観点から海洋および沿岸域にかかわる諸問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。その内容は、当財団が先駆的に取り組んでいる海洋および沿岸域の統合的な管理、排他的経済水域や大陸棚における持続的な開発と資源の利用、海洋の安全保障、海洋教育、海上交通の安全、海洋汚染防止など多岐にわたっています。

このような活動の一環として、当財団ではボートレースの交付金による日本財団の支援を受け、「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究（第 1 期：2010 年度から 2012 年度）」に着手しました。その中で、5 つの地域（モデルサイト）において、沿岸域総合管理の実施による地方の活性化に取り組む公共団体を支援し推進し、第 2 期(2013 年度から 2015 年度)の調査研究において「標準型」の沿岸域総合管理の確立を目指しました。第 3 期 (2016 年度から 2017 年度) の調査研究においては、沿岸域総合管理が水平的・重層的な連携による取り組みから成り立っていることに鑑み、新たに「広域型」と「島しょ型」を含む日本型沿岸域の総合的管理モデルの確立を目指しました。本書はこれらの成果を取りまとめたものです。

本書では、こうした沿岸域の総合的な管理の究極目標をブルーエコノミーの実現として再定義し、地域の課題を解決するとともに、地域の活性を実践する現場の実務者向けに基礎的な知識・情報を提供することを目的としています。さらに、そうした知識・情報をより具体的に理解していただくために、実践するための手順と各地で実施されている事例のケーススタディを丁寧に紹介しました。日本各地で陸域を中心としたまちづくりの取り組み事例は既に数多くありますが、海沿いでの事例はあまり多くはありませんでした。わが国は四方を海で囲まれ、世界第 6 位という排他的経済水域を持ちながら、まちづくりという視点においては、海との関わりや海を活かすという視点が希薄になっていたのではないかと思います。世界とつながる海の特異な社会的背景や考え方、そして、各地での実践の過程から学んだポイントなどを紹介することで、皆様の地域における「海を活かしたまちづくり」において本書が何らかの一助になることを願っております。

最後になりましたが、研究事業の実施にあたりまして熱心なご意見を頂きました各委員と、本事業にご支援を頂きました日本財団、その他の多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

2018 年 3 月

公益財団法人笹川平和財団
海洋政策研究所長 角南 篤

目次

第1章 本書の目的・使いかた.....	1
第2章 沿岸域とは（海から川、里、山、森につながる循環）	3
2・1 水を介した物質循環	4
2・1・1 水の循環.....	4
2・1・2 沿岸域	5
2・2 人を介した循環	6
2・2・1 沿岸域に住む人々	6
2・2・2 漁村集落から見たつながり	7
2・3 日本の里山・里海.....	7
2・4 世界の潮流（自由の海から管理する海へ）	10
2・4・1 世界の海.....	10
2・4・2 自由の海から管理する海へ.....	10
2・4・3 世界の沿岸域管理	10
2・4・4 沿岸域の生態系サービス	11
第3章 現在の沿岸域を巡る社会システムの問題点	13
3・1 沿岸域に関する問題の特殊性.....	14
3・1・1 日本を取り巻く海流と気候区、生物分類	14
3・1・2 日本の藻場	16
3・1・3 日本の干潟	18
3・1・4 日本のサンゴ礁.....	21
3・2 わが国の社会システムの特徴.....	22
3・2・1 沿岸域に関する法制度	22
3・2・2 海岸管理.....	23
3・2・3 漁業権	24
3・2・4 海の利用.....	25
3・2・5 沿岸域の総合的管理	26
3・3 世界の動向（管理から約束へ）	31
3・3・1 気候変動枠組条約・パリ協定	31
3・3・2 SDGs・国連海洋会議	32
第4章 ブルーエコノミーという選択	35
4・1 ブルーエコノミーの誕生.....	36
4・2 ブルーエコノミーの展開	37

4・3	ブルーエコノミーの実現に向けて	4 0
第5章	ブルーエコノミーによる海のまちづくり	4 3
5・1	地域の課題・問題の認識	4 4
5・2	地域の行政と人々が連携・協力する新たな社会システムの構築	4 4
5・3	ブルーエコノミーの確立を目指した海のまちづくり	4 5
第6章	ブルーエコノミーの実現に向けた具体的な手順	4 7
6・1	研究会 ～メンバー構成、開催頻度～	4 9
6・2	状況把握 ～状況把握、手法、再発見、課題認識～	5 1
6・3	方向性のまとめ ～提言書/設立趣意書/宣言/条例化～	5 6
6・4	協議会準備 ～メンバー、体制、予算～	5 8
6・5	合意形成 ～合意形成～	6 2
6・6	組織の承認・公的な位置付け ～承認プロセス～	6 4
6・7	協議会開催 ～役割分担、議事次第～	6 6
6・8	計画策定 ～基本計画の策定、他の計画との整合性～	6 9
6・9	事業実施 ～実施計画、個別事業の順応的管理～	7 1
6・10	事業評価 ～目標・進捗の評価、森川海の総合診断、計画改訂～	7 3
6・11	総合的管理手法の確立	7 5
6・12	人材育成 ～研修会、ワークショップ、地元の見学ツアー、集合研修～	7 6
6・13	イベント活用	8 2
第7章	事例に学ぶ実践方法	8 7
7・1	三重県志摩市	8 9
7・1・1	志摩市の手順の概要	1 0 0
7・1・2	志摩市のブルーエコノミー事例	1 0 1
7・2	福井県小浜市	1 0 2
7・2・1	小浜市の手順の概要	1 0 8
7・2・2	小浜市のブルーエコノミー事例	1 0 9
7・3	岡山県備前市	1 1 0
7・3・1	備前市の手順の概要	1 2 0
7・3・2	備前市のブルーエコノミー事例	1 2 1
7・4	宿毛湾（高知県宿毛市・大月町）	1 2 2
7・4・1	宿毛湾の手順の概要	1 2 6
7・4・2	宿毛湾のブルーエコノミー事例	1 2 7
7・5	岩手県宮古市	1 2 8
7・5・1	宮古市の手順の概要	1 3 2
7・5・2	宮古市のブルーエコノミー事例	1 3 3
7・6	沖縄県竹富町	1 3 4
7・6・1	竹富町の手順の概要	1 3 8

7・6・2	竹富町のブルーエコノミー事例	1 3 9
7・7	大村湾（長崎県）	1 4 0
7・7・1	大村湾の手順の概要	1 4 4
7・7・2	大村湾のブルーエコノミー事例	1 4 5
7・8	海の未来に向けたネットワーク会議	1 4 6
第8章	今後の展望	1 6 1
第9章	資料編	1 6 3
9・1	モデルサイトの概況	1 6 4
9・1・1	三重県志摩市の概況	1 6 4
9・1・2	福井県小浜市の概況	1 6 7
9・1・3	岡山県備前市の概況	1 7 1
9・1・4	宿毛湾(高知県宿毛市・大月町)の概況	1 7 4
9・1・5	岩手県宮古市の概況	1 7 7
9・1・6	沖縄県竹富町の概況	1 8 0
9・1・7	大村湾（長崎県）の概況	1 8 2
9・2	参考情報 各種情報のアクセス先	1 8 5
9・3	海を活かしたまちづくり記録映像	1 8 7
謝辞		1 8 8

第1章 本書の目的・使いかた



(沖縄県宮古市 池間大橋 撮影：藤重香弥子)

本書は、地域の課題を解決する際の困ったときに課題解決に向けての取組みのヒントとなる本を目指したものです。

これまでの私たちの活動として、その地域の特色にあわせて、海を活かしたまちづくりの活動を展開してきました。我々は、沿岸域の総合的管理という手法を知ってもらうことも大切でしたが、どちらかというと地域の課題を解決するための「沿岸域の総合的管理」(海を活かしたまちづくり)という手法を実践しながら具体的な地域の課題解決につなげるためにはどんなことが必要となるかという調査・研究はもちろんのこと、実践まで含めた活動を展開してきました。そのため、本書では、地域の課題を解決する視点から「沿岸域の総合的管理」という手法があることを知っていただき、その手法の導入を目指す方への指南書・手引書として、実務担当者向けに手元に置きながら業務を推進することができるような実践のためのノウハウを紹介しています。

本書だけではすべてを網羅出来ている訳ではありませんが、四方を海に囲まれたわが国

において海を活かしたまちづくりをはじめるきっかけとして、実施手順から具体的な事例を読むのはもちろん、具体的な市町の取組事例等から読み始めても構いません。我々の活動のノウハウがこの本を手にとっていただいた皆さまの地域の取組みに対して何かしらのヒントや課題解決にほんの少しでもお役に立てれば幸いです。

第2章 沿岸域とは

(海から川、里、山、森につながる循環)



(熊本県阿蘇郡小国町 鍋ヶ滝 撮影：藤重香弥子)

本章では、海から川、里、山、森につながる循環について、「水を介した物質循環」と「人を介した循環」「日本の里山・里海」「世界の潮流」といった視点から解説します。

2・1 水を介した物質循環

2・1・1 水の循環

生物が生きていくうえで欠くことのできない水は、97 %以上が海の中に海水として存在しています。その海水は海洋の中で数千年かけた大循環をするとともに、蒸発し、水蒸気として大気に昇り、地表に降水し、約2 %の水が氷河や湖沼に滞留し、残りの約1 %が陸水として表層水や地下水として海に戻っていきます(図2-1)。

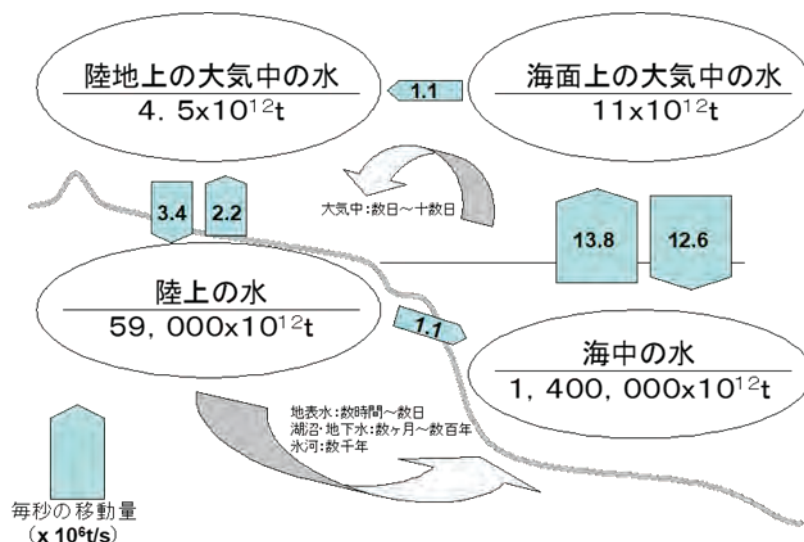


図 2-1 地球を循環する水の存在量と移動量

海から陸上へは、蒸発、滞留・結露、降雨といった数日から十数日という比較的短期間のプロセスで運ばれますが、陸上から海へは、地表水(河川・湖沼・万年雪・氷河)、地下水(伏流水・自由地下水・被圧地下水)という経路を複雑にたどることとなり、それぞれの経路毎に、数時間から数千年という幅の広い時間をかけて循環することとなります。

水は、液相・固相・気相を自在に変化し、大気と比べて約1000倍重く、約50倍の粘性を持ち、約20倍の熱伝導率を持っています。さらに、1Lの水には、1.7Lの二酸化炭素、260gの塩(無機物)、1.8kgのショ糖(有機物)を溶かすことができます。このことから、水圏においては、水の循環により熱や物質が運ばれ、拡散・沈殿し、地圏や大気圏と密接に関係しながらも、異なった環境が形成されます。

川の流れによりつくられる扇状地、河口デルタなどの堆積地形、海の波浪や潮流が作り出す海浜や干潟に加え、生物の働きにより作られるヨシ原や藻場、サンゴ礁、マングローブ林など、どれも季節や数年といった期間に様相が変わる可能性のあるダイナミックな場です。

水の熱を蓄え、伝える性質は、気候を緩和させ、海陸風や季節風などの気象じょう乱を引き起こします。例えば、海洋の大循環を含む海流により、二酸化炭素や熱が吸収され深海に蓄積されることで地球温暖化が抑制され、太平洋西岸での海流の循環の変化がエルニーニョと呼ばれるペルー沖を中心とする太平洋の昇温現象を引き起こしていると考えられてい

ます。

2・1・2 沿岸域

こうした水による循環に着目すると、降雨により地上に降りた水が海に流れ出るまでの「流域」、陸と海の相互作用が生じる狭義の「沿岸域」、地形や海流で形作られる沖合を含めた「海域」として区分できます。さらに、その中には、海水と淡水が交わる「汽水域」、流域の末端である「河口域」、地形で囲われる「内湾域」、砂泥の移動で形作られる「海岸」「干潟」などがモザイク状に存在しています(図 2-2)。

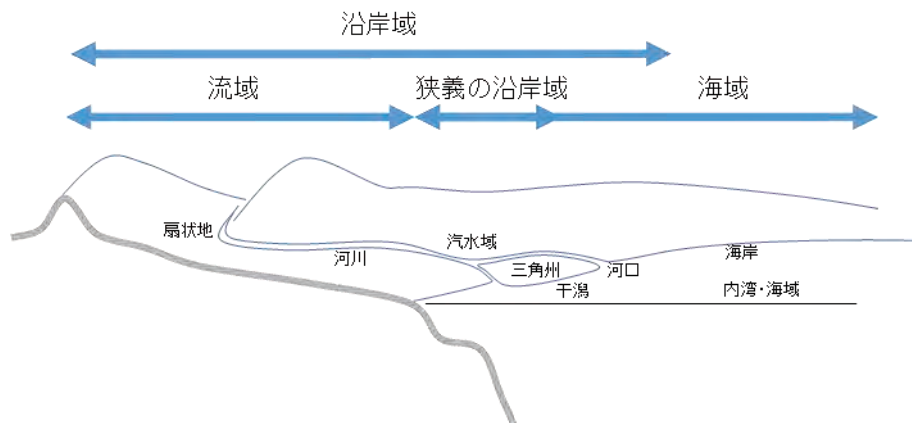


図 2-2 沿岸域の範囲

本ガイドブックでは、これらの領域は、必ずしも行政界と一致しない場合もあるものの、陸域と海域を一体として考える必要のある「沿岸域」として統一的に言及することとします。

日本の沿岸域は、①35,000 km に及ぶ長く複雑な海岸線を持ち、②急峻な地形と降水量の多さにより、河川からの土砂供給が多く、③黒潮・親潮などの海流や潮汐による潮流が作用しており、④冬期の高波浪、台風による高潮・高波といった季節的なく乱を受けるとともに、⑤自然災害としての津波の襲来や地震による地殻変動を受けるなど、常時の変化・変動に合わせて、特異的な大きな変化を受けやすいといった自然特性を持ちます。

日本の沿岸域は、ユーラシア大陸のバリア・アイランドとして、太平洋と日本海を挟んで南北 2000 km にわたる列島であり、砂浜、磯、海食崖、干潟、浅海域、藻場、サンゴ礁などが存在するとともに、亜寒帯から亜熱帯に広がる、多様で豊かな生物の生息環境を提供しています。

そうした沿岸域での水循環に人が関与すると、その経路、様相が異なってきます。例えば、都市で使う水を本来の流域とは異なる流域から採水し、排水することで新たな水循環の経路が生じます。道路の舗装や開発による河川の埋め立て、付け替えは、水の流路や流出時間を変化させます。家庭や工業、農業で使用された水が再び沿岸域に排水される過程で、熱や栄養塩、ゴミや汚染物質など沿岸域の水質・環境に影響を与えるものが添加されることもあります。こうした上・下水道、農業用水、工業用水など人工系の水循環のしくみにも着目す

る必要があります。



図 2-3 水物質循環機構(国土交通省淀川河川事務所,2018)¹

2・2 人を介した循環

2・2・1 沿岸域に住む人々

日本の沿岸域における水循環と人のかかわりを見ていきましょう。日本列島は、中央部に険しい山岳地帯を持つため、3～4 万年前から、沿岸域を中心に人が居住し、その生活を支える活動が行われてきました。日本沿岸域の社会的特性の基本はそこにあります。現在では日本の沿岸域の社会的特性を三つの類型として、戦後一貫して人口増がみられて来た過密沿岸域と、人口減が継続的に続く過疎沿岸域、さらにその中間地帯に分けられます。

日本の沿岸域は日本の国土面積 377,961.73 km² の約 3 割であり、現在、そこに日本の総人口の約 5 割が居住しています。過密沿岸域である東京湾、大阪湾、伊勢湾の 3 大湾の沿岸には、全国平均の約 10 倍の人が居住し、高い商工業の経済活動がなされる一方で、他の

1 国土交通省淀川河川事務所, 水物質循環機構,
<http://www.yodogawa.kkr.mlit.go.jp/activity/comit/develop/kisoan/img/glossary/ma/image04.gif> (2018 年 3 月アクセス)

かなりの部分は過疎沿岸域として、過疎に悩む低人口密度地帯です。日本の沿岸域には、全国で 6000 を超える漁業集落があり、その内、4000 集落では人口 5000 人以下であり、その内、6 割以上が過疎地に立地しています²。

2・2・2 漁村集落から見たつながり

こうした漁業集落での海と山をつなぐ交流（循環）を示すものとして、日本各地に古くから残る海彦・山彦伝説があります。この伝説は、古くより日本において海の民と山の民の交流や陸と海の間で交易があったことを示すものとして注目に値します。また、山にある神社仏閣と海の民のつながりの深さを物語る祭りなども各地に残されており、各地に残る人々の生活の民具などによっても、山の民と海の民の交易が広くあったことが示されています。

日本の漁業は江戸時代に入るまでは、各地の漁村や漁業者間で漁場利用を巡る紛争を引き起こしやすい自由漁業の形態をとっていましたが、1742 年に江戸幕府が磯付根付(いそつきねつき)の魚貝藻類は地元漁村の占有とし、沖合いでの操業は自由にできるとする海面利用の原則となる御触書(おふれがき)を出し、いわゆる「磯は根付き、沖は入り合い」と呼ばれる管理が導入されました。その磯を守る習慣のひとつとして、岬の岩場に立地する海岸林を保全し、湾内の離島に神社を設けその森林を守る「魚つき林（うおつきりん）」が守られてきました。現在では、森林法に基づき指定される保安林のひとつとして「魚つき保安林」が 6 万 ha³指定されています。こうした制度は非常にユニークで国際的にも関心がもたれており、最近では河川自体を沿岸魚類に対する魚つき林としてとらえ、陸域の森が海域の水産資源を保全するという考え方が紹介されています。

魚付き林の考え方を発展させ、畠山重篤氏が提唱する「森は海の恋人」や富永修氏が唱える「水は”森と海”をつなぐキューピッド」、京都大学を中心とする研究グループの提唱する「森里海連環学」も山と海の人を介した関係性を表現したものです。そうした取り組みにより、カキ養殖や小型定置網等による沿岸漁業を始めとする海域での生産性を上げるだけでなく、一生の間に海と川を行き来するサケやサクラマス、アユ、ウナギなどの再生への効果も期待できます。

このように、陸域と海域は自然界の物質の循環過程を通してのみならず、人間の活動をも通して密接につながっており、これらのつながりのバランスを維持していくことが重要なのです。

2・3 日本の里山・里海

日本では、そうした自然と人のかかわりを古くから「里山」「里海」として、生活の中の生業（なりわい）として取り入れてきました。

2 笹川平和財団海洋政策研究所編，沿岸域総合管理入門 豊かな海と人の共生をめざして，東海大学出版部，第2章日本の海の管理，pp.63-134，2016.

3 2015 年林野庁データ：www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_2_2_1.html（2018 年 3 月アクセス）

「里山」では、人々が手を入れた森や林などの自然と共生し、食糧や燃料を調達してきました。最近の研究では縄文時代においても栗やどんぐりなどの食用となる多様な木を人為的に植えることで森や林が形成され、持続的かつ豊かな生活が営まれていたとされています。里山では、燃料としての薪の調達から食糧としての木の実や筍、キノコなどを採り、イノシシやシカなどを狩るなど里山からの自然の恵みと人々の生活は共生してきました。その際、燃料の薪を調達するのであれば、山が丸裸にならないよう、区画を決めて毎年順繰りに木を伐採するなど、資源を自然の循環のなかで枯渇させないようなヒトによる“配慮”が行われてきたのです。

「里海」でも同様に、藻場を造成したり、共同漁業権のような形式で参入を規制することで魚を獲りすぎることを防いだり、古くからの慣習なども含めて地域に根差した禁漁期や漁法の制限などを設定したりといったことで、人々と自然との共生として資源を枯渇させないヒトによる“配慮”が行われてきました。「里海」とは「人手が加わることによって生産性と生物多様性が高くなった海」と定義されており、このように、ヒトによる自然への関与がある一定の範囲に留めた上で自然に委ねることにより、育まれた恵みを糧に人々の生活が営まれてきたと言えます。

多様な生物の生息は多様な生息環境の存在によって成り立つので、沿岸海域で多様な生息を整備するように適切な人手を加えることによって、生物多様性を高めることが出来ます。漁民が昔から行ってきた築磯（海岸に大きな岩を置き、付着生物を着け、小魚の生息環境場をつくること）や魚礁設置、石干見（囲い込み漁のために干潟に築堤した石垣）がこれに相当します。また、里山と同様、ある海域の植生に関して多年生の種が長期的に優占（極相遷移）しないように適切な人手を加えることも生物多様性を高めます。戦前まで日本沿岸のアマモ・ガラモなどの藻場は定期的に人により刈り取られ（モクとり）、田畑の肥料として用いられていました。このようなアマモの部分的刈り取りにより、藻場と刈り取った境界に多くの小魚が集まる場が形成されました。



図 2-4 環境省「太く・長く・滑らかな物質循環」(環境省,2011)⁴

4 環境省,里海づくりの手引書,pp4,
https://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/common/satoumi_manual_all.pdf,2011 (2018年3月アクセス)

里山、里海は近年、Satoyama、Satoumi として、国際的にも概念や実践が広まりつつあります。2010年に国際連合大学高等研究所は、日本の里山（陸上・水界生態系）・里海（沿岸・海洋生態系）と人間の相互作用に関する評価を実施し、報告しました。その報告書「日本の里山・里海評価(Japan Satoyama Satoumi Assessment: JSSA)」によると、里山・里海ランドスケープを人間の福利に資する様々な生態系サービスを提供する、管理された社会・生態学的システムで構成される動的モザイクと定義されており、その主な特徴は以下とされています。

1. 里山は、森林、植林地、草地、農地、放牧地、ため池、水路など、陸上生態系を中心としつつ陸域、水域の両方を含む生態系のモザイクである。
2. 里海は、海浜、磯、干潟、サンゴ礁、藻場など、水界生態系を中心としつつ陸域、水域の両方を含む生態系のモザイクである。
3. 里山・里海ランドスケープは、伝統的知識と現代科学の融合により（社会・生態学的な背景を反映して）管理されているものである。
4. 生物多様性は、里山・里海ランドスケープの回復力（レジリエンス）と機能のための重要な要素である。

このように、日本の里山・里海は、沿岸域を自然環境と社会・経済が融合する一体的な動的モザイクとして捉え、伝統的知識に基づいてきめ細やかに、バランスを持って管理するシステムとして機能してきたきたのだと言えます。

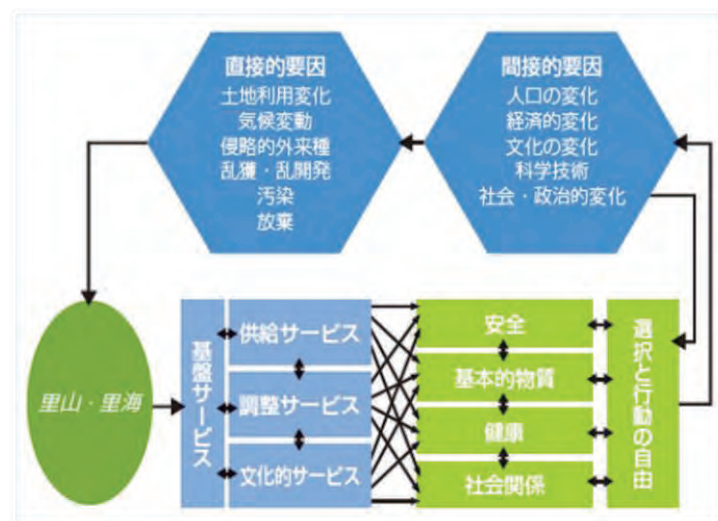


図 2-5 JSSA の概念的枠組み(UNU-IAS,2010)⁵

⁵ 国際連合大学高等研究所(UNU-IAS),里山・里海の生態系と人間の福利 日本の社会生態学的生産ランドスケープ 日本の里山・里海評価 概要版,pp10,2010,
http://archive.ias.unu.edu/resource_centre/JSSA%20SDM_Web%20JP%202011Feb.pdf (2018年3月アクセス)

2・4 世界の潮流（自由の海から管理する海へ）

2・4・1 世界の海

世界規模でみても、沿岸域は重要な場です。海岸線からおおよそ 100 キロの範囲に、世界人口の約 50%が集中しており、2020 年には、世界人口の約 75%が沿岸域に集中するとも言われています。沿岸域は、植物プランクトンを含む藻類などによる一次生産の出発点であり、その結果としての漁業資源、原材料、医薬品、エネルギーなどを蓄積し、供給する場所です。さらに、それを流通させる輸送や経済・社会活動の中心地であり、最終の廃棄の場ともなってきました。

2・4・2 自由の海から管理する海へ

第二次世界大戦前までは、海洋資源は非常に豊かであり、伝統的な資源確保の方法によって採取・消費されていました。戦後 50 年代から 70 年代にかけて、獲れる物は出来るだけ獲って、経済を改善し成長させようという考えが広がり、漁獲量は倍増していきました。

そうした動きに先立ち、1945 年に米国大統領のハリー・S・トールマンは、公海の海底資源の帰属と漁業資源の保護に関する宣言を表明し、沿岸国による管轄権の主張を誘引したといわれています。同時に、1948 年にはシカゴ世界憲法の草案⁶が出され、土地、水、空気、エネルギーは人類の共同財産であるという基本理念が示されました。

その後、この共同財産をどのように管轄するのかについて 30 年近くの議論を経て、1982 年に国連海洋法条約が制定され、その前文に「海で起こることは、互いに密接な関わりを持ち、全体として考えるべき」と記されるとともに、基線から 12 海里の領海、200 海里の排他的経済水域、それを超える大陸棚、公海が規定され、本格的な海洋の管理の時代が始まりました。

2・4・3 世界の沿岸域管理

沿岸域の管理については、その後の一連の国連の環境開発関連会議（1992 年のリオ・サミット⁷、2002 年の WSSD⁸、2012 年のリオ+20⁹）等の成果文書において、沿岸域の管理を行うことが大切であり、管理においては海域と陸域を一体として捉えること、その恵みの利用と環境の保全の均衡を図ること、多様な利用形態の調整を図ること、産学官民など多様な関係者が連携・協働することなど、いわゆる総合的で計画的な管理の重要性・必要性が繰

6 the Preliminary Draft of a World Constitution

<http://www.worldbeyondborders.org/chicagodraft.htm>,

<http://magazine.uchicago.edu/9512/9512Salvation.html>（2018 年 3 月アクセス）

7 Agenda21, <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/Agenda21.pdf>（2018 年 3 月アクセス）

8 WSSD Plan of Implementation,

www.un.org/esa/sustdev/documents/WSSD_POI_PD/English/WSSD_PlanImpl.pdf（2018 年 3 月アクセス）

9 The Future We Want,

http://www.un.org/disabilities/documents/rio20_outcome_document_complete.pdf（2018 年 3 月アクセス）

り返し強調されてきました。

米国では、州政府が沿岸域管理計画を策定すると規定されている沿岸域管理法が1972年に策定され、議会、連邦政府や沿岸州政府、関係者が一体となって沿岸域を管理する仕組みが制度化されています。欧州連合では、2008年の海洋戦略枠組指令¹⁰や2010年のバルセロナ条約沿岸域総合管理に関する議定書の批准を受け、陸上起源の汚染（都市下水や工業排水等）対策や海洋環境の報告の枠組みの確立など具体的な取組みが始まっています。こうした動きは、英国、韓国、中国など各国政府に広がるとともに、東アジア海域環境パートナーシップ（PEMSEA）のような地域国際機関においても推進されているところです¹¹。

そうした取組みの中で、沿岸域のあるべき姿についても変化が見られています。当初は、汚染された環境の修復、残された自然の保護が中心課題でした。1971年に制定された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」も、1992年に採択された生物多様性条約も水鳥や絶滅危惧種の保護・保全が発端でありました。その後、個別の生物の保護・保全から、その生物が生息する生態系の保全に対象が拡大されるとともに、生態系のもたらす便益（いわゆる生態系サービス）を享受する場であるということに関心が移ってきました。

2・4・4 沿岸域の生態系サービス

2005年に国連が主導した国際共同研究の成果としてまとめられた Millennium Assessment では、こうした生態系サービスを4つに分け（基盤、供給、調整、文化的）その根本が生物の多様性にあることが明快に示されました。その生態系サービスの発現方法を整理したのが Diaz ら（2015）¹²であり、生物と生態系の保全が生態系サービスを生み出し、人々の生活向上につながるということが明確に示されるとともに、それに影響する直接的な変化要因として自然と人間活動を、間接的な変化要因として、静的な社会資産と動的なガバナンスや組織などが例示されています（図 2-6）。

10 Marine Strategy Framework Directive (MSFD – European Directive 2008/56/EC), 2008.

11 70年代頃から、各国で実践されてきた沿岸域の管理は、対象や管理する主体により様々な名前で呼ばれてきました。北米の Coastal Resource Management (CRM 沿岸域資源管理)、漁業資源管理を中心とした Fisheries Management (FM)、メコン川流域などでの水資源管理 Water Resources Management(WRM)、サンフランシスコの湾岸地域における Coastal Zone Management (CZM)、沿岸エリア管理 Coastal Area Management (CAM)、島嶼の管理 Island Management(IM)、海洋管理 Ocean Management(OM)、海洋空間計画 Marine Spatial Planning(MSP)、海洋保護区 Marine Protected Areas (MPA)などがその例です。その後、さらに考え方や対象範囲などを拡張した、コミュニティベースの管理 Community Based Management (CBM)、生態系マネジメント Ecosystem-based Management (EBM)、流域管理 River Basin Management (RBM) などが登場しています。

12 生物多様性および生態系サービスに関する政府間プラットフォーム (IPBES) を率いる研究者, Díaz, S., Demissew, S., Joly, C., Lonsdale, W.M., Larigauderie, A., A Rosetta Stone for Nature's Benefits to People. PLoS Biol 13 (1), e1002040. doi: 10.1371/journal.pbio.1002040, 2015.

第2章 沿岸域とは
(海から川、里、山、森につながる循環)

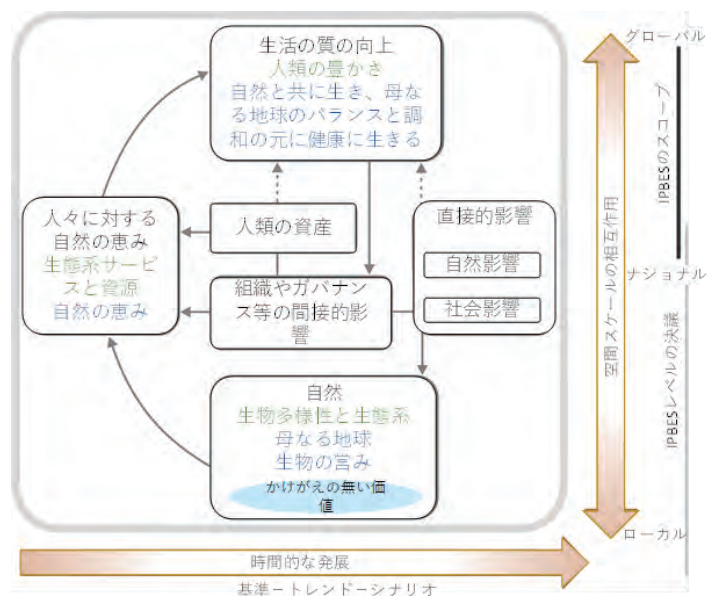


図 2-6 生態系の享受を巡る構造 (Diaz, 2015)

図 2-5 と図 2-6 を比較すると、日本の里山・里海に対応する概念として、生活の質の向上、組織やガバナンスの間接的影響、人類の資産、自然（生物多様性と生態系）が位置付けられていることがわかります。

このように、かつての沿岸域は、里山・里海として海から川、里、山、森が物質循環と社会循環でつながっていました。世界各地でも、そうした考えと根本を同じくする沿岸域の管理が進められてきました。次章では、あるべき社会システムの姿を描く前に、現在の日本の社会システムの課題を改めて概観したいと思います。

第3章 現在の沿岸域を巡る社会システムの問題点



(2017 年国連海洋会議の海ゴミによる魚のモニュメント展示 撮影：古川恵太)

複雑化する世界情勢や社会情勢のもとでは、課題や問題自体が、より複雑・より広範囲になり、関係者も多くなる傾向があります。そうした問題点や、わが国の社会システムの特徴を改めて整理してみました。その結果、各個別の課題に対して、個別に対応策を検討しては、解決できない事態が発生してきたことから、複合的な課題に対して、総合的、統合的に解決策を考える必要性が浮き彫りになりました。これがやがて沿岸域の総合的管理 Integrated Coastal Management(ICM) や統合水資源管理 Integrated Water Resources Management(IWRM) などといった、「統合・総合的 Integrated」という概念を用いて複合的な課題を一体的に扱い、対策を行っていく手法が編み出されていきます。本章では、近年活発になってきた地球温暖化や様々な海の問題に対応しようとする国際的な動きについても紹介します。

3・1 沿岸域に関する問題の特殊性

3・1・1 日本を取り巻く海流と気候区、生物分類

日本列島は、アジア大陸の東縁の海上に北緯 20 度 25 分から 45 度 33 分までの間、長さ約 3,000 km にわたって長く配置されている 6852 の島々から成り立っており、総面積は約 37 万 km² です。緯度の変化と周囲を囲う 4 つの海を流れる暖流・寒流により、亜熱帯から暖温帯、冷温帯、亜寒帯までの広い気候帯が形成されています。さらに、急峻な地形が多いことから、標高差が大きく、高度による植生の変化、山や谷、岬や半島による地形的な分断などがあり、各地に特色のある環境を形成しています（図 3-1、図 3-2）。

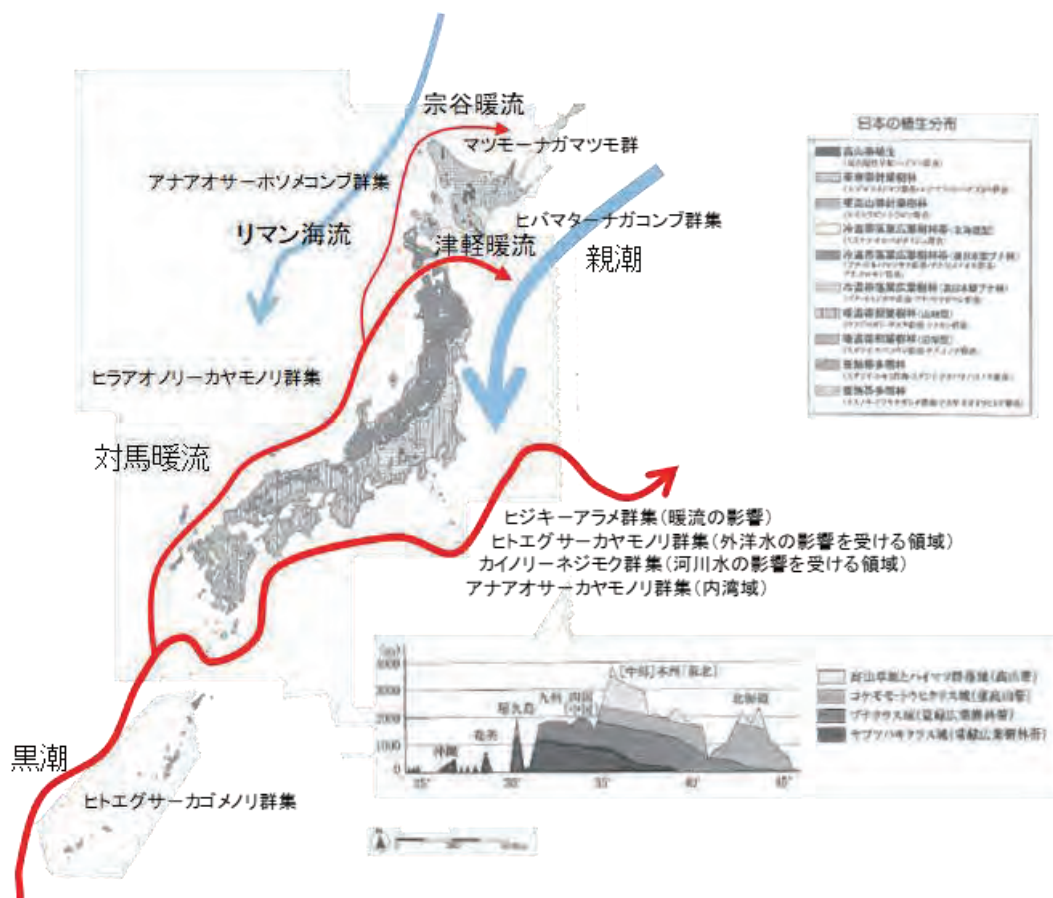


図 3-1 日本を取り巻く海流と植生（陸生植生と海藻植生）

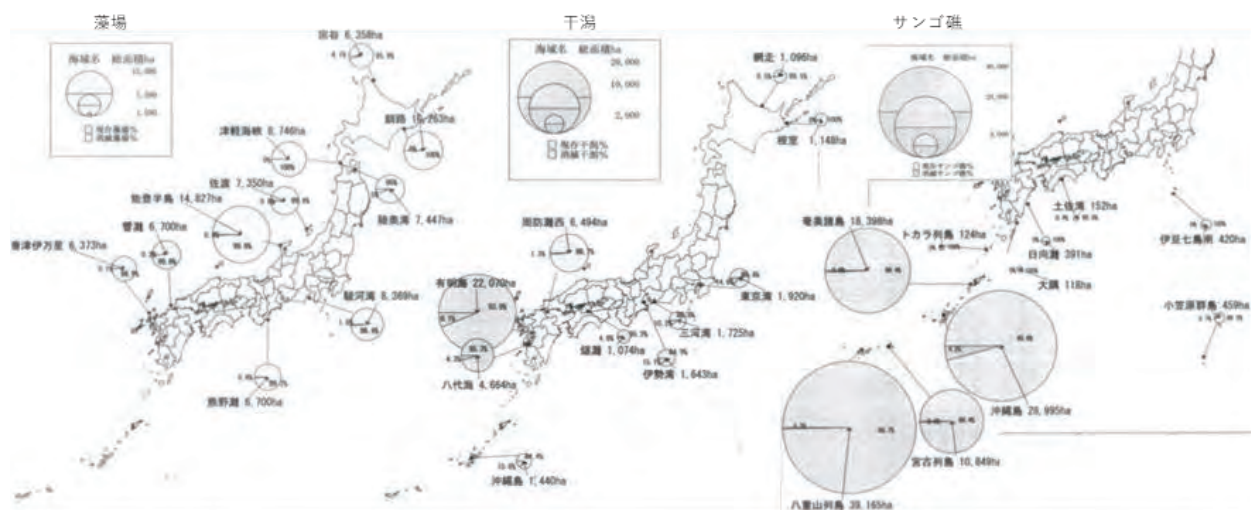


図 3-2 日本の藻場・干潟・サンゴ礁（第4回自然環境保全基礎調査,1989-1992）¹⁴

そうした環境の変化を水中の植生である藻場で見ると、干潟や藻場、アマモ場、岩礁域などが局所的な地形に合わせ分布していることが分かります（図 3-3）。また、同じ藻場においても、環境の変化に適応し、時間的な消長を繰り返しながらモクと呼ばれる枝状のヒジキアカモクから、コンブ類のアラメ・カジメ等に遷移していくこと等がわかっています（図 3-4）。

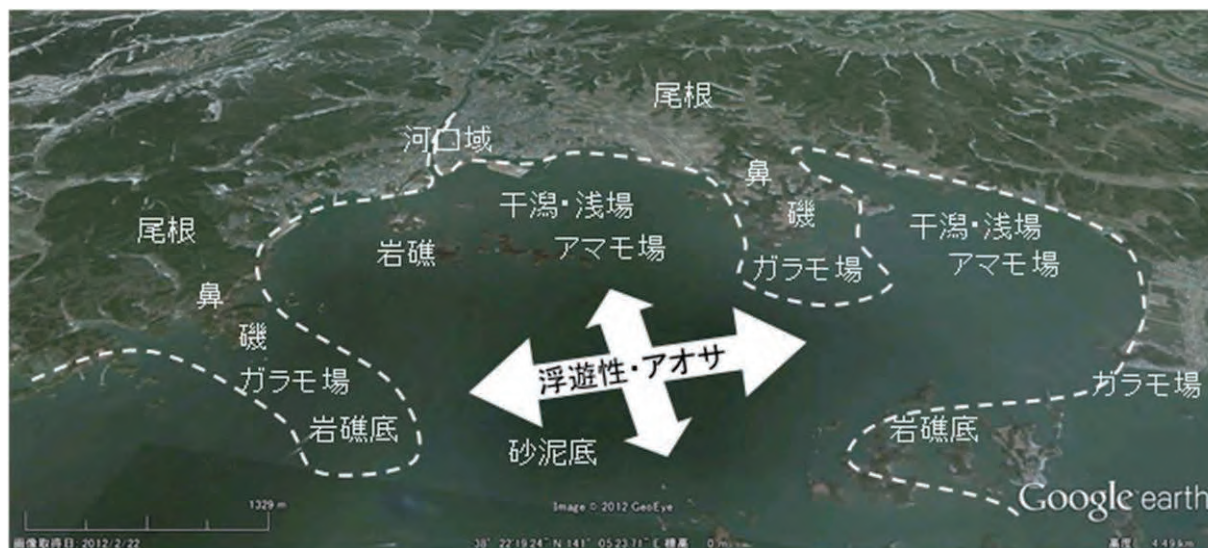


図 3-3 藻場のダイナミクスの模式図（海洋調査協会編 生態系調査マニュアル,2013）²¹

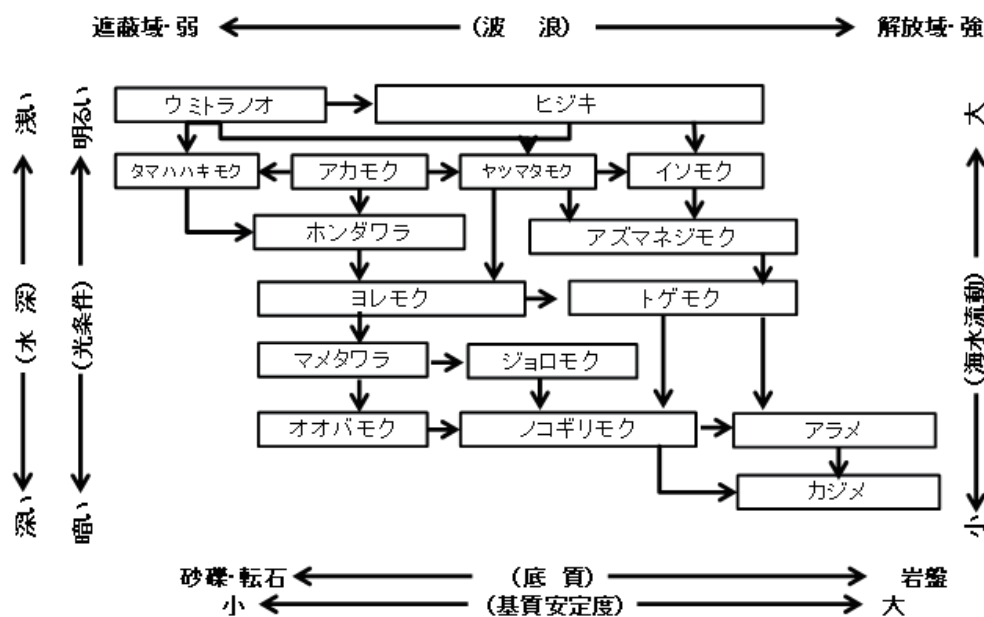


図 3-4 海藻群落の遷移系列と環境変動の関係（運輸省港湾局,1998）¹³

3・1・2 日本の藻場

日本全体でみると、北海道太平洋岸には寒流系のヒバマターナガコンブ群集、北海道オホーツク海沿岸には流水地帯特有のマツモナーナガマツモ群集、紀伊半島から房総半島にかけての本州中部太平洋岸には、暖流影響を受けているヒジキアラメ群集、河川水の影響を受けるところではカイノリーネジモク群集、東京湾、伊勢湾、大阪湾など内湾域にはアナアオサーカヤモノリ群集、外洋水の影響を受ける小湾入江にはヒトエグサーカヤモノリ群集、北海道西部のアナアオサーホソメコンブ群集、本州日本海沿岸にはヒラアオノリーカヤモノリ群集、南西諸島には高水温、高塩分の環境に適応したヒトエグサーカゴメノリ群集が帯状分布をなしています（図 3-1：前出）。

全国的な藻場調査は、環境省の自然環境保全基礎調査¹⁴でなされています、全国の藻場面積のデータは、1989 年～1992 年に実施された第 4 回の調査時に公表された 201,212 ha というのが最新のデータです¹⁵。この時既に、1978 年時と比べて 6,403 ha の藻場が消滅していたことが報告されています。

さらに、海藻の生産量と海藻を食べる動物の摂食量のアンバランスが引き起こす「磯焼け」と呼ばれる藻場の衰退は、20 世紀初頭に始まり、2010 年には 27 の沿岸都道府県で磯焼けが確認されており、過去に確認された都道府県も含めると、その数は 34 に上ります。その

¹³ 運輸省港湾局,港湾構造物と海藻藻類の共生マニュアル,pp14,1998

¹⁴ 環境省、自然環境保全基礎調査 http://www.biodic.go.jp/ne_research.html#id14（2018 年 3 月アクセス）

¹⁵ 環境省第 5 回自然環境保全基礎調査（1993-1998）において、藻場面積 142,459 ha という数字が報告されていますが、第 4 回調査時と集計方法が異なるため単純に比較できないので、ここでは参照していません。

主な原因は、ウニと植食性魚類による食害と考えられており、その対策ガイドラインなども発表されています¹⁶。

同じ藻場と分類されますが、浅い砂地の海底には種子性顕花植物であるアマモ類が繁茂する場が生じ、これらをアマモ場と呼びます。アマモ場も、日本古来より大切な漁場として、稚仔魚の育成場、産卵場として認知され、地域によっては信仰の対象とされてきました¹⁷。

アマモは、春先に栄養株と呼ばれる草体の一部が生殖株と呼ばれる花枝に変化し、春から初夏にかけて種子を作ります。この種子が夏の間海底の泥中に埋まり、冬に発芽、春にかけて成長していきます。アマモは、このように種子による繁殖以外にも、地下茎の枝分かれによる繁殖も行い、生育環境の違いによると考えられ、1年で寿命を終えるものと越年して数年間生きるものがあるようです（図 3-5）。

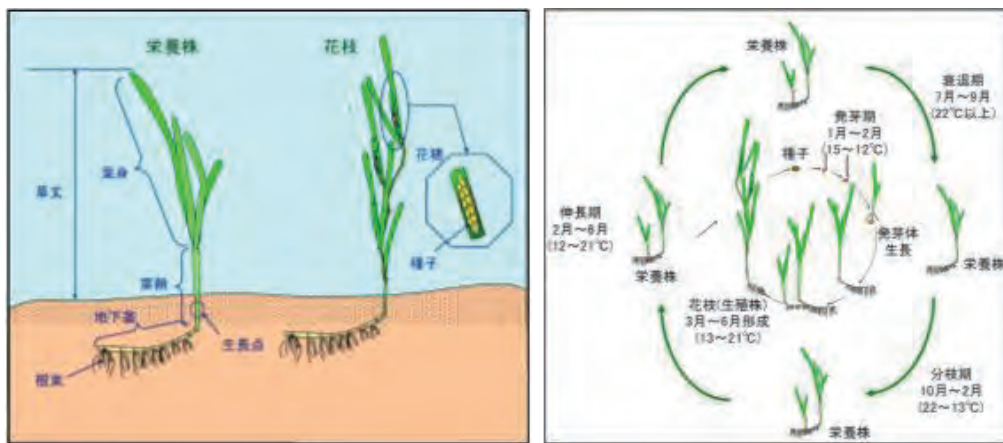


図 3-5 アマモの形態（左）と生活史（右）（マリノフォーラム 21,2007）²⁰

前出の環境省第4回自然環境保全基礎調査によれば、1978年から91年までの間のアマモ場の消失は2,077 haであると報告されています。その消失原因は、埋立などの沿岸域の直接改変によるものと、水質汚濁などの生育環境の悪化などが一因とされ、多くの調査研究や再生に向けた取組み¹⁸が実施されてきました。現在では、濁りによる光環境の劣化や波・流れによる底質の移動、ヘドロなどの堆積などアマモ場の存続を阻害する要因が明らかになってくるとともに、播種や移植などの方法も確立されてきており、そうした復元に関する

16 水産庁, 改訂 磯焼け対策ガイドライン,

http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozoyo/g_hourei/index.html, 174 p., 2015. (2018年3月アクセス)

17 アマモ (*Zostera marina*) 和名は、リュウグウノオトヒメノモトユイノキリハズシ

18 例えば、尾道糸崎港の干潟造成事業：1988年から、尾道糸崎港海老地区において、浚渫土砂23万m³を用いた16haの干潟造成が行われました。当初、干潟前面に移植したアマモ場は、波浪による地形変化の影響を受け消失し、その後、数年かけて地形が安定し、最終的には、適地水深いっぱいには密生したアマモ場が再生されました。このアマモ場再生により、多様な生物相の定着も観察されています。

配慮事項¹⁹や再生のためのガイドライン²⁰、調査マニュアル²¹などが取りまとめられています。

岡山県備前市の日生地区では、漁業者を中心として衰退したアマモ場の再生活動が実子されており、大きな成果を上げている事例（図 3-6）も見られますが、底質の悪化、台風などによるかく乱、貧酸素水塊の襲来などにより壊滅的な影響を受けるときもあり、健全なアマモ場の再生は、今も日本各地の沿岸域の課題となっています²²。

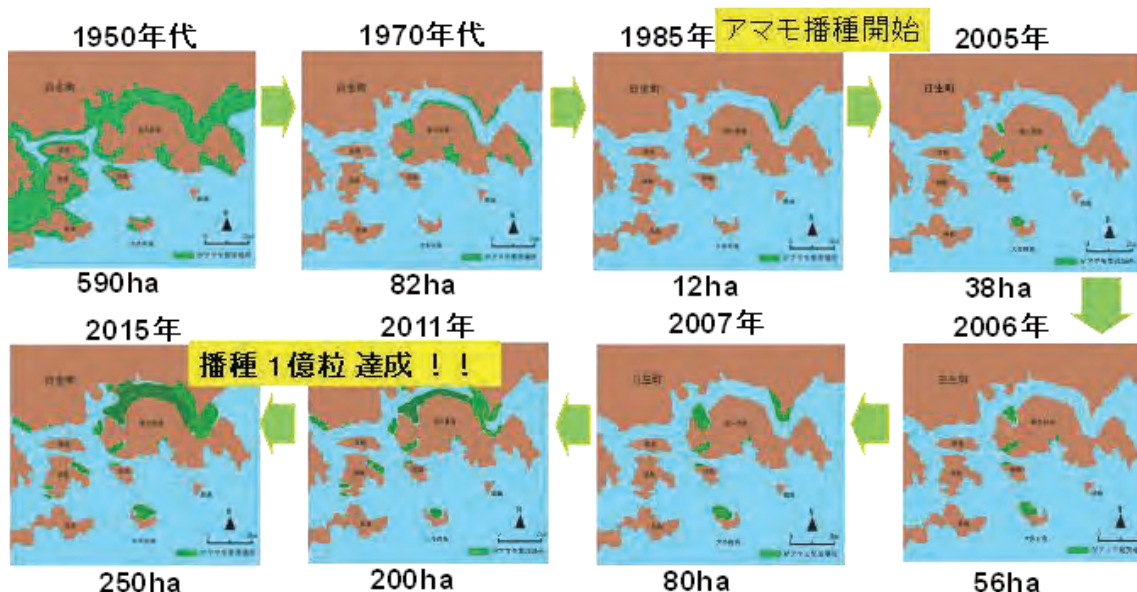


図 3-6 備前市日生地区でのアマモ場の再生事例（田中,2015）²³

3・1・3 日本の干潟

日本の沿岸域の代表的な生態系である干潟は、環境省の自然環境保全基礎調査²⁴によれば、1989年～1992年時に、51,443 ha であり、1978年時と比べて 3,857 ha の消滅が記録されており、藻場と同様、失われつつある沿岸域の生態系のひとつです。

19 環境省、藻場の復元に関する配慮事項, <http://www.env.go.jp/policy/assess/4-1report/file/7.pdf>, 100p., 2004. (2018年3月アクセス)

20 マリノフォーラム 21, アマモ類の自然再生ガイドライン, <http://www.mf21.or.jp/pdf/amamo/guideline.pdf>, pp128, 2007

21 海洋調査協会、海洋生態系調査マニュアル 考え方と実践, 160p., 2013

22 2016年6月に、第9回全国アマモサミットと連携して開催された第32回沿岸環境関連学会連絡協議会ジョイント・シンポジウム「我が国沿岸域におけるアマモ場再生への道～これまでとこれから～」において、アマモ場の役割・機能が再認識され、その再生に向けて伝統知・経験知の活用、成熟したアマモ再生技術の適用などが論じられました。

23 田中丈裕, 2015年備前市 ICM 入門研修会発表資料, 2015

24 環境省、自然環境保全基礎調査 http://www.biodic.go.jp/ne_research.html#id14 (2018年3月アクセス)

干潟については、干潟再生事業²⁵の促進等により再生・造成されている干潟も徐々に増えつつあります。例えば、国土交通省港湾局では環境創造のための事業などを積極的に行い2001年度までに約300ha（回復率26%）の干潟・藻場を回復しました。この他に、干潮時に砂を撒いたところが海面上に現れない覆砂なども事業も行っており、2009年度までに約1,300haに上ります（図3-7）。そうして整備した海浜の中には、潮干狩り等の場として活用されているものもあります²⁶。

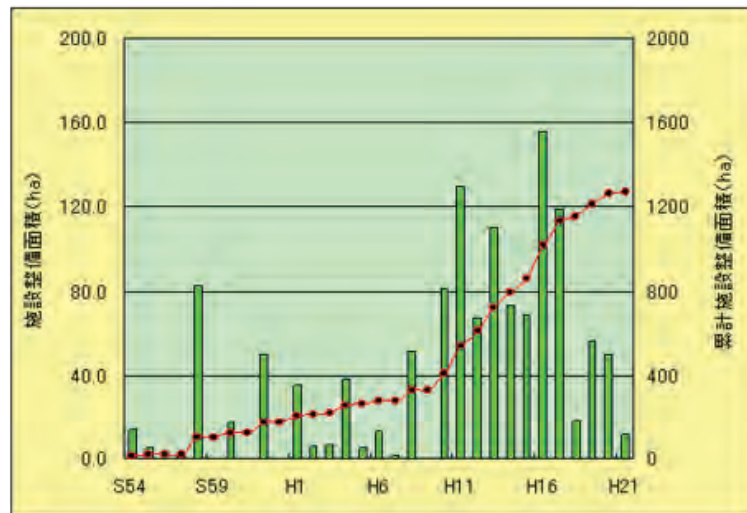


図 3-7 再生・創出された干潟（覆砂）面積の推移²⁶

干潟は、野鳥や稚仔魚の生息の場や、レクリエーションの場であるとともに、豊富な底生生物の生産の場であり、カキ・ノリ等の養殖の場として活用されてきました。近年、アサリとノリ生産における干潟の役割が着目されています。

アサリは、日本人にとって馴染み深い食材の一つで、沿岸漁業の中で重要な地位を占めています。1980年代前半までは、国内のアサリ生産量は毎年14万トン前後で推移していました。しかし、その後、アサリ生産量は減少の一途を辿り、近年は年間約3万トンに留まっています（図3-8）。

²⁵ 例えば、三河湾海域環境創造事業：三河湾の海域環境を改善するために、国土交通省及び愛知県が協力して、三河湾湾口部に位置する中山水道航路の浚渫砂を有効利用して、干潟・浅場の造成を行いました。1998年度の試験造成を皮切りに、2004年度まで事業を行い、620万m³の水底質環境の改善を目的とした干潟・浅場造成が行われました。

²⁶ 国土交通省港湾局, 海域環境情報提供システム, <http://www.mlit.go.jp/kowan/ecoport/> (2018年3月アクセス)

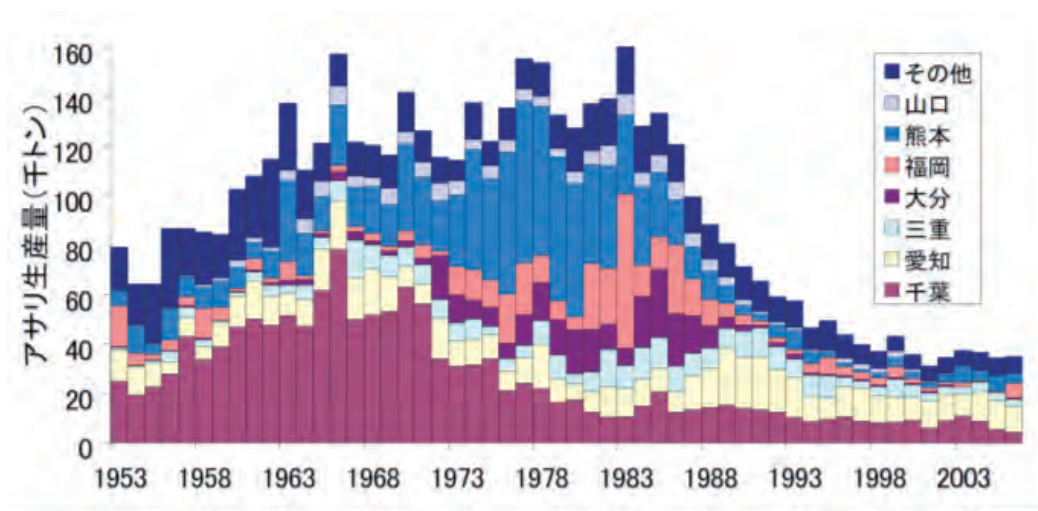


図 3-8 国産アサリの生産量の推移（アサリ資源全国協議会企画会議,2009）²⁷

このような急激な生産量の減少は、国内のアサリ資源が危機的状態にあることを示しており、アサリに関する調査研究が大学、水産研究・教育機構、各地の水産試験場などで行われるとともに、覆砂や干潟造成などの漁場造成事業が実施されてきました。資源回復に向けて、2009年に提言が出されています²⁷。その中で、アサリ生産の現状と問題点として（１）全国的な生産量の低迷、（２）生息適地の減少と漁場環境の変化、（３）不十分な資源管理、（４）新たな病虫害の発生・顕在化、（５）再生産機構の崩壊、を挙げるとともに、資源回復のための６項目に亘る方策（１）場の造成と生息環境の維持、（２）種苗移植と保護育成、（３）大量死亡対策、（４）資源動向の把握と漁業管理、（５）普及・啓発、（６）調査研究の高度化と連携協力、の必要性が示されています。

有明海・八代海は日本最大の干潟を擁しており、2000年度の有明海のノリ不作を契機として「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が議員立法により2002年に制定、施行されました。その特別措置法により環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会のまとめた2016年の報告書には、再生目標として掲げられた稀有な生態系の保全と水産資源の確保について検討し、有明海全体の問題点として、稀有な生態系や生物生産の基盤となり、水質浄化機能を有する藻場干潟の減少、年平均潮位差の減少と平均水位の上昇、底質の局所的な泥化、夏季の貧酸素水塊の発生、年度による海苔生産量の増減などを指摘しています。

もちろん、地域的な特異性、差異はありますので、直ぐに一般化することはできませんが、日本各地の干潟にも、類似する問題点が見受けられるように思えます。

²⁷ アサリ資源全国協議会企画会議,水産庁増殖推進部,水産総合研究センター,提言 国産アサリの復活に向けて, <http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/pr/pamph/pdf/asari.pdf>, pp20, 2009 (2018年3月アクセス)

3・1・4 日本のサンゴ礁

日本は、南西諸島や小笠原諸島を中心とする造礁サンゴの分布域であり、九州から太平洋沿岸の千葉県館山、日本海沿岸の新潟県沖にかけての高緯度サンゴ群集が存在します。環境省の自然環境保全基礎調査²⁸によれば、1989年～1992年時に、97,889 ha のサンゴ礁があり、1978年時と比べて1,513 ha の消滅を記録しています。

サンゴ礁生態系の保全については、生物多様性国家戦略 2012-2020（2012 閣議決定）および、海洋基本計画（2013 閣議決定）に基づき、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」が策定されており、その現状と保全に向けた取組みが推進されています。

日本のサンゴ礁の多くは、「裾礁」タイプのサンゴ礁です（図 3-9）。「裾礁」タイプのサンゴ礁は、サンゴ礁が陸域に直接接続しているため、人々に身近な環境となり、地域の暮らしや文化、伝統にもサンゴ礁生態系が大きく影響する共に、陸域から流入する栄養塩や土砂などの直接的な影響によるダメージを受けやすい生態系である、ともいわれています²⁹。

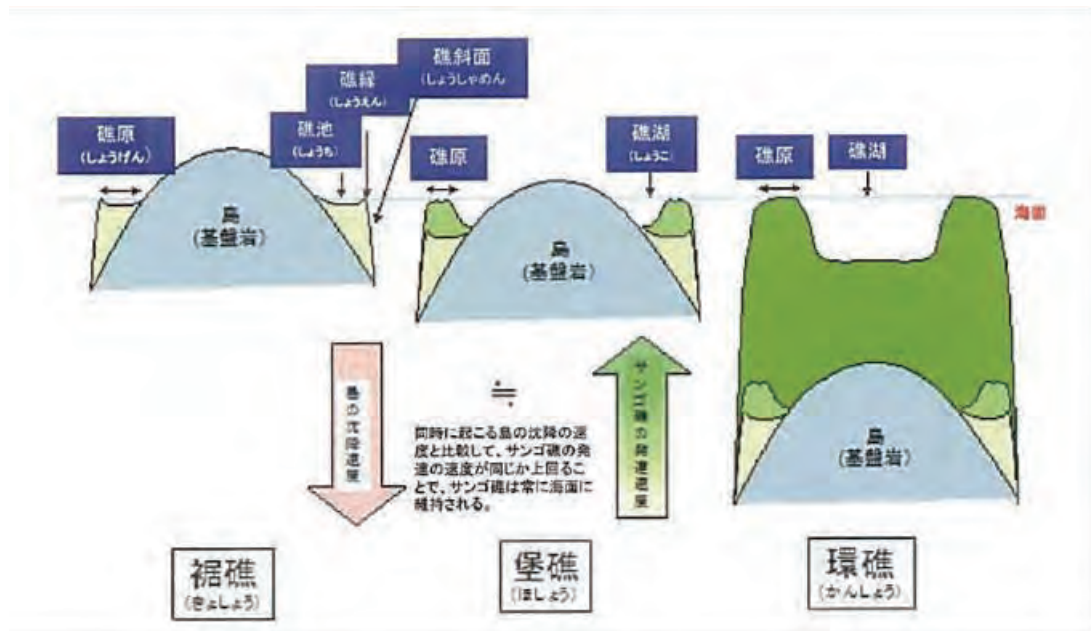


図 3-9 「裾礁」「堡礁」「環礁」（サンゴ礁が作る 3 つの地形）（環境省,2016）²⁹

サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020 には、サンゴ礁生態系が脆弱性が高い生態系であることが、高水温によって引き起こされる地球規模での大規模な白化現象、オニヒトデなどのサンゴ食害生物の大発生による影響などが例として示されています。日本のサンゴ礁生態系についての脅威として、開発による破壊や、赤土などの流入、オニヒトデによる食害、巨大台風による破壊、海水温の上昇や海洋酸性化などが挙げられています。

²⁸ 環境省、自然環境保全基礎調査 http://www.biodic.go.jp/ne_research.html#id14（2018 年 3 月アクセス）

²⁹ 環境省、サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020, <http://www.env.go.jp/nature/biodic/coralreefs/project/index.html>, 47p., 2016.（2018 年 3 月アクセス）

2017年4月には、2016年に発生した深刻な大規模白化現象³⁰に対して、予防のためには気候変動の緩和が不可欠であり、回復のためには気候変動の影響への適応策が重要であることが指摘され、モニタリングの推進、優先的に保全すべき地域の特定、サンゴ群集の再生の促進などが緊急性の高い取り組みとして掲げられました。さらに、陸域に由来する赤土対策として沿岸域の統合的管理の推進や、地域の暮らしとサンゴ礁生態系の繋ぎの構築として多様な主体の連携・協働等が謳われています。

3・2 わが国の社会システムの特徴

3・2・1 沿岸域に関する法制度

日本において、3大湾での人口集中とその他の地域における過疎の悩みがあり、自然災害に対する備えも必要です。古くより海の利用の中心は漁業と海運でしたが、近年は、沿岸域の開発のために行われてきた埋立てについても、環境影響の軽減、都市環境問題への対処など政策の転換が示され始めています。

海洋空間における施設配置等の空間管理とその空間における人間活動の管理を行う権限に対する法制度として、沿岸域に設置された人工公物である港湾、漁港、河川、海岸等にかかわる法制度があります。これらについては管理対象となる空間が特定され（港湾区域、臨港区域、漁港区域、河川区域、海岸保全区域、一般公共海岸区域等）、その空間の開発・利用計画を定め、施設設置や占用等の許可権等を持つ管理者が存在します。このように空間管理者が存在する空間とは異なり、海域には管理権者が存在しない空間が広く存在し、このような空間は「一般海域」と呼ばれます。

一般海域においては自然公物として、海の自由使用原則が適用され、すべての人は他人の使用を排除しない限り、自由に海を使用することができるとされています。海の利用技術の進展とともに、一般海域における海面の経済的利用の可能性も高まっており、管理権者不在のまま、一定海域を排他的に継続的に利用して経済活動をする問題が生じつつあることから、地方公共団体が条例で一般海域の管理権を定める例もみられるようになってきました。

30 日本最大のサンゴ礁海域である石西礁湖においては、90%以上のサンゴが白化し、その多くが死亡するなど1998年に発生した大規模白化現象以降最も深刻な状態となったことが報告されています。

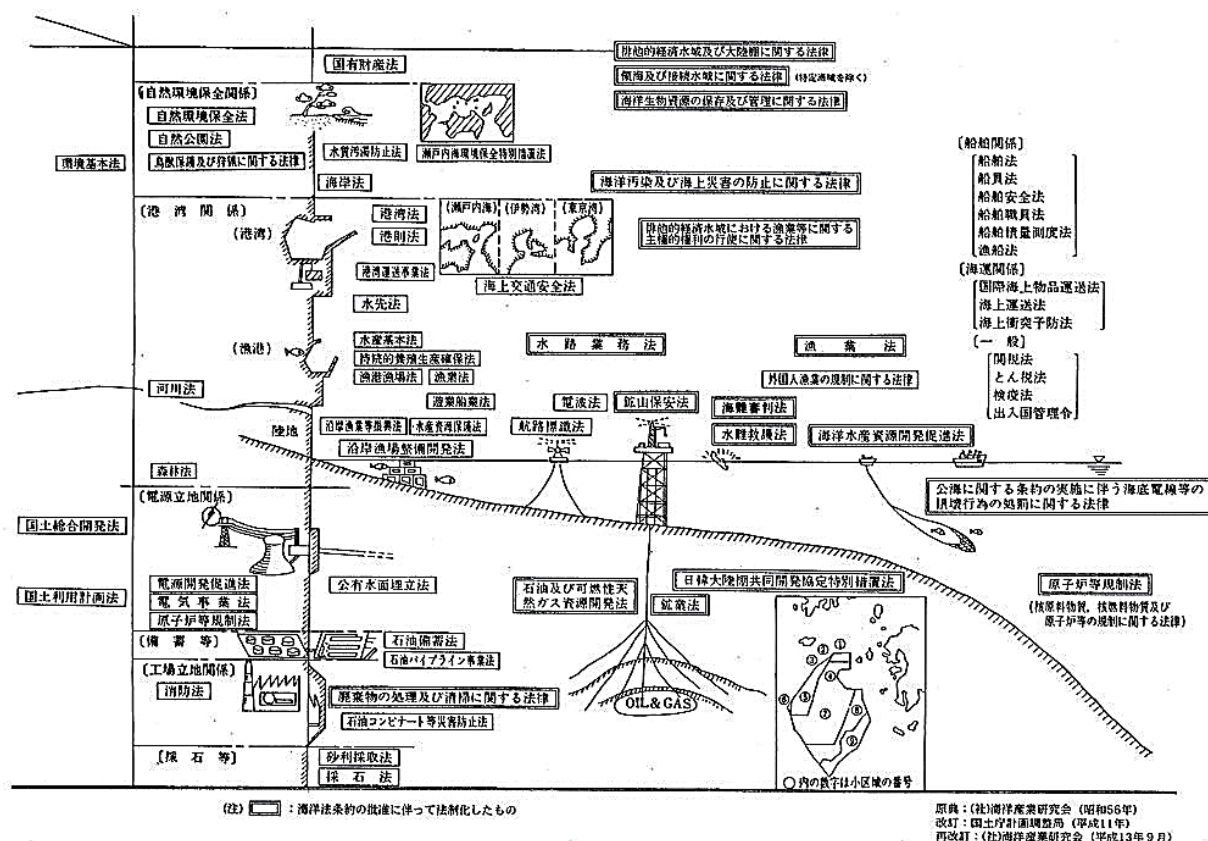


図 3-10 現行海洋関連法制・模式図 (海洋産業研究会, 2001)³¹⁾

3 · 2 · 2 海岸管理

日本の海の管轄は対象によって、国土交通省、農林水産省、環境省などに分かれています。

例えば、海岸を例にすると、日本の海岸線の総延長は約 35 千 km と極めて長大ですが、海岸には「農地関係海岸」、「漁港関係海岸」、「港湾関係海岸」、「一般海岸」の 4 種類あり、現在は、農林水産省（農村振興局、水産庁）と国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）が所管しています（図 3-11）

31 海洋産業研究会, 現行海洋関連法制・模式図, 2001

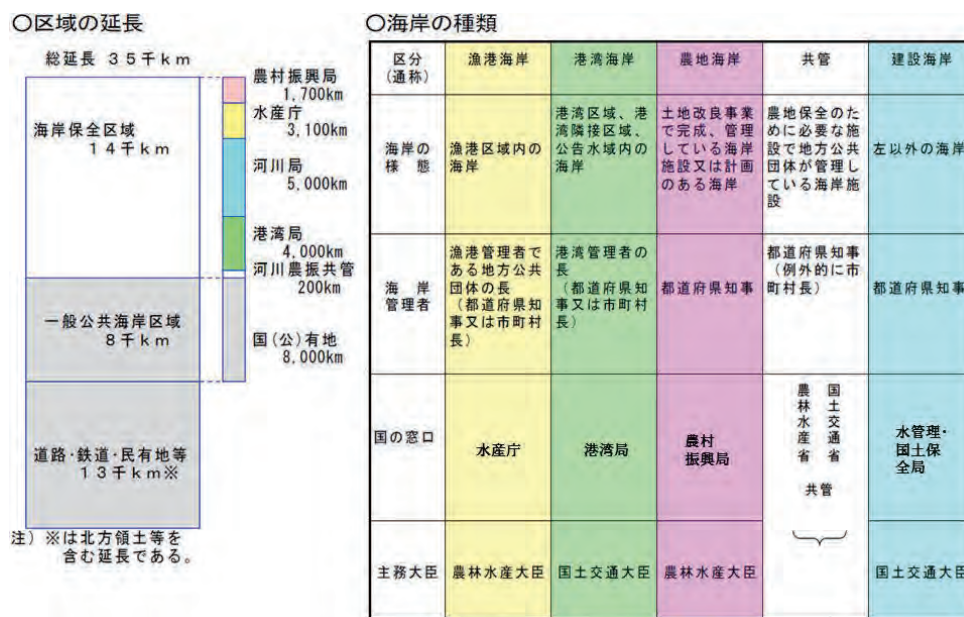


図 3-11 海岸線の概要（水産庁,2006）³²

3・2・3 漁業権

漁業権についての例では、沿岸域の地先水面で行われる漁業を管理する制度が漁業権漁業です。これには定置漁業、区画漁業、共同漁業があります（漁業法6条）。漁業権は都道府県知事の免許によって与えられます（10条）。漁業権は、特定の水面において特定の水産動植物の採捕または養殖を一定の期間、排他的・独占的に営む権利であり（6条）、物権とみなされ、土地に関する規定が準用（23条）されます。これを侵すものに対しては、漁業権者が返還請求権、妨害排除請求権、妨害予防請求権を行使できる排他性の強い権利です。しかし、現行法の下での漁業権は特定の水産物の採捕または養殖を独占的に営む権利であるにとどまり、土地所有権のようにその空間の絶対的な排他的権限を与えるものではありません。

漁業権漁業は、主に地先・沖合で操業する漁業を管理する知事許可漁業と主に沖合・遠洋で操業する漁業を管理する農林水産大臣管理漁業があります。漁業調整の必要な範囲との関係で、大臣が管理する漁業と都道府県知事が管理する漁業とに区分されています（図3-12）。

³² 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、「漁港海岸事業の概要」抜粋、
http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/assess/senmon/pdf/h18_3_sankou2.pdf,2006（2018年3月アクセス）

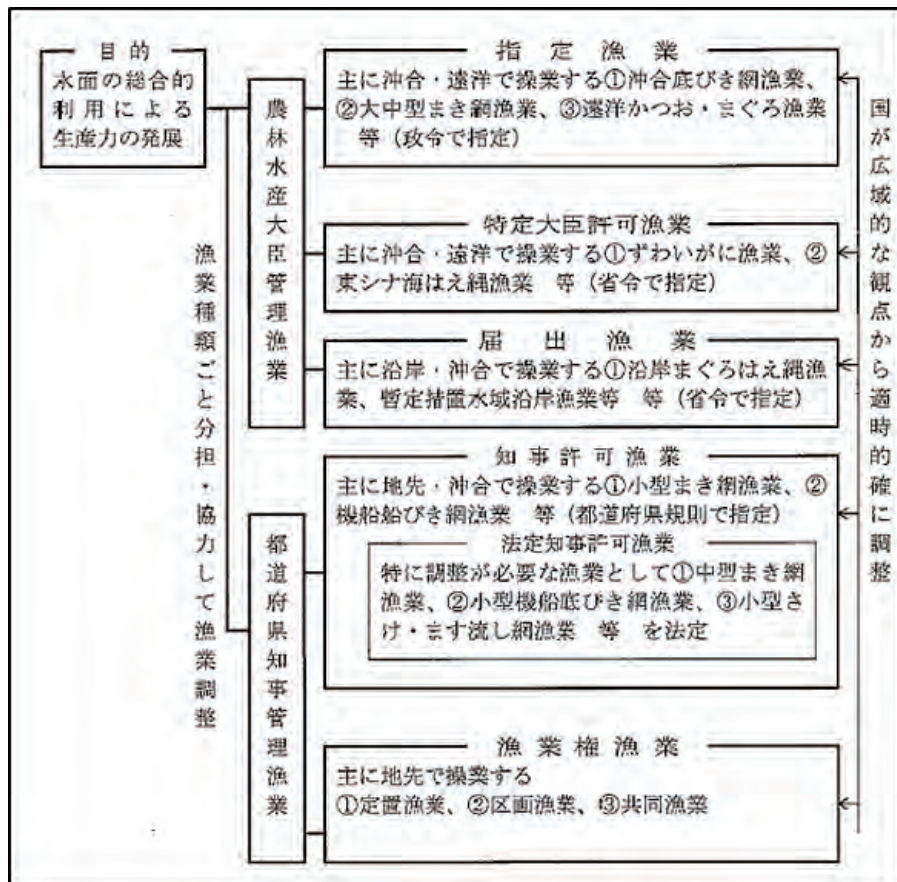


図 3-12 漁業法に規定される漁業の体系 (OPRI,2016) 33

このように、海の管理は、数多くの所管官庁による縦割り行政で行われており、横の連絡が弱く、総合性に欠けるとの批判が繰り返されてきました。海洋基本法の制定、それによる総合海洋政策本部の設置はそのような縦割りの海の管理の限界を克服する努力でもあったのです。しかし、海の管理を陸の管理と比較すると、海の管理が陸以上に強い縦割りで行われているわけではありません。見方によっては、陸の管理は土地の私的所有権を前提にする分だけ、より多くの管理主体の下で縦割りに管理・支配されているとも言えます。にもかかわらず、海の管理の縦割り性が繰り返し指摘されてきたのは、縦割りを統合し、調整するメカニズムが、海の場合には、陸域以上に働きにくい環境があるためです。(入門 P82,104,105)

3・2・4 海の利用

海の利用の主な形態として漁業、港湾・海運・航路、埋め立て・ウォーターフロント、レジャー・観光、エネルギーの生産などがあります。

沿岸域は生活、産業あるいは憩いの空間として利用されており、海岸域は余暇空間、港湾、

33 笹川平和財団海洋政策研究所(OPRI), 沿岸域総合管理入門 豊かな海と人の共生をめざして, 東海大学出版部, pp105, 2016

漁港として利用され、それに沿う内陸では農地利用やホテルや工場が建設され、さらに内陸ではまちや都市が形成されています。特に海岸域は陸域からの人間の利用と海からの自然が交わることであり、人間からは安全・安心・快適が望まれ、自然からは多様な生物の生息環境が望まれる空間です。そのため、海岸域は国土保全と防災と環境保全が望まれる空間です。



図 3-13 海・沿岸域の利用（環境省,2018）³⁴

3・2・5 沿岸域の総合的管理

わが国においては、2007年に制定された海洋基本法の基本的施策、2008年に閣議決定され2013年に改訂された海洋基本計画の政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として、「沿岸域の総合的管理」の実施が位置づけられました。健全な海洋・沿岸域は、人々に水と酸素を供給し、豊かな恵みをもたらすことで、貧困の根絶、食料の安全保障、人々の雇用、観光、自然災害からの防護等、重要な役割を果たしています。この海洋・沿岸域を持続的に保全・再生・利用していくためには、今後の地球規模の気候変化・変動、地域的・局所的な環境の劣化、生物生息場の喪失と生物多様性の減少、人口集中や過疎化などを含む社会構造

³⁴ 環境省水・大気環境局「里海ネット」<http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/>を海洋政策研究所が部分修正（2018年3月アクセス）

の変化など相互に密接な関連を有する沿岸域に関する諸問題を総合的に、かつ関係者が主体となって対処する制度・体制を構築していくことが必要なのです。このように、自然社会的条件からみて一体的に施策が講ぜられることが相当と認められる沿岸域（海域及び陸域を含む）を総合的に取り扱う手法が「沿岸域の総合的管理（ICM: Integrated Coastal Management）」とされています。

しかし、その具体的な取組みとしては、都市部沿岸域と特別措置法などが適用されている特定沿岸域さらには、市町村が主体となっている地方部沿岸域において、異なる進展をたどってきました（図 3-14）。

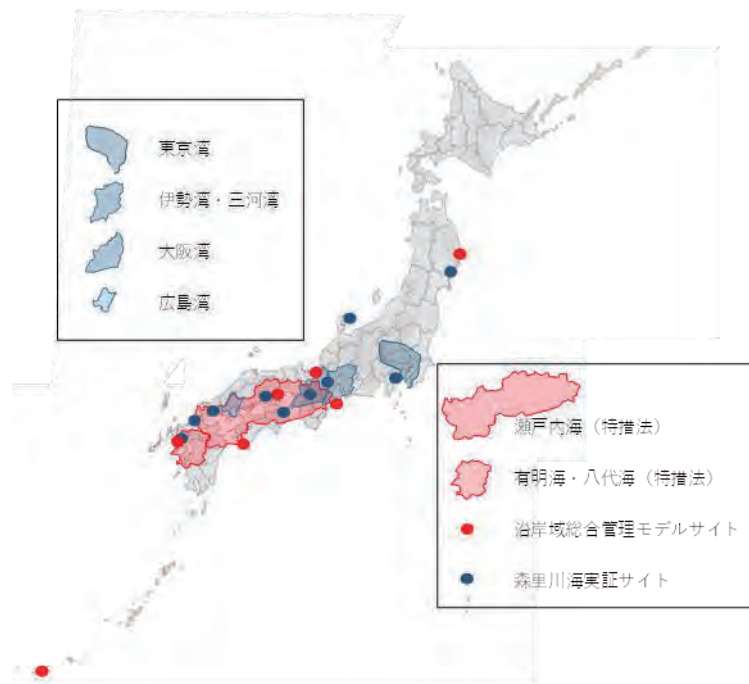


図 3-14 わが国における主な沿岸域の総合的管理の実施事例

都市部沿岸域においては、1960年代高度成長期の開発圧力により深刻な環境悪化が急速に進み、1970年代に入ると公害対策を軸とする水質規制が始まりました。その後も環境再生に向けた動きが活発化するとともに、都市臨海部への開発圧力が一段落したことで、2000年代には水質的には回復してきました。しかし、依然として貧酸素水塊の発生や、生息生物の減少は続いている状況です。そうした状況のもと、2001年に都市再生プロジェクトの第3次決定に大都市圏における都市環境インフラの再生（海の再生）が位置づけられたことに端を発し、東京湾、大阪湾、伊勢湾（三河湾を含む）、広島湾において、順次、再生推進会議が設置され、それぞれ10年計画の再生行動計画が策定されています。現在、それらの計画の2期目に入るタイミングとなっており、各地域で、多様な関係者の積極的な参加を促す取り組みが試みられています。例えば、東京湾においては、第2期の計画実施にあたり目標に「江戸前」という言葉を追加することで、行動の輪を広げること、あらゆる興味を東京

湾に引き付けられるよう工夫し、課題に対処することなどの方向性を明確にしたとともに、「東京湾再生官民連携フォーラム」を発足しました。このフォーラムでは、東京湾再生推進会議メンバーの他、企業、漁業、歴史文化、市民活動など多様な関係者を含む、多様な関係者が協働する枠組みが整備され、10万人近くを動員する東京湾大感謝祭などが開催されています（図 3-15）。

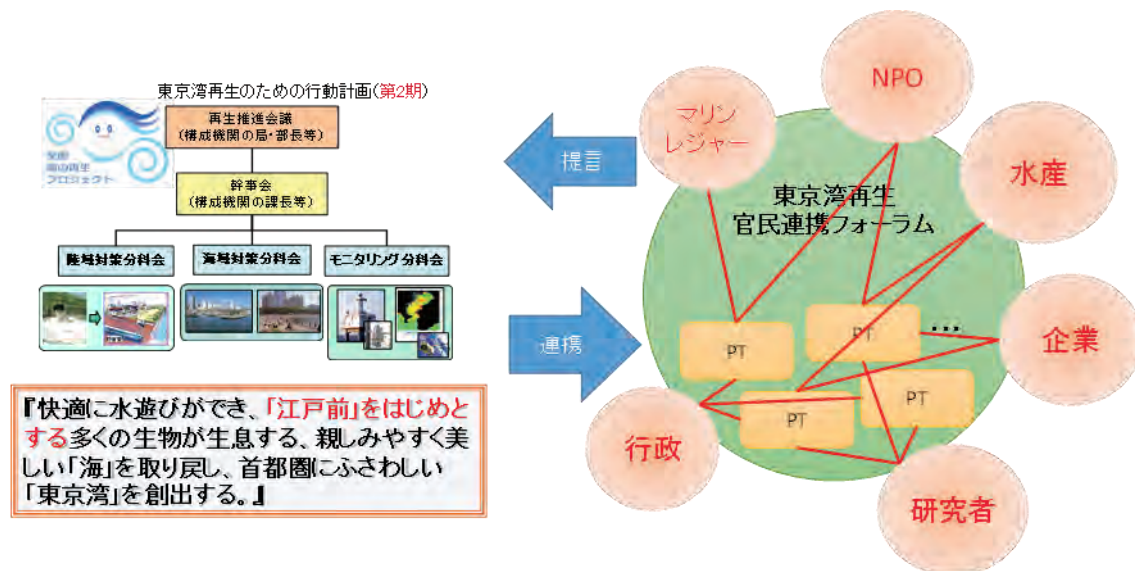


図 3-15 東京湾再生のための行動計画（第2期）における東京湾再生推進会議（左：官の組織）と東京湾再生官民連携フォーラム（右）の役割分担

特定沿岸域としては、瀬戸内海と有明海・八代海がある。瀬戸内海においては、瀬戸内海環境保全特別措置法により策定される国の瀬戸内海環境保全基本計画ならびに、それを受けて策定される府県計画、さらには府県計画で位置づけられる湾灘協議会により、1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、2) 水質の保全及び管理、3) 自然景観及び文化的景観の保全、4) 水産資源の持続的な利用の確保を目指した取り組みが推進されています。この特別措置法は、1973年に瀬戸内海環境保全臨時措置法として制定されたものを起源としています。2015年にはこの法律とそれに基づく瀬戸内海環境保全基本計画の大改定が閣議決定されたことにより「きれいな海から豊かな海へ」の大きな方向転換が行われ、より総合的管理計画としての体裁が整いました（図 3-16）。

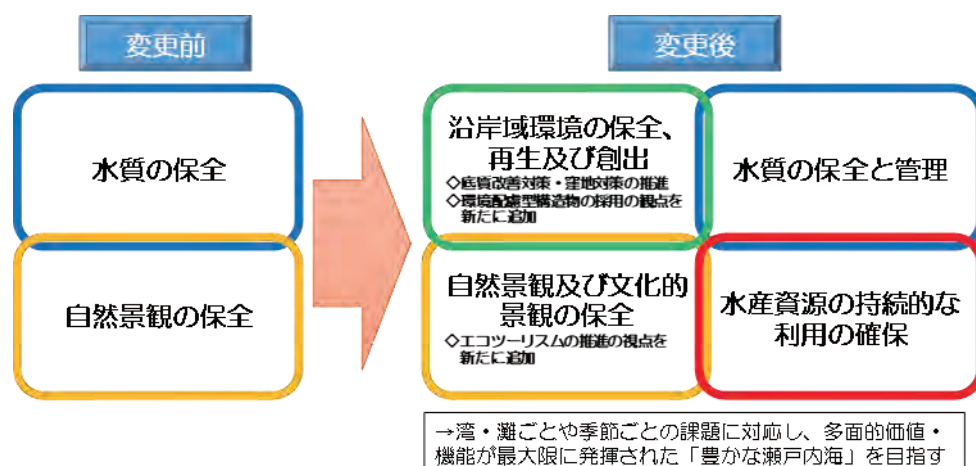
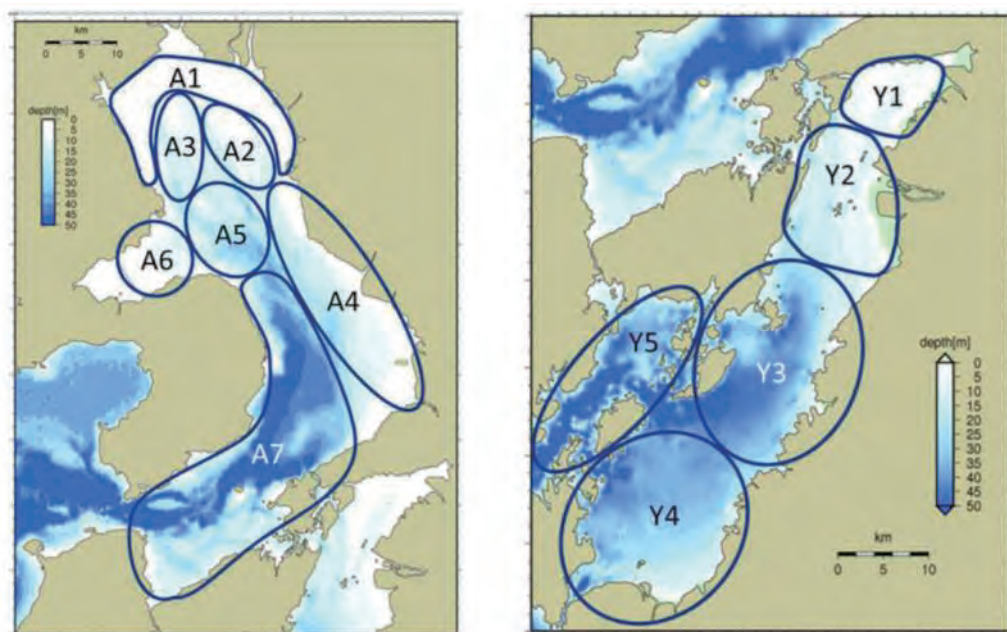


図 3-16 瀬戸内海環境保全基本計画の改定の骨子³⁵

一方、有明海及び八代海では、2002年に制定された有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、有明海・八代海等総合調査評価委員会が生物・水産資源・水環境問題及び海域再生対策の視点から調査結果をとりまとめ、再生への取組みを検討した報告書を発表しています。その中で、海域全体に係る再生方策と考慮すべき事象（水質、底質、底生生物）の空間スケールに応じて設定された海域区分に対応した個別政策が整理されており、日本版の海域空間計画と言える取組みが進められています（図 3-17）。

³⁵ 環境省、「瀬戸内海環境保全基本計画」変更のポイント, <http://www.env.go.jp/press/files/jp/26293.pdf> (2018年3月アクセス)



注) 図中の有明海、八代海の青色の範囲は海域区分を示す。

A 1 海域…有明海湾奥奥部

A 2 海域…有明海湾奥東部

A 3 海域…有明海湾奥西部

A 4 海域…有明海中央東部

A 5 海域…有明海湾央部

A 6 海域…有明海諫早湾

A 7 海域…有明海湾口部

Y 1 海域…八代海湾奥部

Y 2 海域…球磨川河口部

Y 3 海域…八代海湾央部

Y 4 海域…八代海湾口東部

Y 5 海域…八代海湾口西部

図 3-17 有明海、八代海の海域区分³⁶ (有明海・八代海等総合調査評価委員会報告,2017) ³⁷

地方部沿岸域においては、2013年の海洋基本計画の改定により「各地域の自主性の下、多様な主体の参画と連携、協働により、各地域の特性に応じて陸域と海域を一体的かつ総合的に管理する取組を推進することとし、地域の計画の構築に取り組む地方を支援する(第2部9(1))」と明記されました。しかし、地域の計画の策定方法や取り組みの具体策などが体系的に示されていない状況です。そこで、海洋政策研究財団(現笹川平和財団海洋政策研究所)は、沿岸域の総合的管理に積極的に取り組む地方公共団体と協力し、2010年度から日本財団の研究助成を受け、沿岸域総合管理モデルサイトを設定し、研究を進めてきました。現在、宮古市、小浜市、志摩市、備前市、宿毛湾、大村湾、竹富町において、沿岸域の総合的管理に向けた取り組みが進められています。また、政府においては、環境省の森里川海プロジェクトによる地域循環共生圏構築に向けた実証地域(国内10ヵ所)や、水産庁の水産多面的機能発揮対策事業(47地域協議会(336市町村)で全国展開)などの中で、海域・沿

³⁶ なお、この海域区分について、当該報告書では、「この海域区分は概ねの区分であり、海域毎に問題点及びその原因・要因の考察を進めることにより、各海域の再生に係る適切な評価、再生方策を見出すことにつながることを期待するものである。そのため、図中に線で囲った部分のすき間のエリアについては、どの海域区分にも属さないというわけではなく、また、厳密に区分することは本評価委員会の目的とは異なるものである。」という注釈が付与されています。

³⁷ 環境省、有明海・八代海等総合調査評価委員会報告 まとめ集,pp20,
<http://www.env.go.jp/press/files/jp/26293.pdf>,2017 (2018年3月アクセス)

岸域の総合管理における取り組みが推進されています（表 3-1）。

表 3-1 主な沿岸域の総合的管理の実施事例と自治体の関与

計画・事業	海域	自治体	流域面積 (陸地/海域 km ²)	流域人口 (万人)
海の再生プロジェクト ^{※1,3,4}	東京湾	東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉市、木更津市、横浜市、相模原市	9,076 / 1,380	3,100
	伊勢湾	長野県、岐阜県、愛知県、三重県	16,191 / 2,130	1,089
	大阪湾	大阪府、滋賀県、大阪市、堺市、神戸市、京都市、大津市、奈良市	11,200 / 1,400	1,745
	広島湾	広島県、山口県	3,743 / 1,043	178
瀬戸内海環境保全基本計画 ^{※5}	瀬戸内海	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県	33,098 / 21,827	3,000
有明海・八代海等の再生に関する基本方針 ^{※6}	有明海	福岡県、熊本県、長崎県、佐賀県、大分県	8,000 / 1,700	336
	八代海	熊本県、鹿児島県、宮崎県	1,880 / 1,200	51
ICMモデルサイト事業(笹川平和財団海洋政策研究所) ^{※7}	宮古市、小浜市、志摩市、備前市、宿毛湾、大村湾、竹富町			
地域循環共生圏構築に向けた実証地域(森里川海プロジェクト) ^{※8}	南三陸町、小田原市、珠洲市、東近江市、吹田市・能勢町、高梁川流域、榑野川河口・干潟、吉野川流域、宗像市、鹿島市			
水産多面的機能発揮対策事業(水産庁) ^{※9}	47地域協議会(336市町村)で全国展開			

※1 東京湾再生推進会議 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/

※2 伊勢湾再生推進会議 http://www.cbr.mlit.go.jp/kakaku/sai_ise/

※3 大阪湾再生推進会議 <http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/suishin/>

※4 広島湾再生推進会議 <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/hirosimawan/>

※5 せとうちネット http://www.env.go.jp/water/beisa/beisa_net/setouchiNet/seto/

※6 有明海・八代海等総合調査評価委員会 <http://www.env.go.jp/council/20ari/yatsu/yoshi20.html>

※7 沿岸域総合管理モデルサイト事業 <https://sp.forg/opri/projects/icm/>

※8 つなげよう。文えよう森里川海 <http://www.env.go.jp/nature/morisotokawaumi/>

※9 水産多面的機能発揮対策情報サイト <http://www.hitoumi.jp/torikumi/>

平成の大合併により市町村域が広域化したことにより、複数の市町村が集まって一つの地方自治体となる事態が発生し、合併前の市町村のコミュニティが担っていた動的モザイクである里山・里海の管理に十分対応できなくなる場合も見られているようです。さらには、地方沿岸域においても環境劣化が進行しており、地域の漁業生産や観光産業などへの影響が懸念されています。その中で、市町村域の広域化により、より多くの市町村が単独で森・川・里・海に広がる沿岸域を包含する場合が増えたということは、そうした沿岸域の総合的管理に向けた基盤として市町村などの基礎自治体が担う役割が大きくなったと捉えることもできると思います。

3・3 世界の動向（管理から約束へ）

3・3・1 気候変動枠組条約・パリ協定

2015 年 11 月にパリで気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されました。COP21 は、先進国、開発途上国がこれまでの気候変動対策の責任をめぐる厳しい対立を乗り越えて交渉し、会期を 1 日延長して 12 月 12 日に新たな気候変動対策の枠組み「パリ協定」を採択しました。「パリ協定」は、196 の条約加盟国・地域が初めてそろって参加して、全体目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えること（1.5℃に抑えるよう努力することにも言及）を掲げ、すべての国に温暖化ガスの削減目標の作成、国内対策の実施、履行状況の報告などを義務化し、実現を担保するため各国に目標

の5年ごとのレビュー義務を課す措置も講じた画期的な合意です。

「パリ協定」においては、5年毎に各国が自ら決めた貢献（Nationally Determined Contributions: NDCs）の提出が義務付けられ、世界全体の実施状況を確認することで透明性を高め、実施、遵守を促進するというアプローチがとられています。このNDCsに具体的な行動のためのツールとして取り上げられているのが、「海洋・沿岸域の総合的管理（Integrated Coastal Management: ICM）」です。気候変動に対する適応策の1つとして、ICMを具体的に国の政策・施策に位置付けている国は、2017年1月現在でNDCsを提出した118カ国中、17か国ありました。

わが国では、2015年7月に政府が、地球温暖化対策推進本部を開いて、温暖化ガスの排出量を2030年までに2013年度比26%削減する目標を決定し、国連気候変動枠組条約事務局にNDCsを提出していますが、海洋に関する記述は海運・港湾・船舶の効率化等にとどまっています。

3・3・2 SDGs・国連海洋会議

また、2015年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（Sustainable Development Goals: SDGs）で示された、持続可能な開発目標14（海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用）の実現に向けた国連ハイレベル会合である「海洋会議」が2017年6月に国連本部で開催されました。各国から2,000人の政府代表団と2,000人のNGO等の非政府代表団の合計4,000の代表団が集まり、「海洋祭り」や「世界海洋の日」等のイベントも実施されました。

海洋会議では、政府代表団や国際機関、NGO等が意見表明する全体会議と、7つのテーマについて多様な関係者が意見交換をするパートナーシップ・ダイアログ、そして関係国・組織が開催する150を超えるサイドイベントが行われました。

会議において重要視されたのは、海洋の危機の共通認識を作ること、海洋問題を解決することが多くのSDGsの達成につながるという共益性を理解すること、そしてそれに向かって誰もが当事者として参画する（no one left behind）という精神でした。

全ての人々が参画するという理念の下、「自主的約束（Voluntary Commitments）」として、各自・各機関・各国がSDGsの実現のために実施する行動を国連のWebページ上で宣言し、その内容を全国の人々が共有する仕組みが整備されました³⁸。2018年1月現在で、1418の約束が登録されています。国際約束により目的を達成する新たな動きのひとつとして注目に値します。

また、海洋会議の成果は「行動の要求（Call for Action）」という成果文書に取りまとめられ、第13章に具体的な取組みが列挙されました。その中でも、全てのレベルにおける共同・調整の強化、官民連携による多様な主体が参画するパートナーシップの構築などが謳われ、海洋・沿岸域の生態系を保全する方策として、海洋・沿岸域の総合的管理や海洋空間計画への取組みの促進が明記されました。さらに、気候変動の緩和策、適応策の実施についても海

38 <https://oceanconference.un.org/commitments/>（2018年3月アクセス）

洋酸性化、海面上昇、水温変化、ブルーカーボン³⁹など具体的に、海洋問題と地球温暖化の関連が示されました。特に、ブルーカーボンにおいては、わが国では、世界に先駆けてアマモ場等による炭素貯留メカニズムを解明し、多くのアマモ場再生が進められており、世界に向かって発信すべき取り組みです。

この海洋会議を通して顕著だったことは、小島しょ国を中心とする海洋国が主導的役割を果たそうとし始めたことです⁴⁰。そうした中で、海洋産業、経済の振興の必要性が謳われ、海洋における持続可能な経済のモデルとして提示されてきたのがブルーエコノミーです。



図 3-18 SDGs ロゴマーク (国連広報センター, 2018)⁴¹

39 海洋生態系に貯留される炭素の総称、湿地やマングローブ林等による炭素貯留などが有名です。貯留炭素量をクレジットとして、排出権取引の対象とするという議論もあり、グリーンカーボン（森林など陸の生態系に貯蔵される炭素）に合わせて注目が集まっています。

40 本会議の共同議長の一人名は Josaia Voreqe Bainimarama フィジー首相でした

41 国連広報センター, SDGs ロゴマーク, http://www.unic.or.jp/files/sdg_logo_ja_2.pdf, 2018 (2018年3月アクセス)

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）

「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」

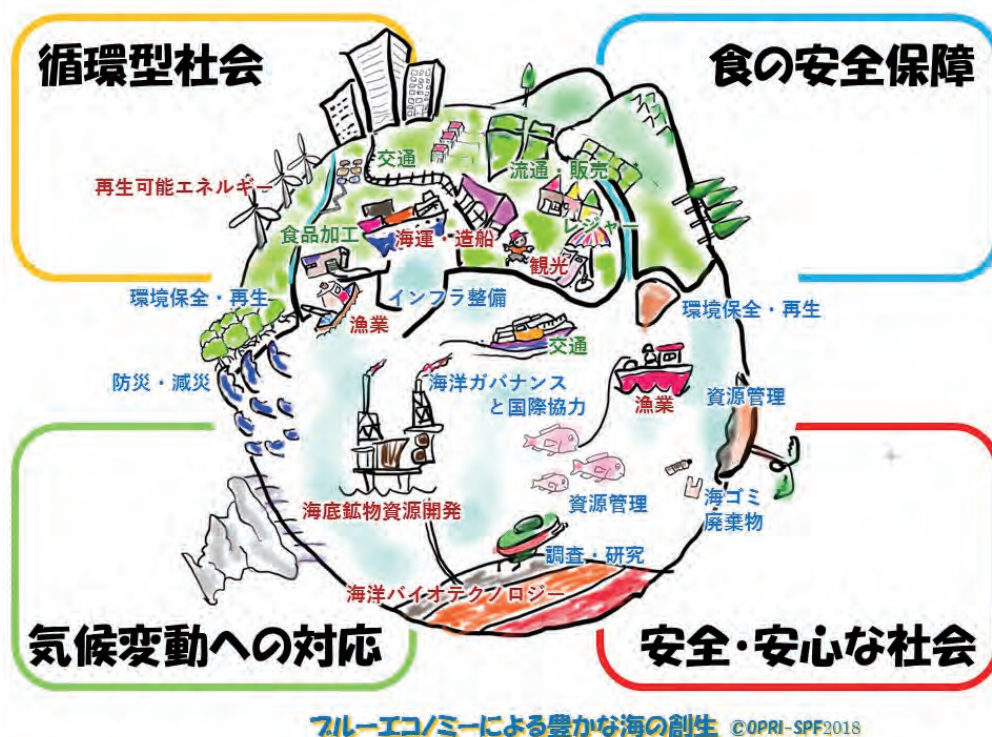
日本語(外務省仮訳)⁴² 目標 14 抜粋

目標 14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

- 14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
- 14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
- 14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
- 14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
- 14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
- 14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
- 14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
- 14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
- 14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
- 14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。

42 外務省, 持続可能な開発目標（SDGs）日本語(外務省仮訳), pp23-24,
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>, 2015 (2018 年 3 月アクセス)

第4章 ブルーエコノミーという選択



海洋は私たちの生活や経済活動と切り離せません。全世界の食料や生活必需品の輸送は8割を海運に頼っています⁴³。海底は3割の炭水化物を供給しているだけでなく鉱物資源を有し、風力、波力、潮力、温度差などのエネルギーの宝庫です。FAOによれば、9割近くの漁業資源が利用しつくされるか過剰な利用状況にあり⁴⁴、過去3億年のいずれの時より早い速度で海洋の化学組成（二酸化炭素の溶解による酸性化など）が変化しています⁴⁵。

43 UNCTAD, Review of Maritime transport 2012, ISBN 978-92-1-112860-4, 2012

44 FAO, The State of World Fisheries and Aquaculture, Rome: FAO, 2012

45 IGBP, IOC, SCOR, Ocean Acidification Summary for Policymakers – Third Symposium on the Ocean in a High-CO₂ World. International Geosphere-Biosphere Programme, Stockholm, Sweden, 2013

4・1 ブルーエコノミーの誕生

ブルーエコノミーという言葉が本格的に使われたしたのは、2012年の国連持続可能な開発会議リオ+20でした。この時、会議の準備会合で様々な国、機関が自然資産や生態系サービスに結び付けた海洋の価値、島しょにおける小規模漁業や経済等を論じましたが、統一的なブルーエコノミーの定義に至らず、成果文章には書きこまれませんでした。一方で、既に確立されつつあったグリーンエコノミーについては、地球の生態系の健全性を保つことで持続可能な開発と貧困の撲滅を達成するための重要なツールであることが明記されました⁴⁶。

2014年には、国連の持続可能な開発知識基盤において、ブルーエコノミー概念書⁴⁷がまとめられ、グリーンエコノミーの定義を踏襲し、ブルーエコノミーを、海洋資源に頼る（頼ることとなる）世界において、低炭素、資源の有効利用、社会参加により「環境リスクや生態劣化を顕著に減らすことで人々の福祉と社会的均等を改善する」ものとししました。特に1) 海洋環境の開発による利益配分の適正化、2) 国間、世代間、性別間の成長・雇用の機会均等、そして3) 国家管轄権外の海洋開発による利益の配分などに配慮することが基本となることが追記されています。

同概念書には、ブルーエコノミーが配慮すべき事項が列挙されています。それは、生物多様性の持続的利用、食の安全保障、持続可能な漁業、気候変化と炭素排出の管理（海洋酸性化やブルーカーボンを含む）、沿岸・海洋観光、海洋汚染・ゴミ対策、海洋ガバナンスの確立と国際協調（特に研究分野）などです。そして、ブルーエコノミーが資する産業分野として、海運・港湾、水産、観光、養殖、エネルギー、バイオテクノロジー、海底鉱物資源開発などが例示されました。

46 我々の求める未来、第56節

47 United Nation Sustainable Development Knowledge Platform, Blue Economy Concept Paper [WWW

Document], <https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/2978BEconcept.pdf>, 2014



図 4-1 世界銀行のブルーエコノミー概念図（世界銀行 Web ページより和訳⁴⁸⁾ に環境保全・再生・管理を加筆

4・2 ブルーエコノミーの展開

その後、2015 年の世界海洋サミットの経済関係者のイベントで経済専門家情報ユニットは、ブルーエコノミーは持続可能な海洋経済と同義であるとし「それを支える長期的な海洋生態系の容量、強靱性、健康度とのバランスを保った持続可能な海洋における経済活動」を定義として提示しました⁴⁹⁾。主な活動として、生物資源の収獲（水産資源、海洋バイオテクノロジー）、新たな資源の開発（鉱物、エネルギー、淡水）、海洋に関係する商取引（輸出入、観光、レクリエーション）、海洋の健康に対する対策（調査研究、炭素固定、海岸保全、ゴミ処理）などを掲げ、国際的にも重要な焦点となっていること、海洋が今後の投資対象として注目されていることが報告されています。

欧州連合（EU）では、2012 年に欧州委員会報告として「海洋・海事の持続可能な成長のためのブルー成長の機会⁵⁰⁾」を発出し、ブルーエコノミーに関係するセクターを列挙するとともに、それらが相互に関連することを強調し、各国および EU としての取り組みを推進すること、重点分野として海洋エネルギー、水産養殖、観光、海底鉱物資源開発、海洋バイオテクノロジーがあることを掲げました。その後、2014 年の欧州委員会報告⁵¹⁾では、海洋調査、海底地形の把握、関連技術の開発などへの取り組みの推進方針を示され、2016 年の報

48 World Bank, What is the Blue

Economy?, <http://www.worldbank.org/en/news/infographic/2017/06/06/blue-economy,2017>

49 The Economist Intelligence Unit, The Blue Economy: Growth, Opportunity and Sustainable Ocean Economy, 2015

50 EU, Communication from the Commission: Blue Growth opportunities for marine and maritime sustainable growth, 2012

51 EU, Communication from the Commission: Innovation in the Blue Economy: realising the potential of our seas and oceans for jobs and growth - COM(2014) 254/2 (13/05/2014), 2014

告⁵²では、SDGs 達成に向けた取組みとして、海洋に対する圧力を緩和するとともに、持続的ブルーエコノミーのための条件を策定するとして、パリ協定の順守、違法漁業の撲滅、海洋ゴミの削減、海洋空間計画の推進、海洋保護区の設定などの努力目標を掲げました。2017年の報告書「ブルー成長戦略：ブルーエコノミーにおけるさらなる持続可能な成長と職に向けて⁵³」では、2012年に示された5つの重点分野へのテコ入れを図るため、海洋情報、海洋空間計画、環境保全、能力開発、海洋安全保障、海洋調査研究への注力の必要性、バルト海やアドリア海、イオニア海、黒海、地中海、北海、大西洋の各海域における戦略に基づくパートナーシップ構築の重要性を示し、実施するために用いる基金⁵⁴を具体的に示しました。これらの報告に基づき、2017年に欧州議会に対して、地中海西部における安全保障の向上、持続可能なブルー成長の実施、生態系と生物多様性の保全のための共同イニシアチブの設置を勧告しています。

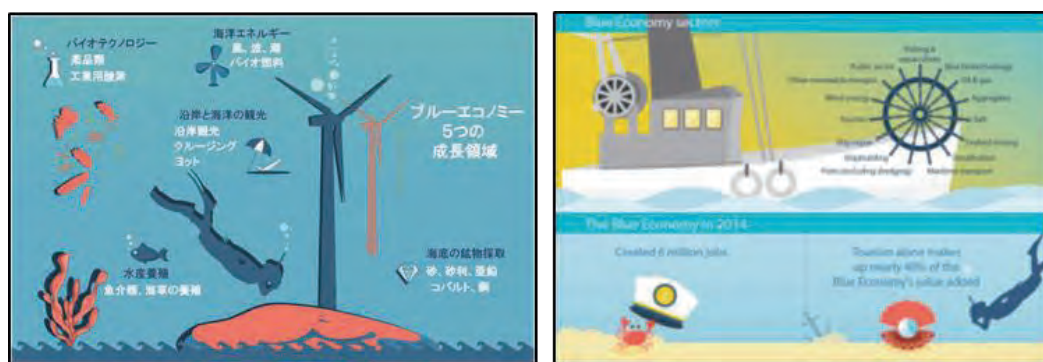


図 4-2 EU が提示するブルー成長の5つの主領域 (EU 駐日代表部,2017) ⁵⁵及びブルーエコノミーセクター (EU,2017) ⁵⁶

東アジアでの取組としては、2015年に、地域国際機関である PEMSEA が「東アジアにおけるビジネスのためのブルーエコノミー」を発表しました。これは、2012年の東アジア海洋会議において出されたチャンゴン宣言に端を発し、ビジネス界との発展的なパートナーシップの構築を目指しています。PEMSEA では、ブルーエコノミーの鍵となる9つの産業として、漁業と養殖、港湾と海運、リゾート・沿岸開発、石油とガス、沿岸工業、海底資源開発、再生可能エネルギー、海洋バイオテクノロジー、海洋技術と環境サービスを掲げています。沿岸開発や環境サービスが含まれていることが特徴的で、そのために沿岸域の総合

52 JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS International ocean governance: an agenda for the future of our oceans {JOIN(2016) 49 final}

53 Report on the Blue Growth Strategy: Towards more sustainable growth and jobs in the blue economy,2017

54 民間投資を先導する欧州戦略投資基金 (EFSI) は 3,150 億ユーロ以上の民間・公共投資を動員する。

55 EU 駐日代表部, EU が取り組む「緑の未来」への投資,EU MAG Vol. 53 (2016 年 09 月号),part2,<http://eumag.jp/feature/b0916/2/>,2016

56 EU, Blue economy in the EU ,pp3,<https://publications.europa.eu/s/fp5a>,2017

的管理（ICM）が必要であることが強調されています。さらに、こうした取組みの拡大に向けた資本の重要性を指摘し、10の重点的な投資が必要な分野を掲げています⁵⁷。



図 4-3 「東アジアにおけるビジネスのためのブルーエコノミー」（PEMSEA,2015）⁵⁸

さらに、2016、17年には、世界銀行が「ブルーエコノミーに向けて：カリブ海における持続可能な成長の約束」、「ブルーエコノミーの可能性」を相次いで発表しています。いずれも、国連のブルーエコノミー概念書の枠組みを踏襲したものとなっています。特に、「ブルーエコノミーの可能性」では、ブルーエコノミーの構成要素として、伝統的な海洋利用の産業（漁業、観光、海運など）の他、新たな産業（再生可能エネルギー、水産養殖、海底鉱物資源、生物・遺伝子資源など）が挙げられるとともに、マーケットが存在しない生態系サービスについても間接的な経済活動に影響する要素として掲げられているのは、PEMSEAの枠組みと共通です。

こうした世界の新たな動きは、今後のわが国における海洋・沿岸域を活かした地域の活性化、経済の持続可能な発展を考える上で、重要かつ参考になる動きとなると思われます。

⁵⁷ 沿岸交通、エコツーリズム、エネルギー、仕事と暮らし、水産業、生物生息場の保全、ICMの実施、災害の軽減、汚染の防除・排水管理、水管理

⁵⁸ PEMSEA, Blue Economy for Business in East Asia, <http://www.pemsea.org/sites/default/files/PEMSEA%20Blue%20Economy%20Report%2011.10.15.pdf>, 2015



図 4-4 「ブルーエコノミーに向けて：カリブ海における持続可能な成長の約束」（世界銀行,2016）⁵⁹ 及び「ブルーエコノミーの可能性」（世界銀行,2017）⁶⁰

4・3 ブルーエコノミーの実現に向けて

ブルーエコノミーは、経済活動であり、ある産業（部門）を中心に見ると原材料の投入により、産出された製品が販売されていくというフロー（産業連関）として表すことができます（図 4-5⁶¹）。

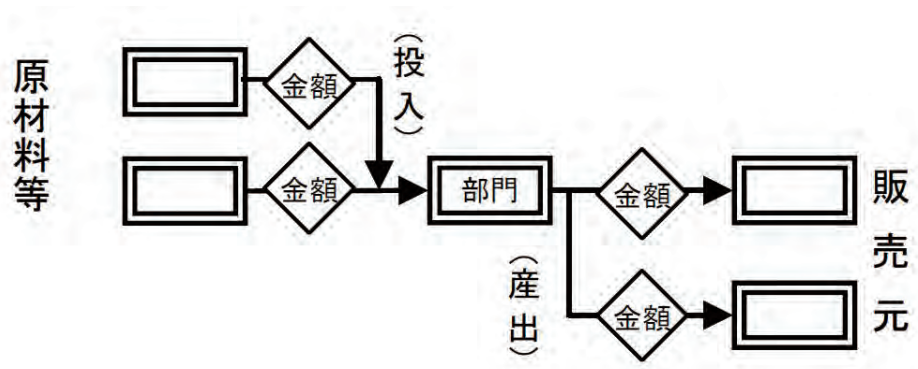


図 4-5 ある産業部門を中心にした、産業連関の模式図

⁵⁹ 世界銀行, Toward a Blue Economy, <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/25061/Demystifying0t0the0Caribbean0Region.pdf>,2016

⁶⁰ 世界銀行, The Potential of the Blue Economy, <https://openknowledge.worldbank.org/bitstream/handle/10986/26843/115545.pdf>,2017

⁶¹ これを各部門間の相関表として整理したものが産業連関表であり、総務省が関係府省庁と共同で5年毎に作成しています。

この産業連関の考え方をブルーエコノミーの対象産業に適用すると、その対象産業へ原材料やインフラを提供する基盤となる活動や産業があり、対象産業から生み出されるサービス（と結果として実現される社会システム）があることが想定されます。例えば、漁業を対象産業とした場合には、港湾整備や造船・船舶修理などが基盤となり、水産加工や流通といったサービスが生み出され、食の安全保障が実現されます。このような関係のある基盤やサービス、社会システムをわが国の産業連関表や海洋産業の構造などを参考に整理すると、図 4-6 のようになります。

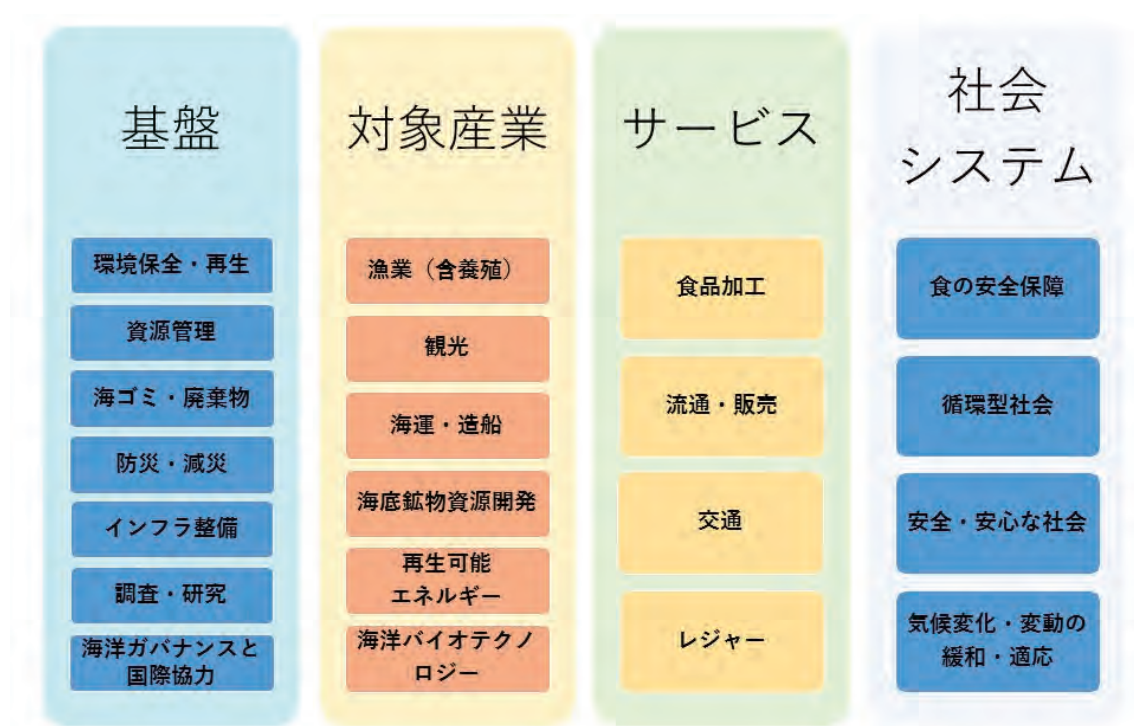


図 4-6 わが国のブルーエコノミーの構造

この中で、当該産業の発展が他の産業やサービスに影響の大きいものは、漁業・養殖、造船、海運などです。これらは、対象産業の生産性を1%上げることが、産業全体に対して、およそ2%の生産性の増加として波及することが期待できるとの試算もあります。

こうした構造的な研究は始まったばかりなので、まだ確定的なことは言えませんが、こうした検討を進めながら、基盤への効率的な投資を行うことで、ブルーエコノミーの対象産業が振興され、それが地域の広い産業分野に波及するとともに、社会システムの改善につながると期待されます。そうした良い連鎖のカギとなる基盤として、期待されるのが、再生可能エネルギーの利用や、環境保全・再生、資源管理です。例えば、再生可能エネルギーを利用した漁業・養殖が実現すれば、ブランド化による食品加工、流通が活性化し、食の安全保障や循環型社会の構築に寄与できるはずです。そうした連関を定量化し、地域

ごとの特性を反映したブルーエコノミーの実現に寄与していくことを今後の課題とし、目標としたいと考えています。

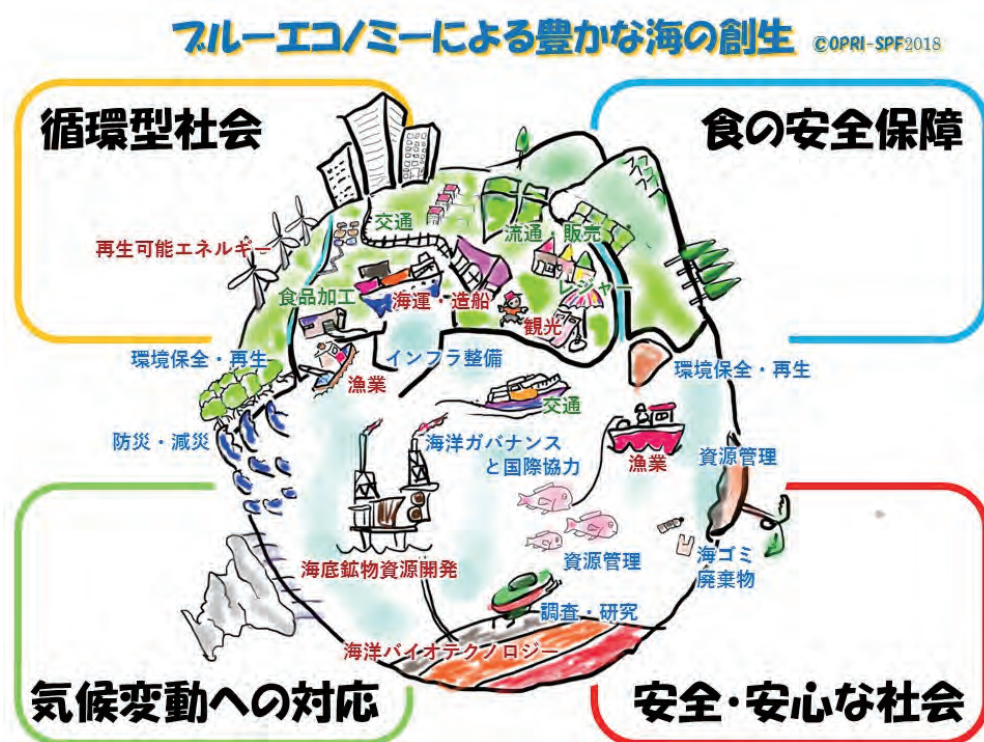


図 4-7 ブルーエコノミー概念図

第5章 ブルーエコノミーによる海のまちづくり



(2017 年国連海洋会議 オーシャン・フェスティバル⁶² 提供：古川恵太)

豊かな資源と可能性を持った日本の海洋・沿岸域は、物質の循環、人を介した循環に支えられ、かつては里山・里海として人と物の循環の拠点でした。しかし、現在、深刻な環境劣化、沿岸の生態系の危機、過疎沿岸域の経済の低迷、人口減少や高齢化といった、のっぴきならない状況に直面しています。人々の活動が広域化、巨大化している現在、そうした問題は、ローカルな地域の問題だけではなく、地球規模の問題となっています。

また、気候変化・変動やそれに伴う温暖化、海面上昇、海洋酸性化、海流の変化、地球規模での生物多様性の変化、劣化など、地球環境問題の影響がローカルな環境にも影響を及ぼし始めています。

こうした問題を理解し、対策を講じていくために、今、海洋・沿岸域に対する価値観や考え方を転換し、全ての人々が参画する社会システムを構築していくことが求められています。

こうした社会背景から、人々のこれまでの生活や価値観が少しずつ変わり始めており、車やブランド物などを欲しがらない若者たち、地方に新たな新天地を目指す若者たち、社会的な課題をビジネスや市民活動で解決しようと試みる若者たちなどの行動に現れ始めています。

62 右上の演説者（ピーター・トムソン国連総会議長：Peter Thomson, President of the United Nations General Assembly at World Ocean Festival on Governor's Island.）, <https://www.worldoceanfest.org/>（2018年3月アクセス）

5・1 地域の課題・問題の認識

我々は、理解できないことに恐れを抱き、獲得できないことに理解を示すことができません⁶³。地域の課題・問題に取り組むためには、それを認識し、理解することが重要です。親や地域コミュニティの中で脈々と受け継がれてきた伝統知やその伝統知に基づく、自然と人の関係や理解が失われつつあります。そうした伝統知を補完するのが科学であり、イノベーションです。

海の恵みの根幹となる生物多様性が遺伝子、種（群集）、生態系（景観）といった異なるレベルでの多様性を包含し、相互に関連しあっている⁶⁴ように、地域の課題も、個人レベルから、コミュニティ、自治体、国、地域、世界レベルの課題と切り離して認識、解決していくことはできません。そのためには、個別の課題を掘り下げていくことと、相互の連関を紐解き、包括的にとらえるという視点を共に持つことが不可欠です。

科学と伝統知を融合させ、あらゆるアンテナを立てて自然の変化、社会の変化を認識することが求められています。そのために、地域の問題を把握するために、研究者や専門家、有識者だけでなく、地域で生活する人々を含めた状況の把握、認識の共有のシステムが必要です。

5・2 地域の行政と人々が連携・協力する新たな社会システムの構築

認識した地域の課題に対応するためには、それぞれの地域特性を活かした対応策の策定と実施が必要です。この企画立案は、本来、基礎自体である市町村が自治機能として担ってきたものです。しかし、平成の大合併によって市町村域が広域化したことで、に合併前の市町村のコミュニティにあった自治機能が活かされ難くなりました。このように世の中の急激な変化に、地域を支えてきた自治の機能が付いていけなくなってしまっていると見ることができます。

海と陸を一つの生活圏として、住民自ら「自分たちのまちが好きで、これからも住み続けたい」→「自分たちのまちの未来を他人任せにしていけない」→「自らの力で、そして、みんなの力で何とかしよう」という行動に移していく人々の力を結集し、新しい社会システムとして、住民一人ひとりが「じぶんごと」として行政と連携・協力しながら自分たちのまちづくりを担っていく仕組みが必要になります。

これは、現存の行政システム、議会政治を否定するものではありません。高度に専門化され、役割分担を明確化された行政・政治の特性はそのままに活かし、それを海と陸、様々なセクター、多様な関係者、階層的なシステムを跨いで総合化する新たなシステムを併用することで、相補的に機能するシステムです⁶⁵。

具体的には、行政、住民、企業、NPO、専門家など多様な関係者が、連携・協力し

63 Andrew Smith の言葉に、"People fear what they don't understand and hate what they can't conquer"があります。

64 大森信、ボイス・ソーシムラー、海の生物多様性、築地書館、2006

65 東アジアの一部の地域など基盤となる行政・政治システムが確立されていない場合には、初めから総合的なシステム構築を目指している場合もあります。

つつ、そして、時には対立しながら、自分たちのまちづくりを実践していく過程を経て地域の行政と人々が連携・協力する社会を自分たちの手で構築する場と機会を持つことが、新しい社会システムとなっていくのです。



図 5-1 海のまちづくりイメージ図(漁港漁村建設技術研究所)⁶⁶

5・3 ブルーエコノミーの確立を目指した海のまちづくり

新しい社会システムを端的に表すと「自分たちの手による海を活かしたまちづくり」です。では、その「海を活かしたまちづくり」の目標は何でしょうか。陸地のまちづくりであれば、目に見える商店街の復興や文教施設の誘致、公園や交通網の整備など直接的な目標が掲げられます。

海は直接の私的所有者が居ませんから、海の空間は売買の対象となりません。そのために、海を活かしたまちづくりの目標が、市場メカニズムによる社会的効率性などにより決まってくるということが期待できません。この点が陸における空間の利用と海の空間利用の一番大きな違いです。海を活かしたまちづくりにおいて、海の利用や開発については「自然公物の自由使用原則」によって、だれでも自由に利用できる空間であることを保証することが必要となります。

しかし、2章で見てきたように、海の自由利用による生態系サービスの享受、海洋の危機の回避は限界に来ており、海の総合的な管理が試みられてきました。さらに、3章に示されたような、相互の約束による新たな海洋のガバナンスが模索され始めており、その中心問題がブルーエコノミーの確立です。

ブルーエコノミーにより、自然の保全と人々の活動の発展のバランスの中で「経済活動とそれを支える長期的な海洋生態系の容量、強靱性、健康度とのバランス」を持って、「環境リスクや生態劣化を顕著に減らすことで人々の福祉と社会的均等を改善する」ことが求められています。

66 財団法人 漁港漁村建設技術研究所, みんなで漁村づくり, pp2-3(抜粋), <http://www.jific.or.jp/dispatch/pamphlet/pdf/dl001.pdf>, (2018年3月アクセス)

これを地域での取り組みに翻訳すると、地域の自然とそこに住む人々が、豊かな自然を守りながら、その恵みを受けて幸せに暮していく生業を平等に受けることができる社会を作っていくことに、他なりません。

そのためには、高度に専門化され、役割分担が明確化された行政システムと協力しながら、ブルーエコノミーの確立を目指す総合的アプローチによる海のまちづくりのシステムが必要となります。

第6章 ブルーエコノミーの実現に向けた具体的な手順



(鹿児島県奄美市 名瀬漁協 撮影：藤重香弥子)

ここまでの章で紹介したブルーエコノミーによる新しい社会を実現するため、世界的に使われている手法が「沿岸域の総合的管理」と呼ばれる手法です。この章では、沿岸域の総合的管理を具体的に実施していくために必要な手順について解説していきます。

本手法の採用や具体的なプロジェクトの導入を決定し、首長や議会を始めとしたオーソライズや地域のメンバーの協力を得るために、どんな手法なのか、どんなメンバーが必要なのか、どのように進めるのが良いか、期間と予算はどの程度か、なぜ沿岸域の総合的管理なのか、沿岸域の総合的管理を用いて自分たちの地域でどんなことを実現したいのか、なぜ連携・協力が必要なのか、どんな役割分担が必要か、どのように研修や現地視察を活用していくか等について解説していきます。

また、主なステップとフローについて、図 6-1 に示します。ただし、ここでは、あくまでも具体的に進めるうえでの必要事項や考え方の原則を解説するものであって、この通りにすれば良いという手法を決めつけるものではありません。各地域の歴史的な背景や地理的な要因、関係者（ステークホルダー）に応じて、各地域にあった手法について、他の事例を参考にしながら、考えて実践し、状況に応じて変化させていくことが必要です。

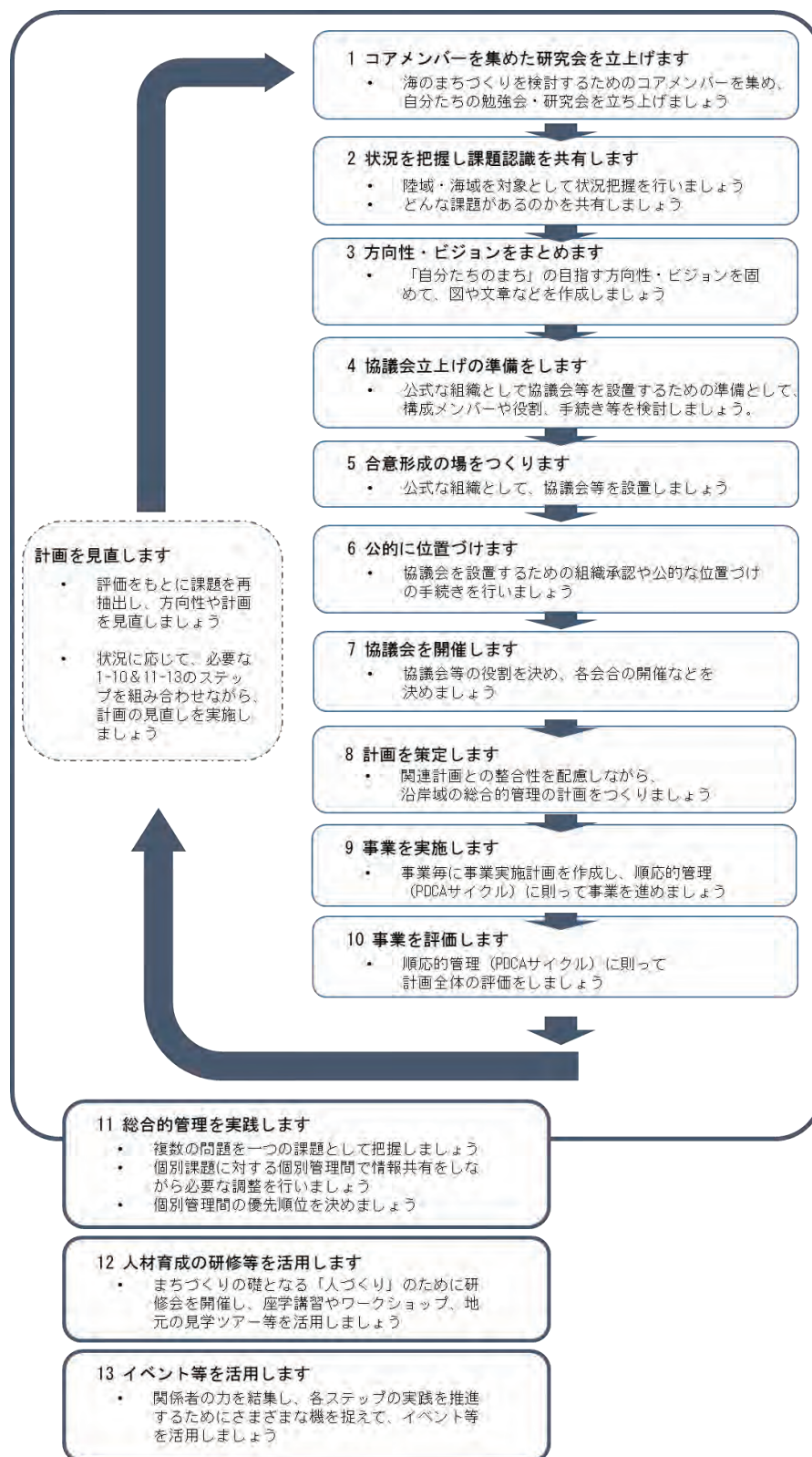


図 6-1 沿岸域の総合的管理の実践における主なステップとフロー

6・1 研究会 ～メンバー構成、開催頻度～

沿岸域の総合的管理を実施する方向性が決まっても、直ぐに協議会を組織したり、沿岸域の管理計画を策定したりすることは稀なケースです。まずは関係者間の関心を醸成し、機運を高めるために、地域の事を自分事として考え、今後の行動の主体となる中心的メンバー（コアメンバー）を招集して沿岸域総合管理に関する話し合いを持つ必要があります。そのためには、まず任意の勉強会のような形で研究会を開催することが有効です。

■どんなメンバーを集めるか？

地域の事を自分事として考え、行動の主体になる中心的メンバー（コアメンバー）が必要です。また、沿岸域の総合的管理に必要な専門知識を持つ人、沿岸域のプランナー、専門領域のプロなども必要です。とはいえ、そういう人材を全部内部にかかえなければならぬか、ということそうではありません。現場の必要性に即して、地元内外から必要な人材を調達します。沿岸域の総合的管理を実践するには、領域が広いと、さまざまな知識を持った人を集めてこななければなりません。実際、様々な異なった知識が必要となります。地元にはさまざまな専門知識を持っている人たちがいるものです。

また、政府、市民や国民から何が必要かということを受けて担当する地方自治体の担当者が支援役として中心的な役割を担う必要があります。コンサルタントに手助けとして入ってもらうことも方法としてありますが、出来る限り、地元のいろいろな専門知識をいかに活用するか、地元の有識者の知識をいかに活用するか、といった点について自分たちで考えながら取り組むことが重要です。なるべく地元や国内の関係者や有識者の知恵をかき集め、「巻き込みながら頼る」ことが重要となります。

■適正なメンバー構成、人数は？

研究会・勉強会のメンバーについてですが、最初の段階では地域のコアなメンバーと指南役を含めて5～6名のメンバーで方向性を合意しておくことが有効です。そのコアメンバーを中心としながら、必要な関係者を交えて10名から20名で研究会・勉強会を実施していきます。

構成メンバーとしては、事務局機能を担う人、利害関係者、地域の有識者などが挙げられます。具体的には市町の自治体職員、県の自治体職員、港湾関係者、漁業協同組合、森林組合連合会、農業協同組合、観光協会、商工会議所、地銀や地域信金などの金融関係、NPOなどの市民団体、地域に根差す大学の先生や水産試験場・農業試験場の有識者などが考えられます。もちろん、その地域の特性に応じて、登場する関係者も変わってきますので、その地域で実践する際に必要となる方々に声をかけることが重要です。同じメンバーが毎回全員揃う必要はないので、集まることが出来るメンバーに応じて話題を変え、各メンバーが抱えている課題や現状などを持ち回りで報告する機会をつくりながら、将来に

向けてどうしていきたいかを皆で話し合う研究会・勉強会を開催していきましょう。

■開催頻度

研究会・勉強会の開催頻度については、この後に紹介される協議会の開催とは異なり、比較的にコアなメンバーを中心として1-2か月に1回の頻度で実施していくことが推奨されます。ただし、毎回同じメンバーである必要はないので、テーマに応じて、事前に調整を図った上で必要なメンバーが集まれる日程にするなどの工夫が必要になるでしょう。各研究会・勉強会は必要に応じたメンバーで実施するものの、半年に1回程度はもう少し関係者を拡大して、研究会・勉強会の成果をメンバーとその関係者で共有する場をつくることも必要になります。

○事例

備前市では、2010年7月より「備前市沿岸域総合管理研究会」が開催され、備前東商工会や日生町観光協会の代表者の参加のもと、当地域にふさわしい沿岸域総合管理について検討されてきました。この研究会メンバーをコアメンバーとして、2016年に開催の全国アマモサミットの実行委員会や幹事会委員が立ち上がりました。全国アマモサミットが終了した後、その成果を活かすためにも実行委員会や幹事会のメンバーを主体として協議会が結成されました。このようにコアメンバーを集めて研究会を開催しながら、少しずつ具体的な活動に併せてメンバーが拡大していくなど、状況や目的に応じて変化しながら研究会を続けていくことが有効です。

表 6-1 全国アマモサミット 2016in 備前 実行委員会及び幹事会委員 構成名簿(アマモサミット,2016)⁶⁷

[大会長] 備前市長		[幹事会]	
[実行委員会]			
	所属		所属
1	NPO 法人里海づくり研究会議理事・事務局長	1	NPO 法人里海づくり研究会議理事・事務局長
2	日生町漁業協同組合代表理事組合長	2	日生藻場造成推進協議会代表
3	伊里漁業協同組合代表理事組合長	3	日生藻場造成推進協議会副代表
4	備前商工会議所会頭	4	日生町漁業協同組合専務理事
5	備前東商工会会長・備前観光協会会長	5	日生町漁業協同組合主任
6	(協)岡山県備前焼陶友会理事長	6	伊里漁業協同組合代表理事組合長
7	笹川平和財団海洋研究調査部長	7	備前商工会議所専務理事
8	認定 NPO 法人 共存の森ネットワーク理事・事務局長	8	備前東商工会事務局長・備前観光協会事務局長
9	生活協同組合おかやまコープ理事長	9	(協) 岡山県備前焼陶友会総務委員会委員長
10	(公財)おかやま環境ネットワーク代表理事	10	笹川平和財団海洋研究調査部長
11	岡山県農林水産部水産課長	11	認定 NPO 法人 共存の森ネットワーク理事・事務局長
12	備前市教育長	12	生活協同組合おかやまコープ商品企画担当
13	備前市まちづくり部長	13	(公財)おかやま環境ネットワーク事務局長
[事務局]		14	備前市立日生中学校教諭
	所属	15	NPO 法人海辺づくり研究会理事/NPO 法人共存の森ネットワーク理事
1	備前市まちづくり部まち産業課長	16	NPO 法人海辺づくり研究会理事
2	備前市まちづくり部まち産業課 里海・水産係長	17	岡山県農林水産部水産課振興班長
3	備前市まちづくり部まち産業課 里海・水産係主査	18	岡山県農林水産部水産課振興班主任
		19	備前市まちづくり部長
		20	備前市日生町総合支所長
		[事務局]	
			所属
		1	備前市まちづくり部まち産業課長
		2	備前市まちづくり部まち産業課 里海・水産係長
		3	備前市まちづくり部まち産業課 里海・水産係主査

6・2 状況把握 ～状況把握、手法、再発見、課題認識～

自分たちのまちの状況を正確に把握し、持続可能な自分たちのまちの将来ビジョンを考えるためにも、まずは自分たちの足場を固める必要があります。そのためには、科学的手法や既存のデータを活用して簡易に診断を行う「海の健康診断®」や「森川海の総合診断」などの手法を用いて、現状を把握することが必要です。

対象となる地域の社会的、自然科学的条件を把握し、沿岸域総合管理を実施するための対象区域の設定、連携すべき関係者の抽出を行います。担当者および関係者が沿岸域総合

⁶⁷全国アマモサミット 2016in 備前 実行委員会, 全国アマモサミット 2016in 備前 実行委員会及び幹事会委員 構成名簿,2016

管理の全体像を十分把握し、判断をするための情報を収集しましょう。沿岸域において、担当者は、対象となる地域の社会的、自然科学的条件を把握し、沿岸域総合管理を実施するための対象区域の設定、連携すべき関係者の抽出を行う必要があります。担当者および関係者が海洋・沿岸域の総合管理の全体像を十分把握し、判断をするに足る情報となるべく簡便に収集することが重要です。こうした状況把握のプロセスを通して、調査活動を行うことによって、地域の豊かさ、資源に気づくことができ、管理のための目標設定を行うための基盤となります。このような目的のために、現地踏査や地域ワークショップなどを開催して、状況把握を関係者間で共有していくことが、次の段階の合意形成や計画策定を多様な関係者の参画を得て実施していくための有効な取組みとなります。

■海陸を一体とした状況把握

海域・沿岸域の諸問題は相互に密接な関連があり、全体として検討される必要があることから、地方公共団体が一体的に考えるべき陸域・海域を対象として状況把握を行う必要があります。その範囲を設定するときには、自然地形（海域においては内湾のような閉鎖性水域、外海に面する海岸線、地先水面など、陸域においては河川流域など）、一次産業（漁業、農業や林業）、社会活動（海運・舟運・陸運や人の行き来など）等が、相互に関連性を有していることに配慮する必要があります。

○事例

海陸を一体とした状況把握の事例として、志摩市では、市全域が国立公園に指定されているものの、水産業の業態の違い、水域特性の違いなどがあることに配慮し、これを3つ（英虞湾沿岸域、的矢湾沿岸域、太平洋（熊野灘）沿岸域）に分けて、陸域・海域を含む沿岸域を指定しています。

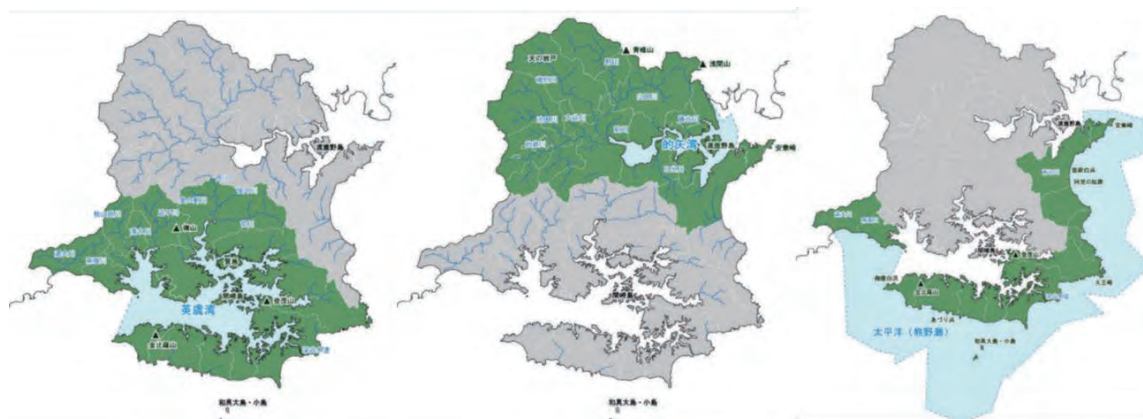


図 6-2 志摩市における沿岸域の定義(志摩市,2016) ⁶⁸
(左より、英虞湾、的矢湾、太平洋岸)

68志摩市，第2次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】，pp13-15，
<https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/32/2ndPlan2.pdf>,2016

■状況把握手法の紹介

手法の一つとして、「海の健康診断®」があります（海洋政策研究財団, 2002）。海の健康診断では、生態系の安定性と物資循環の滑らかさを示す13の指標で海域の豊かさを把握することができます。こうした状況把握のための環境把握手法は、評価と見直しの手法としても利用することができます。また、これを森川海に対象領域を拡大し、社会的・自然科学的視点からの視点を盛り込んだ「森川海の総合診断」なども提案しています。（資料編を参照）

○事例

福井県小浜市では、2013年3月から沿岸域総合管理研究会が開催され、並行して実施された「小浜湾海の健康診断」の成果も活用しながら、沿岸域の特性の把握と問題点の共有が進められました。高知県宿毛湾や長崎県大村湾では、2次診断が実施され、研究会や勉強会の開催につながりました。このように地域の問題点を洗い出す「海の健康診断」などの評価の実施とその成果の共有・理解の深化は、状況把握に欠かせないステップです。

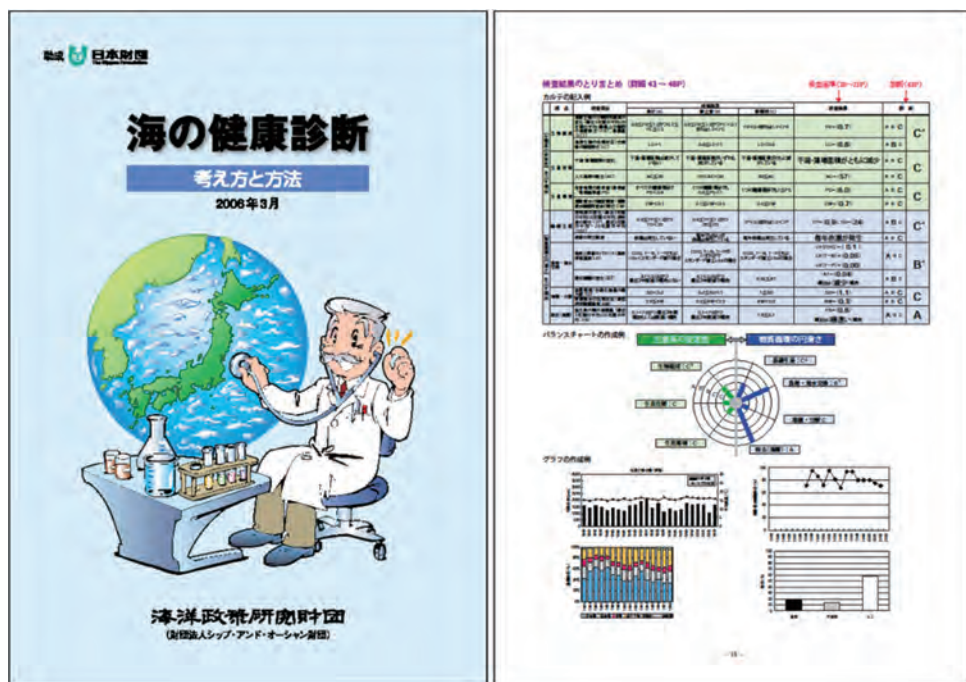


図 6-3 海の健康診断(海洋政策研究財団,2002)⁶⁹

⁶⁹海洋政策研究財団, 海の健康診断, https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/200203_rp_mo0203.pdf, 2002

■地域の宝の再発見

海健康診断などを活用して、現状把握の中で科学的に把握しなければならない海洋環境の状況や森川海の総合診断として、総合的な把握を進めることも重要ですが、もう1つ重要となる状況把握が「まちの宝を再発見すること」です。

自分たちのまちの歴史や文化、地理的な特徴、自分たちのまちの誇れる点、自分たちのまちの良い所、といった「まちの宝・地域の宝」をさまざまな視点で探してみましょう。自分たちだけではその良さに気づけていないだけかもしれません。地域の子どもの目で地域の宝を探してみること、地域起こし協力隊の方や内外の専門家の視点などから地域の宝を再発見することも非常に有効です。

○事例

各地域の自治体や海洋政策研究所が共催で実施した自治体職員対象の研修会などにおいて、座学研修やワークショップと併せて、地元の再発見を目的とした地元の見学ツアーを実施しています。志摩市では、2017年5月のG7サミットの記念撮影会場として有名となった志摩観光ホテルベイスイートの屋上庭園へサミット開催前の2015年10月に訪問しました。普段はなかなか入ることができない会場ですが、地元のメンバーが会場を知っておくことはサミットを受入れる側としても重要であるという認識のもと、地元企業のご協力で訪問が実現しました。また、地元を知り、魅力を再発見する機会として、大村湾では、定期船が運航されていない海域を船で海上から巡り、備前市では、海側の町と山側の町との合併により市が拡大したものの、海側住民にとって馴染みのなかった備前焼作家の窯元を訪ねました。こういった活動を体験した地域では、この地元の見学ツアーをきっかけにフィールドに出て実際に見て感じることの重要性を感じて、「大人の遠足」と称する自分たち独自で地元を見てまわる企画や協議会メンバーと事務局メンバーで地元だけでなく、他の先進的な取り組みをしている地域を視察する研修を企画するなど、各地域の状況に応じて自分たちの活動につなげています。



図 6-4 「地域の宝」を再発見するための地元の見学ツアー
(上段：左から志摩観光ホテルベイスイート屋上庭園、長崎大村湾クルーズ
下段：左から備前焼作家森敏彰氏訪問、備前市旧閑谷学校)

■課題認識

地域の現状を把握した上で、どんな課題があるのかを皆で共有します。その際、現在だけでは課題が見えてこないことがあるため、人口、世帯数、出生・死亡数、産業別従業者数、労働力人口などの様々な統計データや衛星写真、地域の歴史写真などを使って、過去と現在の地域の状況を比較しながら、いろいろな世代の人が集まって話し合うことで、様々な視点からの課題の認識ができます。

○事例

2016 年度に実施した長崎県時津町・長与町の勉強会において、現在と過去の航空写真などを用いて地域の変遷を振り返っていただくなど、課題認識の事例として実践しています。

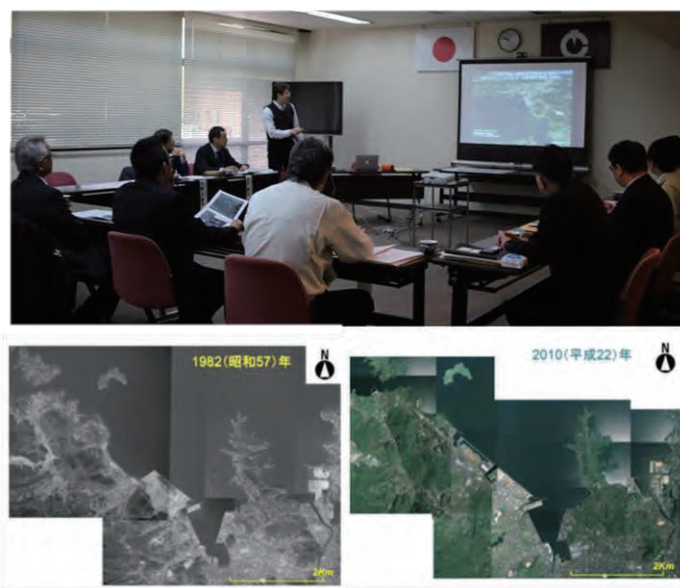


図 6-5 長与町・時津町勉強会 過去との比較による状況把握

6・3 方向性のまとめ ～提言書/設立趣意書/宣言/条例化～

地域の事を「じぶんごと」として理解し、行動に移すためには、管理の方向性を関係者が共有することが必要です。コアメンバー内で自分たちのまちの「未来ビジョン」として方向性をまとめた上で、その未来ビジョンを宣言文や提言書、計画書などのまとめた形式の文書として、言葉とビジュアルで可視化していくことが有効です。地域によっては、文章化したビジョンなどを地域内で条例化することで予算や義務などの明示を目指す場合もあります。

■方向性のまとめ

自分たちのまちの目指す方向性やビジョンが固まったら、文章やイメージ図等に残しましょう。皆でその方向性を共有するためには文章やイメージ図などで分かりやすく共有することが必要となります。ビジョンを宣言文や提言書、計画書などの文書として公的な位置付けを持たせることで、協議会の組織化へ大きな1歩を踏み出せることになります。

ただし、方向性をまとめるためにも気をつけなければならないのは、現状把握や課題認識などを踏まえて、現実の厳しさに心が折れてしまうケースや課題だけに囚われてしまい「自分たちのまちをどうしたいのか」という本質的な問いについて話し合うことが難しくなるケースがあることです。また、過去に発生したトラブルや課題に対して、原因究明や責任の所在にこだわり過ぎて将来を見据えた前向きな議論ができなくなるケースなどもあります。

「自分たちのまちを自分たちの手でどんなまちにしていきたいのか」、「子どもや孫の世代にどんなまちを残していきたいのか」といった視点で前向きに関係者同士が話し合うことが必要です。将来のビジョンに向けて現時点からそのギャップを埋めていくためにどんな

取組みを行っていくかという「バックキャストिंग手法」などを用いて考えることも有効です。

状況によっては、関係者同士の不信感や疑問点をお互いに払拭するために会議室だけでなく自分たちのまちに出て、また時には飲食を交えるような「腹を割って話す」機会も活用しながら根気強く話し合いを進める場面もあるかもしれません。どんな状況でも柔軟に根気強く、長い目で向き合っていきましょう。

○事例

小浜市では、研究会の2年目に成果をとりまとめ、研究会メンバーからの市民提言という形で市長に提出しました。(図 6-6) その中で、生態系の保全と農林水産業、観光の振興の2つを柱とする沿岸域の管理のあり方を提言するとともに、総合的な視点で、多様な関係者が参画する協議会の設置を求め、2015年に協議会が設置されることになりました。

志摩市では、志摩市里海創生推進協議会が設置された後、協議会において原案が作成された「新しい里海のまち宣言」が志摩市議会で可決され、「新しい里海のまち」という方向性が広く共有されました。(図 6-7)

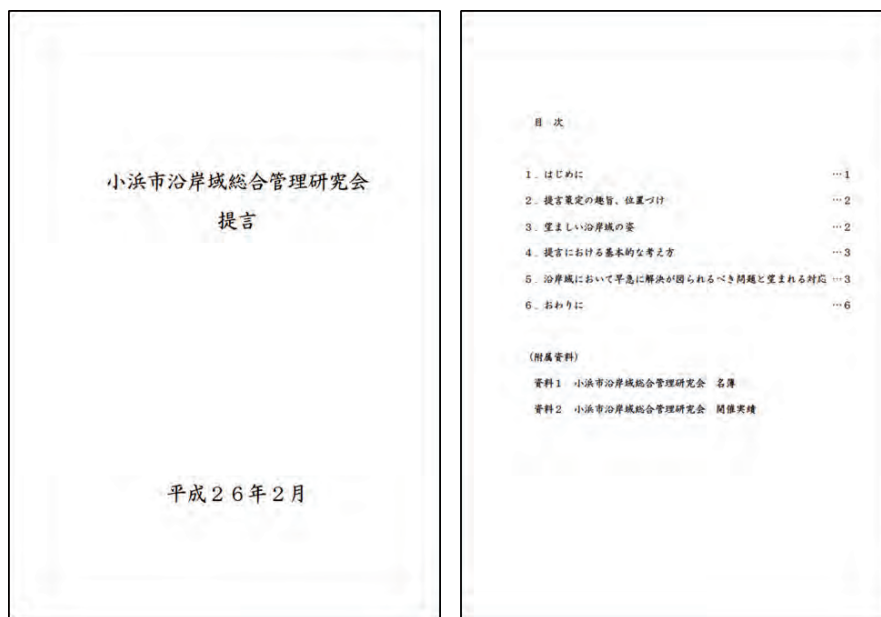


図 6-6 小浜市沿岸域総合管理研究会 提言(小浜市,2014)⁷⁰

70 小浜市沿岸域総合管理研究会, 浜市沿岸域総合管理研究会提言,2014

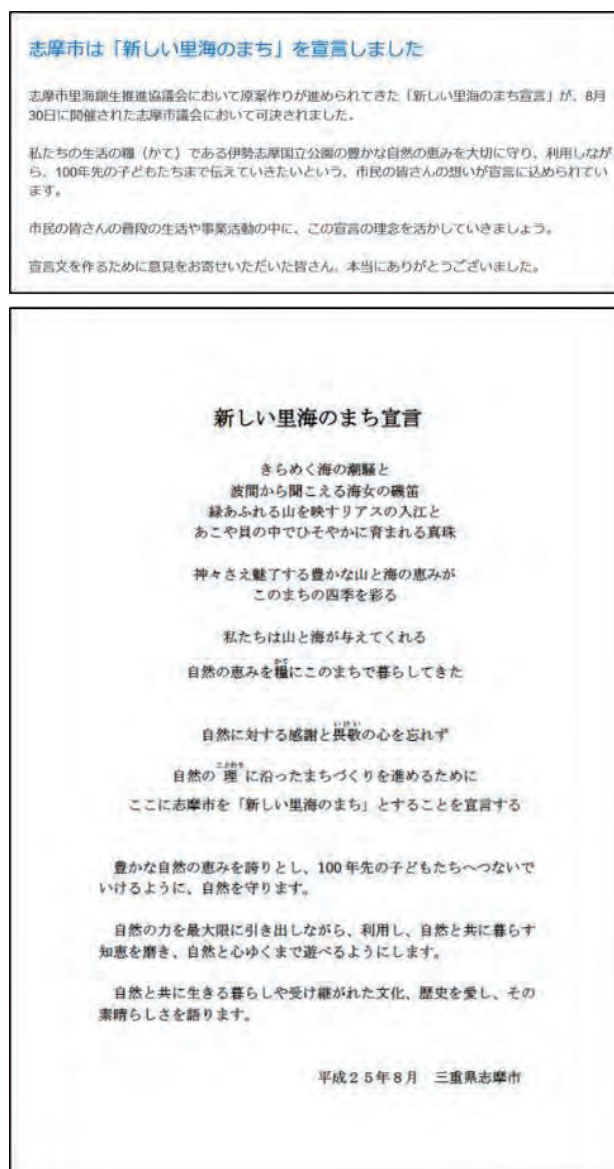


図 6-7 志摩市 新しい里海のまち宣言(志摩市,2013)⁷¹

6・4 協議会準備 ～メンバー、体制、予算～

協議会設置に向けて、メンバーや体制、予算などを精査してしっかりと準備に取り組みましょう。活発で有効な協議会とするためには、入念な準備が必要です。

■協議会参加メンバー・体制構築

研究会などをベースとしながらも改めて組織として発足する場合、事務局組織の強化や

⁷¹志摩市, 新しい里海のまち宣言,
https://www.city.shima.mie.jp/shisei/atarashii_satomi/atarashii_satomi_osei_no_machi_sengen/1458721499061.html,2013

関係者を拡大するなどメンバーを見直す必要があります。

また、こうしたプロセスを着実に実施していくためには、恒常的・持続的に活動できる事務局が必要となります。地方公共団体の中に、企画・調整機能を持った担当部署が設置されることが望ましいです。特に、市民参加の促進も含めた関係者との連携や、部署間の調整、ノウハウや経験の蓄積といった面から、継続して担当できる職員の配置や、次の世代に継承していくための人材育成に配慮する必要があります。

沿岸域の総合的管理の推進体制の構築として、首長らによるイニシアチブの発揮といったトップダウン型の体制と地域の市民の力を結集させるボトムアップ型の体制があります。最近では、その折衷型ともいえる市民の活動などをベースとしながら、自治体の職員や首長などを主体の中に調整役やかじ取り役として組み入れる体制も多く取り入れられています。地域の状況や進捗などに応じて、トップダウン型とボトムアップ型、そして折衷型などの実施体制を検討し、目指す体制のための人数や構成に配慮しましょう。

また、地方公共団体内の協議会においては、その協議会に国や県の関係者を含めることによって、整合性の確保に関する指導や調整をはかることが出来るため、関係者の範囲を広く設定し、調整を図ることが出来る体制を目指しましょう。同様に、沿岸域の情報を多く所有し、協議会の中心的な役割を果たし得る漁業者や漁業協同組合はもちろんのこと、個別の施策や特定の産業への利益供与などの不都合を避け、意見の調整を図るために中立性を保つことができる地域外の専門家などを含めることが有効です。

■ 予算

公的な位置付けとして協議会を開催するためには、予算を考えなければなりません。どんな予算から協議会の事務局運営や委員への謝礼・交通費などを賄う必要があるのか、その規模はどの程度なのか、そしてどんな手順で確保するのかを考える必要があります。

沿岸域総合管理を可能にするためには、その前提となる合意形成や、各主体の自由な行動を調整する権限行使、計画の策定のための調査、検討、策定等々にかかる費用の安定的な確保が必要となります。

また、個別プロジェクトの推進にあたっては、公的な助成金を活用することはもちろんのこと、広くエリアを限定せずに全国から資金を集めるクラウドファンディングや地域限定型クラウドファンディング、社会的投資、ESG投資(Environment・Social・Governance)などの仕組みを活用して資金を調達するケースなども広がってきました。

活動の基盤となる協議会の運営はもちろんのこと、各個別のプロジェクトを推進するための予算について、どのように確保していくかについても戦略的に検討していきましょう。

○ 事例

備前市において、研究会として位置付けられていた全国アマモサミット実行委員会及び幹事会から協議会へ移行する際に構成を見直しています。参考として、全国アマモサミッ

ト時の構成名簿と現在の協議会の構成名簿を掲載します。(表 6-2)

また、備前市の協議会の予算として、一部、企業版ふるさと納税の財源などを充てるとしています。(図 6-3)

志摩市では、2011年に策定した里海創生基本計画を進めるための「志摩市里海創生推進協議会」を2013年8月に設立し、年間3～5回の協議会を開催してきました。協議会の委員構成は、学識経験者、観光関係者、農・漁業関係者、三重県、環境省自然保護官事務所、志摩市役所関連部局等の代表から構成されています。協議会の運営予算は、市の財源から充当されています(表 6-3)

表 6-2 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 推進協議会及び専門委員会
構成名簿(備前市協議会,2018a)⁷²

【推進協議会】		
	所属	備考
1	日生町漁業協同組合代表理事組合長	里海づくり・海産物
2	伊里漁業協同組合代表理事組合長	里海づくり・海産物
3	岡山東農業協同組合備前基幹支店次長	里山づくり・農産物
4	美作東備森林組合支所長	里山づくり
5	備前観光協会会長	観光振興
6	備前市自治会連絡協議会会長	自治・協働
7	備前市市長室長	行政総括
8	備前市まちづくり部長	まちづくり
9	備前市教育委員会教育部長	総合学習・生涯学習
【アドバイザー】		
	所属	備考
1	笹川平和財団海洋政策研究所長	沿岸域総合管理
2	海洋政策研究所海洋研究調査部長	沿岸域総合管理
3	NPO法人里海づくり研究会議理事・事務局長	里海づくり
4	各庁	適宜招聘
5	岡山県	適宜招聘
【事務局】		
	所属	備考
	備前市まちづくり部里海・里山課	里海・里山・農政
【専門委員会】		
	所属	備考
1	日生町漁業協同組合専務理事	里海づくり・海産物
2	伊里漁業協同組合代表理事組合長	里海づくり・海産物
3	岡山東農業協同組合営農部営農販売課長代理	里山づくり・農産物
4	美作東備森林組合支所長	里山づくり・森林活用
5	備前観光協会事務局長	観光振興
6	備前市自治会連絡協議会会長	自治・協働
7	BIZEN食のアンバサダー	食・ブランド
8	備前商工会議所女性会会長	経済・地域振興
9	備前東商工会事務局長	経済・地域振興
10	協同組合岡山県備前焼陶友会総務委員長	備前焼
11	公益財団法人特別史跡旧岡谷学校顕彰保存会事務局長	観光施設
12	八塔寺ふるさと村運営協議会会長	里山
13	備前市観光ボランティアガイド協会会長	観光振興・エコツアー
14	備前市施設管理公社事務局長	里山・ふるさと農園
15	古代体験の郷まほろば	体験施設
16	華麓備前会	地域振興
17	日生キオコまちづくりの会事務局長	まちづくり
18	備前市農業委員会会長	農産物・農地利用
19	フルーツパークびぜん	里山・果樹栽培
20	備前市地域おこし協力隊(日生方面)	地域振興
21	備前市まちづくり部長	まちづくり
【アドバイザー】		
	所属	備考
1	笹川平和財団海洋政策研究所長	沿岸域総合管理
2	笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部長	沿岸域総合管理
3	NPO法人里海づくり研究会議理事・事務局長	里海づくり
4	岡山県備前県民局東備農業普及指導センター	農産物・農業普及
5	岡山県備前県民局備前広域農業普及指導センター	農産物・農業普及
6	各庁	適宜招聘
7	岡山県	適宜招聘
【連携／協力】		
	所属	備考
1	笹川平和財団海洋政策研究所	沿岸域総合管理・政策研究機関
2	NPO法人里海づくり研究会議	里海づくり
3	認定NPO法人共存の森ネットワーク	里山・次世代教育
4	生活協同組合おかやまコープ	里海づくり・消費者団体
5	(公財)おかやま環境ネットワーク	里海づくり・環境
6	全農岡山県本部	里山・農産物
7	岡山県立大学COC+推進室	
8	備前市吉永B&G指導者会	カヌー体験・エコツアー
9	包括連携協定機関・大学・研究機関	
10	河川保全活動団体	河川・水
11	各種NPO法人	

(2018年1月現在、順不同、敬称略)

72 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM, 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 推進協議会及び専門委員会構成名簿,2018

図 6-8 岡山県備前市の企業版ふるさと納税(備前市, 2018b)⁷³表 6-3 志摩市里海創生推進協議会委員 構成名簿(志摩市協議会, 2017)⁷⁴

	役職
1	三重大学名誉教授
2	広島大学名誉教授
3	志摩市自治会連合会 副会長
4	志摩市商工会 会長
5	志摩市観光協会 会長
6	三重外湾漁業協同組合 常務理事
7	鳥羽磯部漁業協同組合
8	三重県真珠養殖連絡協議会 会長
9	鳥羽志摩農業協同組合 代表理事理事長
10	ぶらっと家（ホーム）代表
11	伊勢志摩スタンドアップパドルボード協会 代表
12	環境省中部地方環境事務所 志摩自然保護官
13	三重県南勢志摩地域活性化局 局長
14	三重県水産研究所 研究管理監
15	志摩市総務部長
16	志摩市企画部長
17	志摩市建設部長
18	志摩市産業振興部長
19	志摩市市民生活部長
20	志摩市上下水道部長
21	志摩市教育部長

(2017年4月1日現在、順不同、敬称略)

73 備前市, 備前市寄付活用事業の概要,パンフレット表紙,
http://www.city.bizen.okayama.jp/busyo/sityousitu/city/furusato/Kigyoy_furusatonouzei_1.html ,
<http://www.city.bizen.okayama.jp/data/open/cnt/3/6817/1/panfuretto.pdf>,2018

74 志摩市里海創生推進協議会,志摩市里海創生推進協議会委員 構成名簿, 2017

6・5 合意形成 ～合意形成～

合意形成とは、多様な利害関係者（ステークホルダー）の多様な価値観を顕在化させ、意思決定において相互の意見の一致を図るために必要なプロセスです。

■地域の関係者による合意形成

社会的課題に対して特定の解決策には、複数のメリットやデメリットが存在します。個別の課題解決ではなく、総合管理として複数の課題を総合的に解決するためには、多様なステークホルダー間で新たな合意を形成することが必要となります。

このような合意形成を行う上で、注意すべき点として、多数決ではなく関係者内でのコンセンサスを目指す必要があります。このような住民のコンセンサスによる合意形成が「じぶんごと」としての意識につながり、沿岸域の総合的管理につながります。

また、沿岸域の総合的管理を進める上で、多様な関係者が合意形成を行い、公明性・透明性が保たれる場が必要となります。当財団では、これまでのモデルサイト事業において、ステップ1に紹介した研究会やステップ7の協議会という2つのレベルの場の設定を紹介してきました。

このような場の設定は、海洋・沿岸域の総合的管理を関係者が主体的に実施する拠りどころとなり、状況把握、計画策定、事業実施、評価と見直しのプロセスを通して一貫性・公平性を保った議論を行う基盤となります。そうした場が確立されることにより、多様な主体が安心して、「じぶんごと」として海洋・沿岸域のことについて情報共有し、建設的な意見交換を行うことができます。

ただし、海洋・沿岸域の総合管理は、根拠法や確立された制度を持たないため、そのための話し合いの場（多くは協議会という形態をとります）の設置においては、地方公共団体の行政としての事務との関係を整理することが必要となります。

○事例

備前市では、協議母体となる協議会を市政の実行機関である備前市や市議会などから独立させ、それに対して提案し、連携・協力する機関とするとともに、専門的な取り組みについては専門委員会を設置して、階層的な合意形成の仕組みを導入しています（図 6-9）。このような階層構造は、志摩市の里海創生推進協議会（図 6-10）や、東京湾再生のための官民連携フォーラムなど、他の協議組織体においても実装されており、階層毎の役割の明確化などを工夫することで有効に機能させることができます。

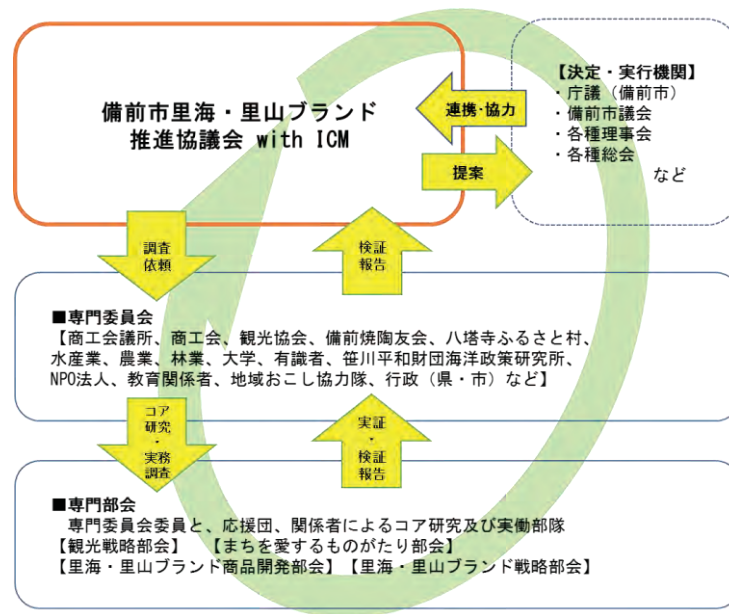


図 6-9 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 構成図(一部加工)（備前市協議会,2017a) ⁷⁵

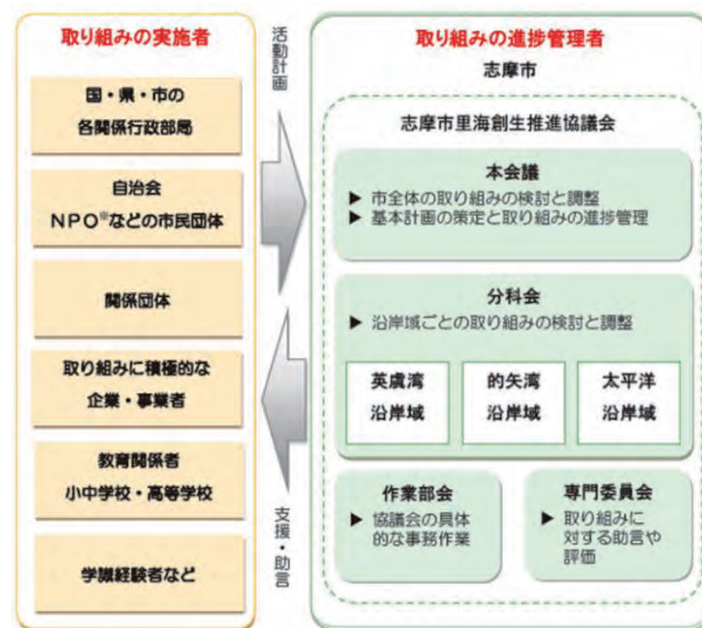


図 6-10 志摩市 里海創生推進協議会 取り組みの実施体制(志摩市,2016) ⁷⁶

⁷⁵ 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 構成図(一部加工), 2017

⁷⁶ 志摩市,第2次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】, pp18, <http://www.satoumi-shima.jp/about/pdf/2ndPlan2.pdf>,2016

6・6 組織の承認・公的な位置付け ～承認プロセス～

協議会などを組織化する上で必要となる手続きとして、どのような形で承認を取り、公的に位置付けるかを考える必要があります。

沿岸域の総合的管理の承認プロセスとして、市町の議会承認とするか、総合計画やその他の計画などに則った組織とするなどの選択肢があります。

■承認プロセス

執行機関が仕事を進めるために、議会の議決を必要とするものとして、地方自治法第96条第1項で15項目を規定されており、条例の制定・改正又は廃止、予算を定めること、決算を認定することなどがあります。ICM独自の計画で独立して予算化する場合、議会の承認を求める必要があります。その他の計画に基づく承認については、根拠とする計画全体が議会の承認による議決事項として包括されていることから、改めて承認を求める必要がないため、設置要綱や委任状などの発行で進めることができます。

○事例

志摩市では、市の設置要綱に基づいて協議会を組織化しましたが、小浜市では、研究会で作成した提言書を2014年2月に市長へ手交し、提言書の要望を受けて、市長の裁量のもとで協議会が設置されました。備前市では、総合計画での施策7・2「里海づくりを柱とした水産業の振興」における「取り組み③ 沿岸域の総合管理」の記載を根拠として、協議会が設置されたため、設置根拠を明文化する必要があり、設立趣意書や委員への委任状・規約などが準備されました。このように、沿岸域の総合的管理を目的とする協議会は法的根拠を持たないために、その設置には、様々な工夫や段取りが必要となります。

◆ 目標達成のための取り組み	
取り組み① 里海のまちづくり	里海の創生を効率的に推進するためには、「産・学・官・民」の協働と連携が必要です。水質悪化や乱獲、沿岸部の埋め立て等によって減少した水産資源を回復させるためには、アマモ場や干潟の再生を推進するとともに、効果的な稚魚の放流と適切な資源管理を推進することで、豊かな生態系を持つ里海づくりを目指します。
取り組み② 水産業の経営基盤の強化	水産業経営の安定を図るため、水産物共同利用施設等を計画的に整備することにより、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ります。 また、労働環境を整備することにより、定常的な後継者の確保と高齢化対策につなげます。
取り組み③ 沿岸域の総合管理	海、橋からなる豊かな自然と資源を生かした地域を創生するために、市民等の関係者が参加・協力して地域を含めた総合的に管理する仕組みを構築し、地域の活性化につなげます。
取り組み④ 消費拡大の推進	消費者は、食の安全・安心、品質や地産地消への高い関心があることから、地元の魚がおいしいことをPRし、地産地消を推進します。 また、魚食普及のための食育も推進します。
取り組み⑤ 観光漁業の推進	現在の観光漁業の拠点である「五軒の市」や「真魚市」などを地域資源の核として、「楽しむ・食べる・泊まる」という里海環境をフィールドとした海を生かした新しい観光の魅力として積極発信をします。
取り組み⑥ 漁村・漁港の整備	安全・安心な暮らしを確保するため漁港機能の維持と拡充を常に要望します。特に、顕微鏡港については、築港完成に伴う地域のニーズに合わせた整備などを要望します。 また、漁港施設ごとに機能診断を実施して老朽化の実情を把握し、機能を維持するための保全措置を要望します。

図 6-11 第2次備前市総合計画『施策 7-2「里海づくりを柱とした水産業の振興」「取り組み③ 沿岸域の総合管理』』（備前市,2013）⁷⁷

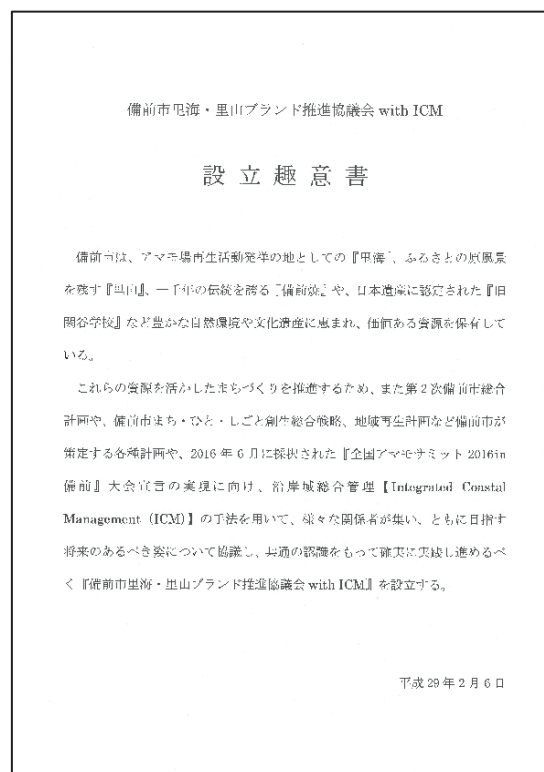


図 6-12 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 設立趣意書(備前市協議会,2017b)⁷⁸

77 備前市,第2次備前市総合計画, pp71,

<http://www.city.bizen.okayama.jp/data/open/cnt/3/5955/1/sougoukeikakuH25.pdf>,2013

78 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 設立趣意書, <https://www.satoumi-satoyama.jp/02aboutus/aboutus.html>,2017

6・7 協議会開催 ～役割分担、議事次第～

協議会では、事業計画や予算や委員の承認など沿岸域の総合的管理の大きな道筋を決める事項を決定します。できるだけ多くの関係者が参加し、意思決定に関与することが重要です。そのため、大人数の協議会となる場合には、専門委員会などの下部組織を組織し、具体的な事業の推進のために必要な事項を協議していく場を別途持つ工夫などがなされています。

協議会の下部組織として、専門委員会などを設置し、階層構造を構築する場合、協議会内での議決事項と専門委員会などでの議決事項などの役割分担をあらかじめ決めておく必要があります。

■役割分担

協議会と協議会の下部組織として専門委員会などを設置する場合、各組織が担う役割や関係性、議決事項の範囲などを決めておきましょう。

■議事次第

協議会や研究会の開催に際して、議事次第などを作成して、参加しているメンバーの方向性がブレないこと、そして、その回で決定したいことなどをあらかじめコアメンバーで意識合わせをしておきましょう。

■年間計画

1年間のうち、協議会や研究会を何回開催するのか、開催時期、必須開催の回数と必要に応じて開催する場合などの目安などを決めておきましょう。これらの開催目安を共有する場合には、関連イベントまでに何を実施するかなどの理解が促進されるため、関連イベントなどの開催時期の情報を示しておくことが有効です。

○事例

志摩市では、協議会は設置要綱に基づいて運営されており、委員の互選による会長が選任され、会議を招集します。志摩市政策推進部里海推進室が事務局を務め、協議会の下に分科会、専門委員会が設置できることとなっています。

備前市では、協議母体となる協議会を市政の実行機関である備前市や市議会などから独立させ、それに対して提案し、連携・協力する機関とするとともに、専門的な取り組みについては「専門委員会」を設置します。さらに、専門員会の下部組織として、コア研究や実働部隊としての役割を担う「専門部会」を設置することで、各取り組みについてスピード感をもって具現化することを目指しています。(図 6-13)

小浜市では、「未来会議」という高校生を中心とした組織を設置することで、若者によるまちづくりが進められています。

協議会と下部組織である専門員会の役割の違いが分かる資料として、備前市の議事次第の例を示します。(図 6-14) また、会議開催の年間計画の例として、関連イベントなど、参加者が分かりやすく、目標や区切りとして考えることが出来るイベントなどの情報とセットで検討されている例として、備前市の年間スケジュールを示します。(表 6-4)

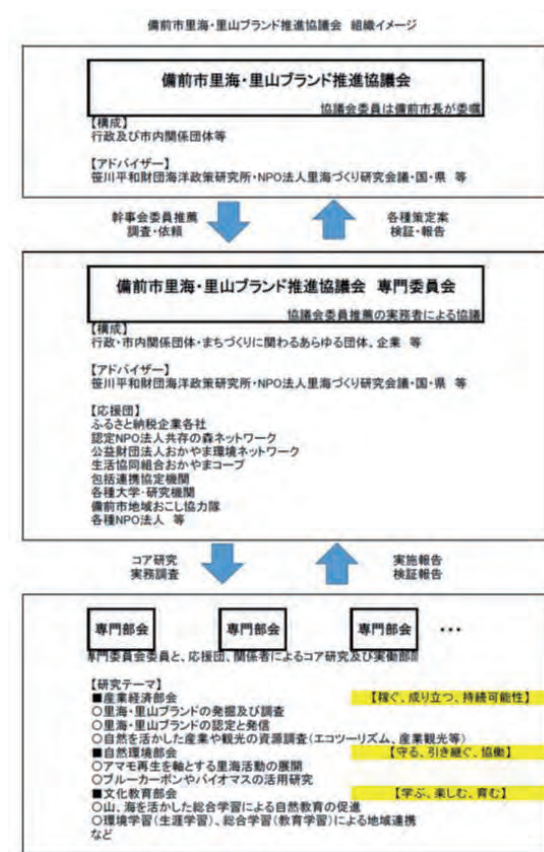


図 6-13 備前市里海・里山ブランド推進協議会 組織イメージ(備前市協議会,2017c)⁷⁹

⁷⁹ 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会 組織イメージ, 2017

備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 設立総会及び第1回推進協議会 次 第 設 立 総 会 1. 開 会 2. 備前市長あいさつ 3. 議 事 ① 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 設立について ② 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 規約について ③ 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 役員選出について 4. 参 観 状 交 付 第1回推進協議会 1. 開 会 2. あいさつ (会長) 3. 議 事 ① 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 事業計画【事業概要】について ② 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 収支予算について ③ 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM (仮称) 専門委員会の設置について 4. そ の 他 5. 閉 会	備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 第2回専門委員会 次 第 日時 平成29年7月13日(木) 午後1時30分～ 場所 備前市日生総合支所 防災センター大会議室 1. 開 会 2. 報告事項 ・備前市沿岸域総合管理研修会 (5/25～26) 3. 議 事 ①平成28年度事業について ・事業報告、収支決算 ②平成29年度事業について ・事業計画、収支予算 ③専門部会の設置について ・専門部会運営要綱 ・ミッション項目 ・メンバー構成 ・リーダー選出 ・年間スケジュール 4. そ の 他 ・ふるさと納税【企業版／個人版】について (市シティセールス推進課) 5. 総 括 6. 閉 会
---	--

図 6-14 備前市協議会設立総会及び第1回推進協議会と第2回専門委員会 議事次第(備前市協議会,2017d)⁸⁰

表 6-4 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 年間スケジュール(備前市協議会,2017e)⁸¹

備前市里海・里山ブランド推進協議会with ICM 年間スケジュール(平成29年度)																								
	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月							
	13日(木)	下旬	下旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬				
推進協議会	第2回会議																			第3回会議				
専門委員会	第2回会議							第3回会議							第4回会議			報告						
専門部会Ⅰ	設立	部会	⇒継続、検討、(実施)⇒			部会	報告	⇒継続、検討、(実施)⇒				部会	⇒	報告	⇒継続、検討⇒									
専門部会Ⅱ	設立	部会	⇒継続、検討、(実施)⇒			部会	報告	⇒継続、検討、(実施)⇒		部会	⇒継続、検討、(実施)⇒			報告	⇒継続、検討⇒									
専門部会Ⅲ	設立	部会	⇒継続、検討、(実施)⇒			部会	報告	部会 (意見反映)	⇒継続、検討、(実施)⇒				部会	報告	⇒継続、検討⇒									
専門部会Ⅳ	設立	部会	⇒継続、検討、(実施)⇒				報告	部会 (意見反映)	⇒継続、検討、(実施)⇒				ミッション完了		報告 (解散)									
関連イベント						学生ボラ			備前焼まつり	里山里山教室		アマモサミット					里山里山シンポ		かき祭					

80 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市協議会設立総会及び第1回推進協議会・第2回専門委員会 議事次第, 2017

81 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 年間スケジュール, 2017

6・8 計画策定 ～基本計画の策定、他の計画との整合性～

業務の指針となる計画書を作りましょう。全体(総合)的なビジョンやコンセプト、計画の位置づけ、計画期間、計画範囲、個別事業や他の関連計画との関係性など、事業に取り組む上で指針となるための計画書が必要となります。

■関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定

沿岸域の総合的管理に向けて、管理計画を策定する際には、県や市の総合計画や国の個別法（例えば、国立公園に関する規制を定めた自然公園法等）との整合を図ることが必要ですが、直接的な調整機能、制度が存在していません。そこで、協議会を活用するなどの対応が必要になります。具体的には、国や県の担当官がメンバーとして協議会に参加することで、協議会の審議事項として沿岸域の総合管理計画を想起・策定していく段階から関与し、調整を図ることが可能となります（実際の承認・確定は議会の承認や地方公共団体の長からの発表など別のプロセスが必要です）。

こうした手順を経ることで、関連計画との整合に配慮した海洋・沿岸域総合管理計画の策定が出来るようになると同時に、計画の実施においても予め関連法制度の実施に際して、コンフリクトを回避することや対応を協議することができ、実効性の高い計画策定につながることが期待できます。

このように、地方自治体内において、総合計画との位置づけや連動に配慮する必要があります。地方自治法の規定により、ほとんどの市区町村で総合計画および、その最上位に位置づけられる「基本構想」を策定しています（2011年（平成23年）の地方自治法の改正により、この規定は廃止されていますが「基本構想」の必要性を否定したものではなく、むしろ地方自治体が自由な発想で主体的に策定することが期待されています）。こうした総合計画に沿岸域総合管理を組み込むことで地方自治体内での調整が図られることになります。通常は先行して策定された総合計画に基づき沿岸域総合管理計画を策定しますが、場合によっては、両計画が同時並行的に議論されていくこともあります。こうした調整においては、市長・町長・村長ら首長によるイニシアチブによって決定されることなどがあります（OPRI,2015）⁸²。

○事例

志摩市では「志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】」を、小浜市では「小浜市海のまちづくり計画」を策定しています。備前市は、現時点では協議会の設立趣意書や事業計画書などで進められています。

82 海洋政策研究財団,沿岸域総合管理の推進に関する政策提言, 2015



図 6-15 志摩市 第2次里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】(志摩市,2016)⁸³

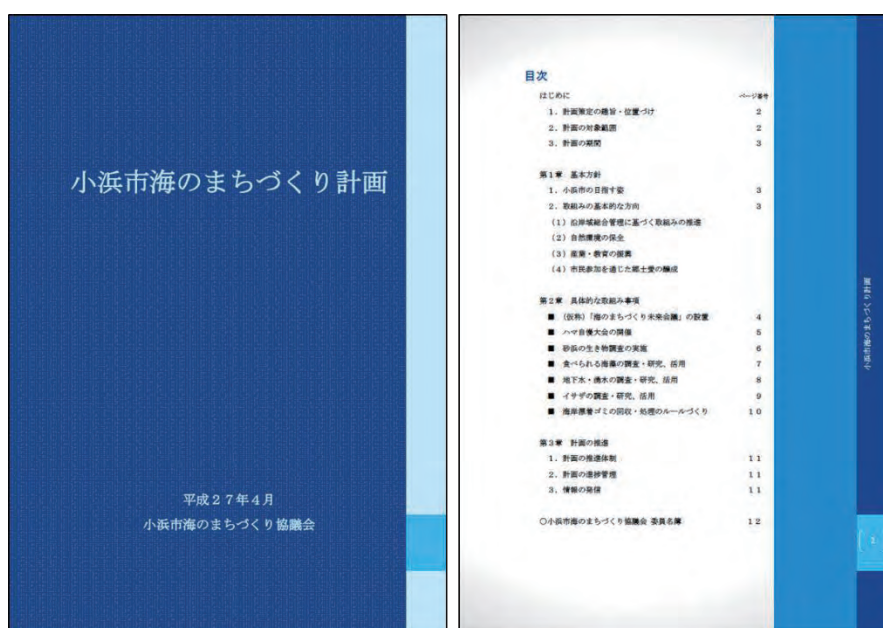
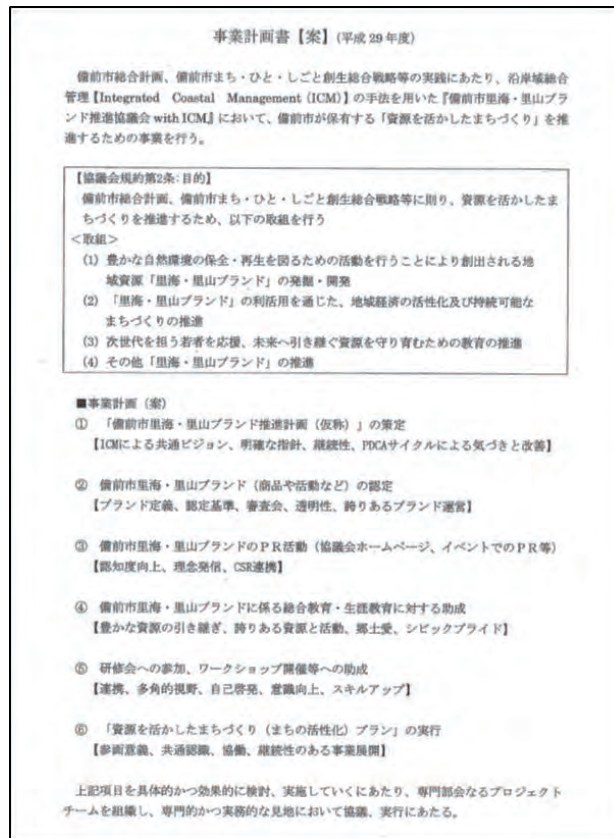


図 6-16 小浜市海のまちづくり計画(小浜市,2015)⁸⁴

83 志摩市,第2次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】, pp1/4-5,
<https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/32/2ndPlan1.pdf>,2016

84 小浜市,小浜市海のまちづくり計画,表紙/pp1,
http://www1.city.obama.fukui.jp/obm/umimachi/HP/umimachi_keikaku.pdf,2015

図 6-17 事業計画書(備前市協議会,2017f)⁸⁵

6・9 事業実施 ～実施計画、個別事業の順応的管理～

効果的に沿岸域の総合的管理手法によるまちづくりを実行するために、順応的に事業を実施しましょう。

■個別事業の実施計画の策定

事業内容によっては、事業実施と同時並行的に計画策定が進む場合もありますが、まずは、目指すべき方向性等を包括した事業実施計画を作成し、計画に沿って事業を実施し、事業評価を経て計画を見直すプロセス（PDCA）を経ることになります。

■個別事業の順応的管理による推進

策定された総合管理計画に基づき、個別の事業を着実に実施していくために、沿岸域の自然的・社会的特性を踏まえた事業間の調整や、関係者との連携、技術的に解決すべき事項への対応など事業実施において、適時に専門家からのアドバイスおよび、関係者の主体

85 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会 事業計画書,2017

的な参画を受けて順応的に実施することが欠かせません。

特に、事前に予想できない状況の変化や自然条件の変動などにも対処するために、事業毎に事業実施計画を作成し、予め策定された計画にもとづき、順応的管理（PDCA サイクル）に則って事業を進めることが重要になります。

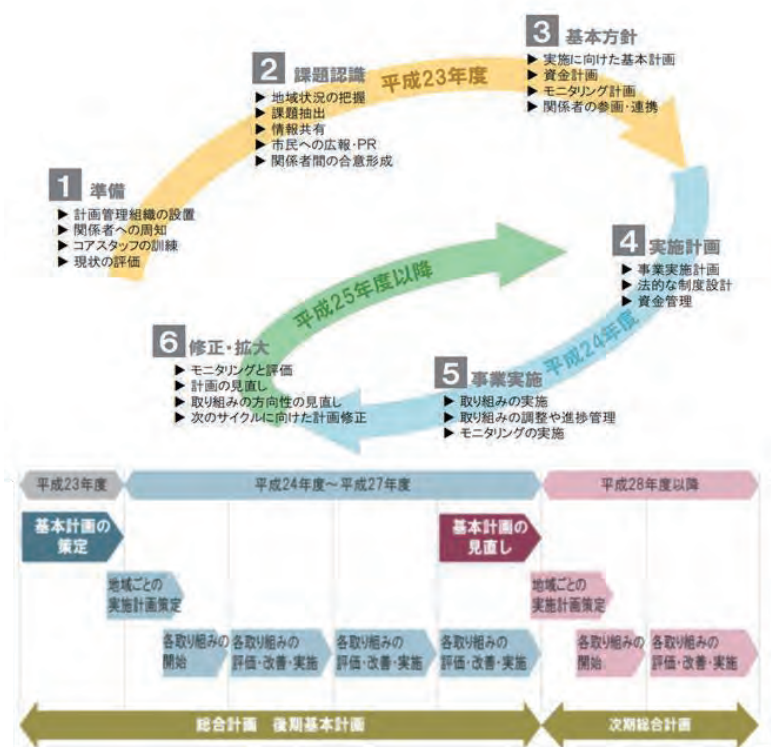
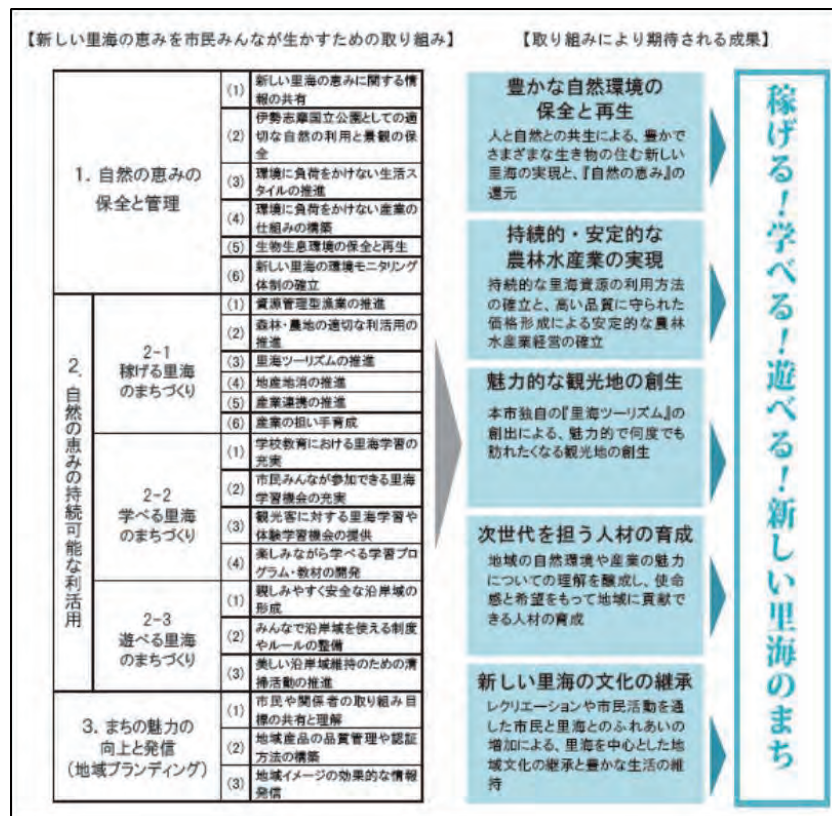


図 6-18 志摩市 沿岸域総合管理の計画の期間と流れ(志摩市,2012)⁸⁶

86 志摩市,志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】 , pp3,<http://www.satoumi-shima.jp/about/pdf/satoumi2.pdf>,2012

図 6-19 志摩市まちづくりの取り組み内容と期待される効果（志摩市,2016）⁸⁷

6・10 事業評価 ～目標・進捗の評価、森川海の総合診断、計画改訂～

策定した計画の進捗状況を確認し、さらに事業を促進するために、その時点の社会背景や状況に則して、課題などを洗い直し、計画や事業を見直すことが必要です。事業評価とは、事業自体の良し悪しや進捗による得点を付けることが目的ではありません。時代や現場の状況に応じて順応的に事業を推進するために、一定期間を区切って、これまでの事業を振り返り、今後の5年・10年で必要なことを改めて検討していくために必要な作業です。

■沿岸域の総合管理計画の評価と見直し

順応的管理の手法は、沿岸域総合管理計画全体の評価と見直しにも適用されるべきものです。沿岸域総合管理を持続的に実施するためには、定期的に事業評価をし、その結果を計画修正に反映させることが欠かせません。特に、評価プロセスへの市民参加や効果的な評価手法の採用といった工夫が必要です。

評価のための指標の作成や評価にあたっては、評価者が第3者的な視点を持つこ

⁸⁷ 志摩市,第2次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】.pp22,http://www.satoumishima.jp/about/pdf/2ndPlan3.pdf,2016

と、評価方法に他の地域との比較などを想定した汎用性を持たせることなどに配慮することが必要です。また、評価の目的は計画改訂に反映させ、より良い計画に組み込まれていくことにあるので、評価と同時に計画改訂に向けた提言的な指針を示すことも重要です。

○事例

志摩市では、2014 年は PDCA サイクルの C（チェック）の段階として、志摩市里海創生推進協議会が、志摩市里海創生基本計画に基づいて実施してきた様々な施策を、その取り組みの実施状況及び期待される成果の達成状況を評価し、基本計画の見直しに向けた提言をとりまとめました。この「評価及び提言書」は、協議会の内部に評価専門委員会を設置し、5名の協議会委員と2名の外部有識者によって原案が作成され、協議会の本会議で内容を確認し、承認されています。

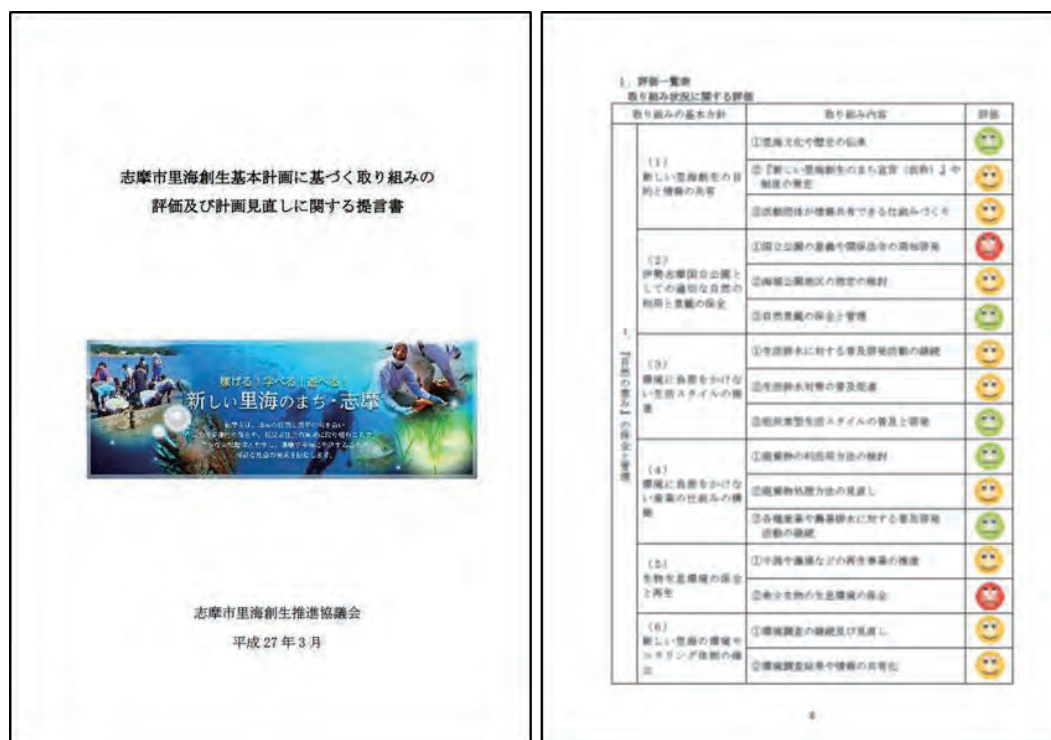


図 6-20 志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書(志摩市協議会,2015)⁸⁸

88 志摩市里海創生推進協議会,志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書, http://www.satoumi-shima.jp/about/pdf/1period_%20evaluation.pdf,2015

6・11 総合的管理手法の確立

総合的管理手法について、何をもって総合的と捉えるかは、多方面の専門家に意見を聞いても意見は分かれるのが実態です。とはいえ、この本において沿岸域の総合的管理の手法としての考え方を示すことで「総合」について位置付けたいと思います。

そもそも、個別管理の統合・総合を図ろうとすると、個別管理の対象やその弊害の問題となる状況の違いなどによって、総合的管理へのアプローチは多様となります。また総合的管理への取り組みは、それぞれの地域において多様な主体を巻き込んで展開する継続的で政治的な活動となるために、状況に応じた多様性を許容する概念である必要がありました。これまでの目的別の個別管理においては、外部やその周辺への影響や効果に対して関心が薄く、配慮されてこなかったことから、高度に専門化され、役割分担が明確化された行政システムと併用できる、総合的アプローチによる海を活かしたまちづくりのシステムが求められてきたのです。それが沿岸域の総合的管理であり、ブルーエコノミーの実現のための核となります。

■沿岸域の総合的管理における「総合」とは

以下の内容を全体として管理することが沿岸域の総合的管理です。

1. 海と陸を含む地域を「沿岸域」として設定し、「海域と陸域の一体管理」
2. 「環境・生態系の保全や物質循環の確保」と「開発・利用」の持続的な調和を実現するための「環境の保全と利用」
3. 個別管理や縦割り行政による弊害に対して「横断的な連携や協調・協力」
4. 「住民」と「行政」や「研究者」などの「多様な関係者が参加するまちづくり」

上記のような考え方から、沿岸域の総合的管理の手法とは、「それぞれの沿岸域の抱える複数の問題を一つの課題として把握し、一つ一つの問題に対して行われている個別管理の欠陥を補うために、それまで横の連絡に乏しかった個別管理間に積極的な情報交換と調整が可能な新たな情報交換のルートを作り、問題解決が図られない時には、権力的に個別管理間の優先順位を決める」⁸⁹といった管理手法であり、個別管理の限界を補う手法である、と位置付けたいと思います。

89 笹川平和財団海洋政策研究所(OPRI),沿岸域総合管理入門,東海大学出版部,pp198,2016

6・12 人材育成 ～研修会、ワークショップ、地元の見学ツアー、集合研修～

沿岸域の総合的管理を実現するためには、物ごとを専門的に見る能力と全体的・俯瞰的に見る能力をの両面を持った人材が不可欠であり、その育成に力を注ぐ必要があります。

■人材を育てる上で重要なこと

実践から学び、必要なことを身につける、OJT(On the Job Training)の機会をつくることが重要です。まずは個人レベル（自己研鑽）、次に組織的なレベル（組織内研修）、そして、組織や地域を超えた関係者のレベル（ネットワーク会議など）での能力開発や人材育成が必要となります。自治体の中で何かをやる、というときは、自治体全体の能力開発となるので、組織的な底力が伸びていくことを目標とします。このような実践を踏まえた人材育成をすることで、関係者や関係機関を巻き込み、様々な場面で変化を生み出す能力がついてきます。現場で実践し、地元の潜在的な力(人や場所、モノ、コト等全て)を引き出し、皆が活躍する場を調整し、場を「整える」ことができるコーディネーターのような人が育つことが重要です。こうした場がつけられて、経験値を各メンバーが積むことによって、地元の人々の間でも学ぶ機会が生まれ、それぞれの専門性・全体性が蓄積されていきます。同時に地元にご協力いただき地元をベースとして実施していくことによって、伝統的な慣行をいかすことにもつながり、各地域の特色をいかした人づくりにつながります。このような、人が育つ実践の場づくりが長期的に人を育てていく取り組みとしても重要となります。

一方で、もう少し短期的に全体のベースアップを図るためには、基礎的な知識を身につけ、自分たちのまちを考えるために人と人をつなげる機会として、研修会やワークショップなどを実施します。これまで我々が実施してきた研修会やワークショップ、集合研修などについて、紹介していきましょう。

○研修会

これまで各地域で実施した研修会において、基本的な構成としては、1.5日の構成で開催しています。基本的には参加者の自己紹介などのオリエンテーションから始まり、沿岸域の総合的管理というものを理解してもらうための法的な背景や国の政策、地元の取り組み紹介などの講義を座学形式で実施しています。その後、地元の再発見を目的とした地元の見学ツアーを実施し、その中での発見や気づきなどを活かしてワークショップを行います。

研修会を構成する上でのポイントは、座学形式の入門講義については、基礎的な内容に加えて地元に関わりの深い学識者の方による地元に関わる内容の講義を組むことで各地域の特色を理解できる研修を目指すこと、そして、座学だけではなく、ワークショップや地元の見学ツアーや食事の時間を組み入れることによって、参加者同士が

自然と雑談の中でお互いを知る機会や地域について考える時間を持ち、一緒に取り組んでいく「場」の基礎をつくることなどに考慮することです。そのため、研修の始まりで自己紹介を兼ねて、自分の仕事として普段はどんなことに関わっているか、この研修の参加のきっかけや学んでいきたいことを各メンバー一人一人に発表してもらいます。同様に、研修会の最後に各自どんな学びや気づきがあり、どんな感想を抱いたか、職場に戻ってどんなことを実践したいかなども発表してもらいます。当初は、参加メンバーにアンケートを配布して回収していただけた回数もありましたが、各自の感想などを発表してもらった時間をつくることで他のメンバーにとっての気づきを促すことにもなり、参加者同士の学びが深まることから、感想や気づいた点などを発表する時間を設けることにしています。

表 6-5 基本的な研修会の構成

基本的な研修会の構成:

	AM1	AM2	昼	PM1	PM2	夕方以降
1日目				オリエンテーション (自己紹介等) + 入門講義1	入門講義2	意見交換会
2日目	現地見学		ランチ (地産地消のお店 や 現地見学先など)	ワークショップ	まとめ + アンケート	—

○ワークショップ

ワークショップとは、参加した人々が様々な想いやアイデアを出し合い、解決や新しい発見、創造や学習につなげるための問題解決やトレーニングの手法であり、アイスブレイク、共通理解の醸成、合意形成、イノベーションなど様々な目的のために活用できます。

ワークショップとしては、KJ（Kawakita Jiro：川喜多二郎）法、PCM（Project Cycle Management）手法、フィンランドのカルタ法（アメリカのマインドマップとほぼ同じもの）などいろいろな手法がありますが、メンバーやテーマに応じた手法を使いましょう。例えば、ポストイットなどを使って思いつくままに書いてもらったものをグルーピングしていくようなワークショップの時には KJ 法を用いることが多く、テーマを決めて解決手法を考えるようなワークショップでは、PCM 手法を用いることが多いです。その他、ビジネスマーケティングなどのフレームワークとして用いられる SWOT 分析（強み、弱み、機会、脅威の英語の頭文字）などを用いて、自分たちのポジショニングや差別化要素などについて考え方を整理していく方法もあります。

ICM のプロセスを理解するためのワークショップでは、その基本的な流れは、地域

の状況把握として、参加者が気付いたことを書きとめて発表するパートから始まり、合意形成として、そのチームの意見を集約する疑似体験のパート、そして、計画立案として具体的な内容に落とし込む疑似体験のパートとしています。そして、各パートについてチームで発表を行います。また、沿岸域の総合的管理では、計画立案の後に事業の実施と計画の見直しという作業までを含めた一連の活動になりますが、ワークショップでは、計画立案までを行っています。時間配分については、その時の参加者数やテーマ設定、時間枠などに応じて変動させていますので、時間枠や参加人数に応じてもっとコンパクトに実施することもできます。

基本的には1グループ4-6名の参加者に1-2名のファシリテーター役が付いてワークショップを進行します。その際、参加者が立場を超えて自由に発言するために「チャタムハウス・ルール」など、研究会やパネルディスカッション等の場で用いられる「発言者を特定する表現において、発言内容を外部で公式に引用することはできない」とするルールやOPRIがワークショップを開催する際は、フィンランドメソッドをベースとしたワークショップのルールなどを参加者全員に理解していただいた上で協力的に参加してもらうように促します。

研究所にてワークショップを開催する際は、各地でのテーマの設定例として、「望ましいまち(各地域名が入ります)の将来の姿」を基本としながら、各市町の状況に合わせて微調整を行います。

○事例

例えば、志摩市では、研究所と志摩市役所との事前検討を踏まえて、G7伊勢志摩サミットへ向けた受入れ体制を考える場として、ワークショップを位置づけ、志摩市里海創生基本計画より「1）自然の恵みの保全と管理、2）稼げる里海の創生、3）学べる里海の創生、4）遊べる里海の創生、5）地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）」という、5つの軸で参加者に考えてもらうことにしました。また、備前市では、全国アマモサミットの開催前ということから最終的に観光ツアーの企画へとつなげる「備前の魅力あるいは課題について思いついたこと、気付いたこと」にテーマを設定し、職員や関係者に考えてもらう場にしました。竹富町の研修では、竹富町海洋基本計画などを参考にしながら「ぱいぬ島々(南の島々)の宝」についてをテーマに設定しました。

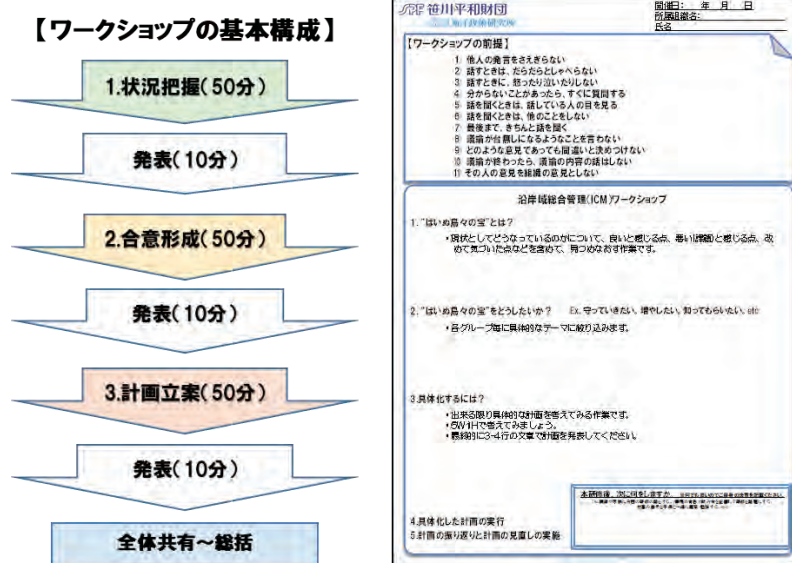


図 6-21 ワークショップの基本構成及びワークシート(沖縄県竹富町研修)の例

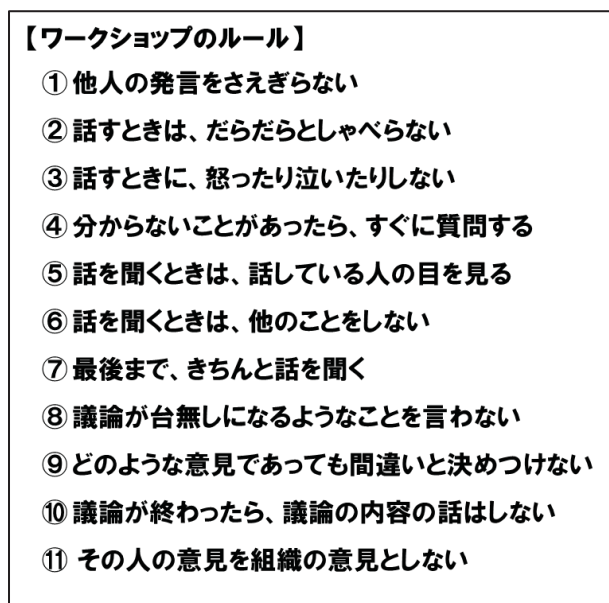


図 6-22 OPRI が開催する際に用いるワークショップのルール



図 6-23 ワークショップ風景

○地元の見学ツアー

ワークショップにおける活発な議論や自分たちで地元を再発見する視点を感じてもらうためには、地元の見学ツアーとワークショップの2つをセットで実施することが有効です。

地元の見学ツアーの企画を構成する上でのポイントとして、現地全体を俯瞰できるような場所、海側もしくは海からの視点で見て・感じるができる場所、陸側の視点から見て・感じる事が出来る場所、などを組み入れることが有効です。そして、出来れば昼の時間に地元の地産地消を意識したお弁当やレストランなどを組み入れることで、観光客の視点や地元の受け入れ時の視点を感じることが出来るよう、食事の機会も研修の中で意義のあるものとして位置づけることが効果的です。

- ・ 志摩市開催時（2015年度）の見学ルート（所要時間＝約4時間）
 - 9:00 志摩市商工会館 出発
 - 9:15 志摩観光ホテル/ベイスイート 屋上庭園（見学）
 - 10:15 大王町波切（町並散策）
 - 11:25 ホテル近鉄アクアヴィラ伊勢志摩/再生干潟の見学～昼食
 - 13:10 志摩市商工会館 帰着



図 6-24 地元の見学ツアーコースの実施例(志摩市)

・備前市開催時（2015年度）の見学ルート（所要時間＝約4時間）

13:00 日生総合支所 出発
 13:15 港の見える丘公園
 13:45 カキ処理施設（五味の市）
 14:15 千軒湾（海洋牧場）
 15:45 備前焼作家見学
 17:00 日生総合支所 帰着



図 6-25 地元の見学ツアーコースの実施例(備前市)

○集合研修

集合研修とは、組織・地域を超えた人たちが一同に会する研修で、その効果には、参加者同士のコミュニケーション、日常は接点のない部門メンバー間の討議、講師からの即時のフィードバック、ロールプレイングなどがあり、一定数の参加者の知識の底上げなどを目的として開催されるものです。

海洋政策研究所では、沿岸域の総合的管理の推進のため、集合研修を開催してきました。海洋の危機に関する最新の知見の共有を図りつつ、海洋および海洋資源の持続可能な利用と保全を目指した取り組みの推進に向け、海洋政策研究所がこれまで培ってきた産官学民の連携のネットワークを活かし臨海地域の新たな地域振興および資源管理のモデルである沿岸域ブルーエコノミーの実現に向けた指針を構築し世界に向けて発信していくことを目的として、「2017年度 海の未来に向けたネットワーク会議」を2017年10月に2日間に渡って開催しました。各地の担当者や有識者、政府関係者、事務局等を含めて延べ64名の参加者によって、各地での取り組みや政府における取り組みの紹介を始めとして、多岐に渡るテーマについて情報共有が行われました。

各地域で開催する研修やワークショップとは異なり、全国での取り組みを知ること、各地の活動について改めて俯瞰し、関係者間の横のネットワークを広げる機会を提供しています。（2017年度の海の未来に向けたネットワーク会議の詳細については、事例に学ぶ実践方法の章でも詳細を掲載しています。）

地域における活動も多岐に渡るので、このよう集合研修などの機会をとらえて、スキルアップや情報収集、人的なネットワークの構築などを行うことも一つの手

段として位置付けましょう。

2017年度 海の未来に向けたネットワーク会議	
海洋の危機に関する最新の知見の共有を図りつつ、海洋および海洋資源の持続可能な利用と保全を目指した取り組みの推進に向け海洋政策研究所がこれまで培ってきた産官学民の連携のネットワークを活かし臨海地域の新たな地域振興および資源管理のモデルである沿岸域ブルーエコノミーの実現に向けた指針を構築し世界に向けて発信していくことを目的とします。 「沿岸域総合管理（ICM）」は、沿岸域の諸問題に取り組むための重要なシステムで、海洋政策研究所は日本財団の支援を受け、ICMの導入に取り組む意欲のある自治体と協力して地域の活性化に役立つモデルづくりに取り組んできました。日本の特性を活かしながら ICM の取組みを進めることで、若者の参画、防災と環境保全の強化、科学的調査の実施、地域連携、離島保全などを図りながら、持続可能な開発の推進を図る重要性は益々高まっています。 本ネットワーク会議は、日本のこうした取組の広域展開を視野に、そうした成果をとりまとめ、国内および国際的な情報の発信や連携強化を図る基盤を拡充していくことを目指します。	
主催・共催：公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所・公益財団法人日本財団 日時：2017年10月19日（木）～20日（金） 会場：笹川平和財団ビル11 階国際会議場（東京都港区虎ノ門1-15-16 電話：03-5157-5210）	
プログラム	
司会進行：笹川平和財団海洋政策研究所 海洋研究調査部長 古川 恵太 / 主任研究員 小林 正典	
10月19日（木）	
8:30	開会セッション
	開会の挨拶 「海の未来に向けたネットワーク会議の意義と展望」 笹川平和財団海洋政策研究所長 角南 寛
	基調報告 「海の未来に向けた日本財団の取り組み—海と日本、海洋教育普及、 港の交差点から地域事業の紹介」 日本財団海洋事業部海洋チーム チームリーダー 梅村 岳大 日本財団海洋事業部海洋チーム リーダー 山下 大輔 日本財団海洋事業部海洋チーム 勝俣 創介
	質疑応答
	参加者による自己紹介
9:30	休憩
9:50	セッション1 「沿岸域総合管理の取り組みと展開」
	報告 1.1 「沿岸域総合管理に関する国際動向」 笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部 主任研究員 小林 正典

図 6-26 2017年度 海の未来に向けたネットワーク会議 プログラム

6・13 イベント活用

ここまで示してきた具体的な実施事項について、さまざまな要因で進捗しない状況に陥る場合があります。そういった場合に地域全体の人の力を結集し、具体的に状況を進捗させるために、イベントを活用することも一つの手段となります。

○事例

例えば、国内のイベントとして、「全国アマモサミット」があります。このイベントは、「アマモ」と「アマモ場」を象徴的なキーワードとし、地域・世代を超えて、海の自然再生・保全を実現することを目指して2008年に開始されました。これまで全国各地の海とその沿岸地域が“抱える課題”をテーマに、市民、高校生、地域団体、行政、研究機関など職業や立場、世代が異なる様々な分野の皆さんの活動紹介と意見交換が行われているものです。全国アマモサミットのこれまでの10回（10か

所)の開催のうち、沿岸域の総合的管理を海洋政策研究所との協力関係で実践している地域は、2012年の福井県小浜市における「第5回全国アマモサミット2012 in 若狭」と2016年の岡山県備前市における「第9回全国アマモサミット2016 in 備前(テーマ:備前発!里海・里山ブランドの創生～地域と世代をつなげて～)」、2017年の三重県志摩市における「第10回全国アマモサミット2017 in 伊勢志摩」です。横浜は東京湾再生官民連携フォーラムとして、熊本でも2017年に官民連携再生フォーラムが立ち上がるなど関連性が強いイベントです。

表 6-6 全国アマモサミット開催地

開催年	回数	開催都市
2008年	第1回	神奈川県横浜市
2009年	第2回	鳥取県米子市
2010年	第3回	鹿児島県指宿市
2011年	第4回	大阪府大阪市
2012年	第5回	福井県小浜市
2013年	第6回	宮城県塩竈市
2014年	第7回	青森県青森市
2015年	第8回	熊本県八代市
2016年	第9回	岡山県備前市
2017年	第10回	三重県志摩市

こうした関連性の深いイベントを契機として地域の活動を発展・促進させるためことなどを目的として、各地で上手にイベントを活用していくことを考えることが必要になります。

備前市では、全国アマモサミットの開催を活かし、活動を発展・継続していくことを念頭に全国アマモサミット実行委員会を母体として、2017年2月6日に「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」を立ち上げました。また、志摩市では、これまでの協議会の活動を市民に浸透させ、市民活動と連携させていくことを目的として、全国アマモサミット2017 in 伊勢志摩を開催しています。このように全国アマモサミットの開催を契機として、関係者が話合う場をつくることで、さらに活動を拡大しながら継続していくための場としての協議会を立ち上げる機運につなげたいという地元の方々の思いがあつてこそ、沿岸域総合管理の手法を用いた地元の活動につながっています。



図 6-27 全国アマモサミット 2016in 備前(アマモサミット,2016)⁹⁰、全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩(アマモサミット,2017)⁹¹

国際的なイベントとして、「東アジア海洋会議 (The East Asian Seas : EASCongress)」があります。このイベントは、東アジア海域における環境管理と持続可能な開発を促進するため、日本・中国・韓国を含む各国政府、国際機関、NGO、研究者等の幅広い関係者間の連携・協力により、同地域での沿岸域総合管理を推進することを目的として、3年に1度開催されています。2003年に、東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA) が参加各国に呼びかけ、マレーシアのプトラジャヤにおいて、第1回東アジア海洋会議 2003 (EASCongress 2003) が開催され、その後も3年に1度、PEMSEA が中心となって開催されてきました。これまで、2006年に中国海口市、2009年にフィリピン・マニラ市、2012年に韓国・チャンウォン市で開催され、2015年の第5回は、ベトナム・ダナン市にて開催されました。

2015年のEAS Congress 2015において、海洋政策研究所(OPRI)及び国際EMECSセンターの共同開催による「日本の沿岸域総合管理の進捗 (ICM Development in Japan)」というセッションが設けられ、日本の各地域の取り組みとして、志摩市 (浦中秀人課長補佐)「順応的管理による志摩市沿岸域総合管理：新しい里海推進基本計画の第2期目」、小浜市 (御子柴北斗課長)「小浜市の挑戦：沿岸自治体発展のための未来会議」、備前市 (田中丈裕里 海づくり研究会議事務局長)「瀬戸内海の再生：備前市沿岸域総合管理導入に向けた沿岸環境再生活動」等の活動報告を行っています。また、前述の会合以外にも、ICM実施自治体のネットワークである

90 全国アマモサミット 2016 in 備前実行委員会, 全国アマモサミット 2016 in 備前パンフ, http://bizen-kanko.com/info/info_detail/index/60.html, 2016

91 全国アマモサミット 2017 in 伊勢志摩実行委員会, 全国アマモサミット 2017 in 伊勢志摩パンフ, https://amamo-summit2017.com/images/amamo_panf.jpg

PNLG による会合やユース・フォーラムなども行われ、志摩市長や小浜市長が参加し、大村市市議会議員の方々による EAS Congress 2015 及び PNLG 会合の視察・参加なども実施されました。

このような世界へ日本の取り組み自体を発信する機会を活用することは、地域の関係者、特に首長などの意思決定者や事務局のメンバーなどが「まちづくり」の活動を理解し、関わりが深くなるきっかけにもなります。また、地元に戻ってから活動報告を実施することで、地域住民に対しても「実績づくり」として活動も見える化されます。

このように国内外のイベントを首長などの意思決定者や担当キーパーソンを巻き込み、地域住民にフィードバックする機会として活用することによって、活動自体の見える化や活動自体の持続につなげていくことが有効です。

その他、世界自然遺産への登録を目指して活動を展開した竹富町や美しい湾クラブへの登録を契機とした美しい富山湾クラブの活動などの例もあります。

地域の活動の発信や活動の「テコ入れ」を目的として、国内外のイベントや公的な認証制度などを広く上手に活用していきましょう。



図 6-28 EAS コングレス 2015 のセッションにて
パネルディスカッションに登壇した小浜市長(一番右)



図 6-29 EAS コングレス 2015 「日本の沿岸域総合管理の進捗 (ICM Development in Japan)」セッション(右上は共同議長の古川、松田、下左より浦中、御子柴、田中)

第7章 事例に学ぶ実践方法



(各モデルサイト 撮影：藤重香弥子)

海洋政策研究所では、これまでの調査研究事業として、第1期：2010年度から2012年度までの3か年で「沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究」を実施し、第2期：2013年度から2015年度まで「沿岸域の総合的管理モデルの実施に関する調査研究」、第3期：2015年から2017年「沿岸域の総合的管理モデルの展開に関する調査研究」を実施してきました。調査研究事業の成果として、「沿岸域総合管理の推進に関する政策提言」を取りまとめ、地方における沿岸域総合管理の実践地域モデルを示すために、沿岸域総合管理の実施に強い意欲を有する7ヶ所のモデルサイト（三重県志摩市、岡山県備前市、福井県小浜市、岩手県宮古市、宿毛湾（高知県宿毛市・大月町）、沖縄県竹富町、大村湾（長崎県長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）において沿岸域の総合的管理を推進することとし、モデルサイトの支援を推し進めてきました。当初は小規模な湾(標準型)を中心に、その後、島しょ(島しょ型)や広域の湾(広域型)などの新たなモデル地域を加えて、地域での取り組みの進め方や地域への支援のあり方、人材育成のあり方等、沿岸域総合管理の実施に関して必要な内容を地域の方と共に実践する中で検討してきました。(図 7-1)

本章では、これまでの各地域での取り組み事例を紹介します。

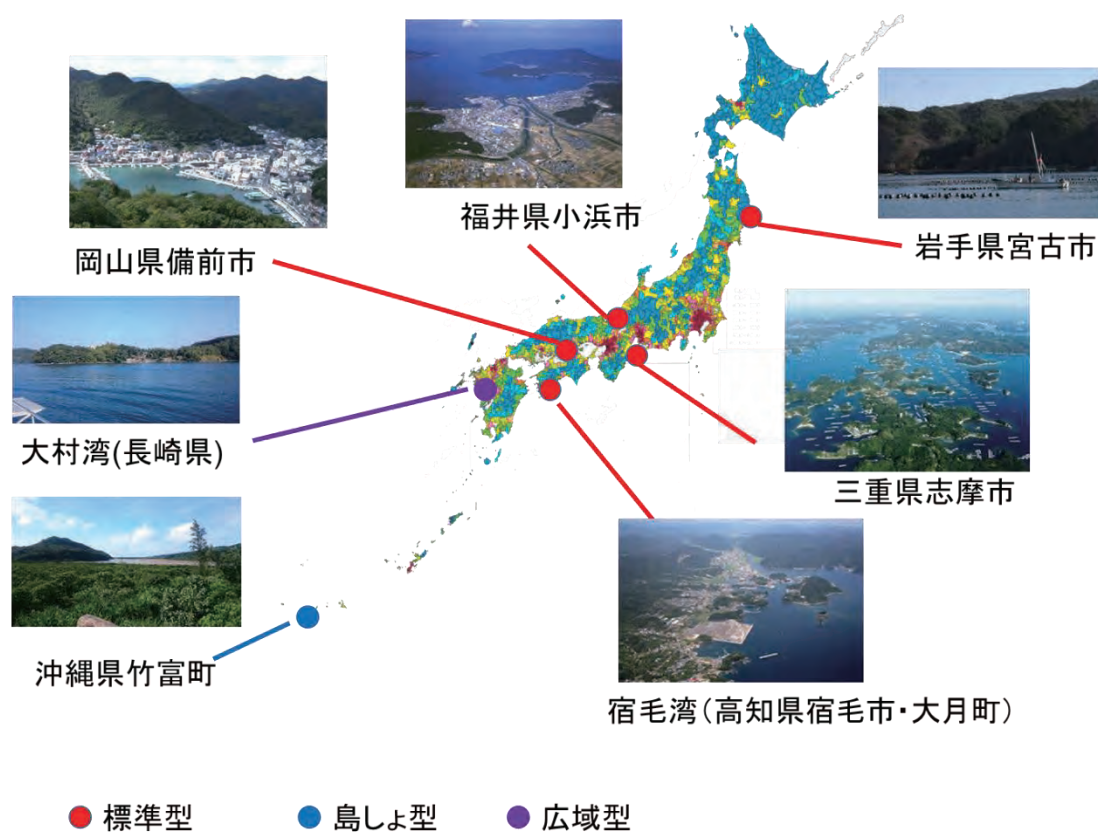


図 7-1 市町村における沿岸域の総合的管理の実践地域
(海洋政策研究所と協力しながら実践している地方自治体)

7・1 三重県志摩市



図 7-2 志摩市

三重県志摩市の沿岸域総合管理への取組みは、自治体が主導する形で進められてきました。きっかけは、英虞湾における環境悪化による地域産業の衰退（真珠養殖の不調、水産漁獲量の減少、観光業の落ち込み）でした。志摩市では合併以前から真珠養殖業が行われている英虞湾の環境改善に取り組んできましたが、根本的な解決には至っておらず、2003年より、干潟再生の研究プロジェクトを実施するなど、総合的な対策が検討されてきました。2004年の5町合併を経て、英虞湾・的矢湾・太平洋岸が一つの自治体に包括的に管理されることとなり、2010年から海洋政策研究財団(現笹川平和財団海洋政策研究所)の沿岸域総合管理モデルサイトとして志摩市と財団が共同で実施する沿岸域総合管理研究会が開催され、海を活かしたまちづくりに向けた方策の検討を始めました。

このような状況下、志摩市は、沿岸域総合管理の手法を用いて地域振興の推進することを決定し、2011年に「新しい里海創生によるまちづくり」に重点的に取り組むことを盛り込んだ志摩市総合計画（第1期後期）を策定するとともに、市の担当部署として里海推進室を設置しました。



図 7-3 志摩市総合計画後期基本計画（志摩市,2011）⁹²

2012年3月には「稼げる！学べる！遊べる！新しい里海のまち・志摩」をスローガンとした志摩市里海創生基本計画（別名、志摩市沿岸域総合管理基本計画）が策定されました。基本計画では、取り組みを実施する区域として、市民が主体的に利用と管理を行っている市の全域にわたる陸域と、共同漁業権が設定されている海域を含むものとし、地域的な特性を考慮して、英虞湾沿岸域、的矢湾沿岸域、太平洋（熊野灘）沿岸域の3つの地域に分けています。取組の基本方針を真珠の層構造になぞらえ、1）「核」となる『自然の恵み』の保全と管理、2）「真珠層」となる「沿岸域資源の持続可能な利活用」、3）「輝き」を放つ「地域の魅力の向上と発信（地域ブランディング）」を軸とする実施計画が示され、その成果として、豊かな自然環境の保全と再生、持続的・安定的な農林水産業の実現、魅力的な観光地の創生、次世代を担う人材の育成、里海文化の継承を達成することが掲げられました。

⁹² 志摩市,志摩市総合計画（後期基本計画）, pp30-31,
<https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/13/kouki2011hyoshi.pdf>,2011



図 7-4 志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】(志摩市,2012)⁹³

志摩市里海創生基本計画に基づき、2012年8月には市の関係部局だけでなく、県、国の関係機関、商工会、観光協会、大学、市民からの公募メンバー等、23名の多様な関係者を含む志摩市里海推進協議会が発足しました。

協議会は、関係団体の活動実績についての共有や、重点的に取り組む事業の推進方策等についての協議を行う場として、市民と行政を結ぶ役割を持っており、主に事業の推進の中心となる市の担当部局や商工会、環境省等からの取組状況の報告と、それに対する審議により協議が進められてきました。

2014年はPDCAサイクルのC（チェック）の段階として、志摩市里海創生推進協議会が、志摩市里海創生基本計画に基づいて実施してきた様々な施策を、その取り組みの実施状況及び期待される成果の達成状況を評価し、基本計画の見直しに向けた提言をとりまとめ、2016年3月に第2次志摩市里海創生基本計画が策定されました。この「評価及び提言書」は、協議会の内部に評価専門委員会を設置し、5名の協議会委員と2名の外部有識者によって原案が作成され、協議会の本会議で内容を確認し、承認されたものです。

93 志摩市,志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】,pp1/11,<http://www.satoumi-shima.jp/about/pdf/satoumi1.pdf>,2012



図 7-5 志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書 (志摩市協議会,2015)⁹⁴

94 志摩市里海創生推進協議会,志摩市里海創生基本計画に基づく取り組みの評価及び計画見直しに関する提言書, http://www.satoumi-shima.jp/about/pdf/1period_%20evaluation.pdf,2015

目 次	
はじめに	1
1 計画の概要	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の範囲	3
5 本計画で定める内容	3
第1章 ねがずめと遊びの里海の基本方針	4
1 ねがずめと遊びの里海の理念	4
1-1 ねがずめと遊びの里海のねがずめ	4
1-2 志摩市人口ビジョンで描かれた理想郷	5
1-3 ねがずめと遊びの里海	5
2 ねがずめと遊びの里海の実現	7
第2章 ねがずめと遊びの里海の実現	11
1 ねがずめと遊びの里海の実現の目標	11
2 ねがずめと遊びの里海の実現の目標	11
3 ねがずめと遊びの里海の実現の目標	11
4 ねがずめと遊びの里海の実現の目標	11
第3章 第1次基本計画の実現と評価	23
1 計画の実現の進捗	23
2 第1次基本計画の実現の進捗に関する評価の概要	24
3 第2次基本計画に示した計画の実現の進捗	30
第4章 ねがずめと遊びの里海の実現	33
1 ねがずめと遊びの里海の実現の概要	34
2 ねがずめと遊びの里海の実現の概要	40
2-1 ねがずめと遊びの里海の実現の概要	40
2-2 ねがずめと遊びの里海の実現の概要	40
2-3 ねがずめと遊びの里海の実現の概要	40
3 まちの魅力を高めよう（まちづくりプランニング）	72
附則	76
第1条 志摩市の関係（総則）	76
第2条 志摩市に於ける本計画の位置づけ	76
第3条 志摩市に於ける本計画の位置づけ	76
第4条 志摩市に於ける本計画の位置づけ	76
第5条 志摩市に於ける本計画の位置づけ	76

図 7-6 第2次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】(志摩市,2016)⁹⁵

2016年度には、4月に志摩市の機構改革が行われ、里海推進室は農林水産部の課から政策推進部の課となり、より総合的な管理を行う部署として里海創生に取り組むこととなりました。また、「志摩市里海創生基本計画」による順応的管理のPDCAサイクルの第1巡目を終え、2016年3月策定の第2次志摩市里海創生基本計画【第2次志摩市沿岸域総合管理計画】として、2020年までを視野にいたした第2巡目の沿岸域総合管理の開始に伴い、協議会の体制や役割についても見直されました。協議会副会長として新たに志摩市観光協会会長が就任すると共に、従来のまちづくりは、分野ごとに目標を定め、縦割りの関係の中で実施されてきており、協議会によって、関係者間で目標は共有出来たものの、市民を巻き込んで積極的に取り組みが展開されるところまでには至らなかったことから、協議会での議論の活発化や目標を達成するための取り組みを市民団体とともに実施していく仕組み（個別のプロジェクトを推進するワーキンググループの設置）を構築し、その横断的な連携や方向性を審議する協議会といった階層構造を導入することまちづくりを進めていこうとしています。（図 7-7）

95 志摩市,第2次志摩市里海創生基本計画,表紙/pp6,
<https://www.city.shima.mie.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/32/2ndPlan1.pdf>,2016

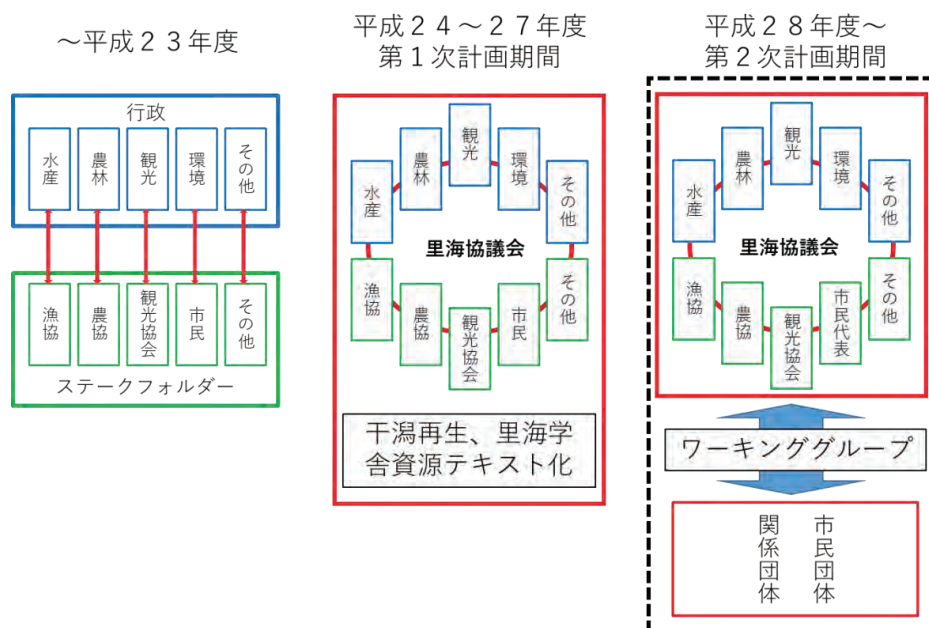


図 7-7 志摩市里海創生推進協議会構成の変遷(志摩市協議会, 2017)⁹⁶

表 7-1 志摩市里海創生推進協議会委員 構成名簿(志摩市協議会, 2017)⁹⁷

	役職
1	三重大学名誉教授
2	広島大学名誉教授
3	志摩市自治会連合会 副会長
4	志摩市商工会 会長
5	志摩市観光協会 会長
6	三重外湾漁業協同組合 常務理事
7	鳥羽磯部漁業協同組合
8	三重県真珠養殖連絡協議会 会長
9	鳥羽志摩農業協同組合 代表理事 理事長
10	ぷらっと家(ホーム)代表
11	伊勢志摩スタンドアップパドルボード協会 代表
12	環境省中部地方環境事務所 志摩自然保護官
13	三重県南勢志摩地域活性化局 局長
14	三重県水産研究所 研究管理監
15	志摩市総務部長
16	志摩市企画部長
17	志摩市建設部長
18	志摩市産業振興部長
19	志摩市市民生活部長
20	志摩市上下水道部長
21	志摩市教育部長

(2017年4月1日現在、順不同、敬称略)

96 志摩市里海創生推進協議会, 志摩市里海創生推進協議会構成の変遷, 2017

97 志摩市里海創生推進協議会, 志摩市里海創生推進協議会委員 構成名簿, 2017

志摩市では、2013 年当時、国内において沿岸域の総合的管理に本格的に取り組んでいる自治体がほとんどなかったことなどもあり、ICM の推進に関するノウハウを会得するとともに、志摩市の取り組みを海外に発信することにより、市の全域が伊勢志摩国立公園に包含されている志摩市の地域資源の素晴らしさを伝え、海外からの誘客を図ることを目的に、東アジア諸国において ICM に取り組んでいる自治体のネットワークである PEMSEA Network of Local Governments (PNLG) に加盟することになりました。2013 年 5 月 27 日に開催された PNLG の第 4 回執行委員会において加盟が承認され、加盟と同時に PNLG の定期大会である PNLG フォーラム 2013 の開催を志摩市へ誘致することとし、2013 年 9 月 30 日から 10 月 2 日まで志摩市の合歓の郷ホテル&リゾート（当時）を会場に PNLG フォーラム 2013 を開催しました。志摩市の ICM が自然の恵みの持続的な活用を目的としていることを踏まえて、「沿岸域の総合的管理を通じた生物多様性愛知目標の達成と新しい里海の創生、地域の活性化」をテーマに PNLG の定期総会と技術ワークショップ、現地視察などが行われ、PNLG の会員自治体や加盟を検討している自治体等、11 カ国から 164 名の参加がありました。



図 7-8 PNLG フォーラム 2013（志摩市開催）⁹⁸

また、2017 年 2 月には、全国アマモサミット 2017 in 伊勢志摩（2017 年 11 月 11-12 日）の実行委員会が発足し、実行委員会の大会長に志摩市長、実行委員長に志摩市観光協会会長（里海創生推進協議会副会長）が就任し、事務局の志摩市役所内においても産業振興部水産課及び政策推進部里海推進室、市民生活部環境課、教育委員会の学校教育課の 4

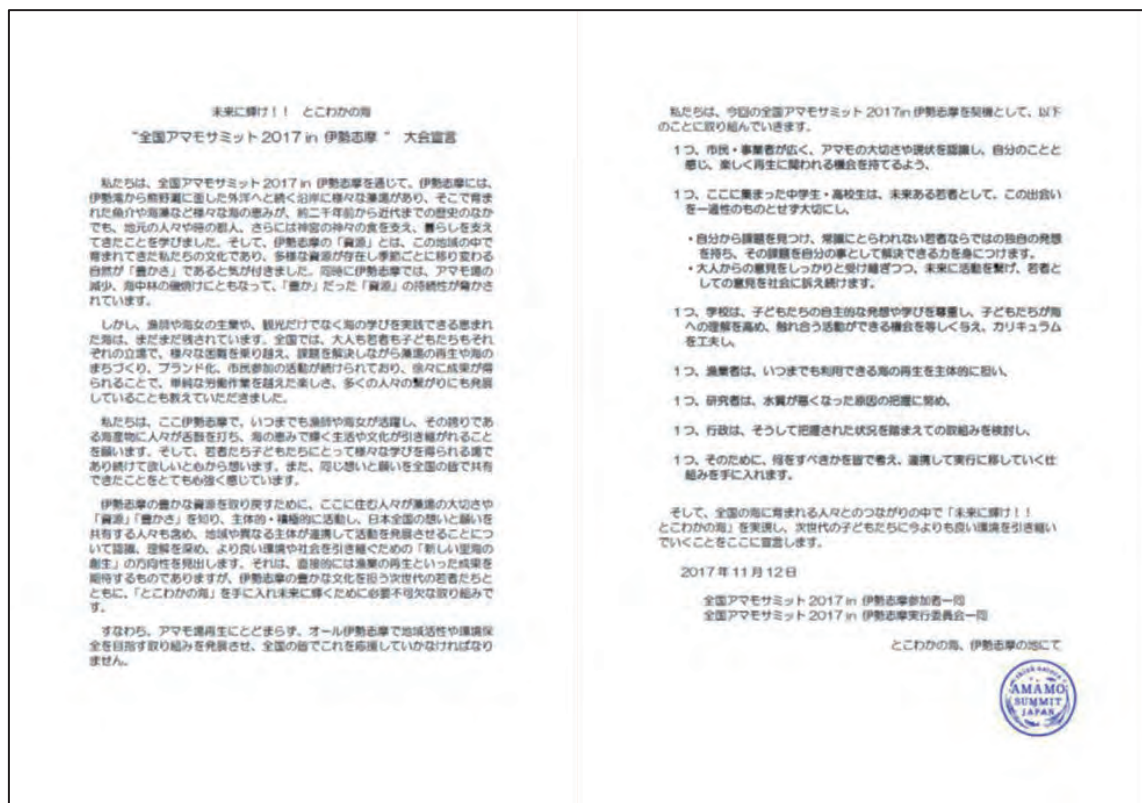
98 志摩市,PNLG フォーラム 2013,<http://www.satoumi-shima.jp/event/report/25/pnlg2013.html>,2013

部署が連携した取り組みとして、開催の準備が進められました。こうした体制は、全国アマモサミットの開催を契機に、地域住民をはじめ、漁業者や行政など関係者が、全国各地の課題や先進的な取り組み事例を共有することで、伊勢志摩における沿岸域の自然環境保全に向けた活動の活性化に繋がっていき、そして、市民や次世代を担う学生たちも参画する中で、人と自然が共生し、自然の恵みとその生命が循環するまちづくりの活動の輪が広がることを目指したい、といった考えから、里海創生推進協議会の活動の進展と連携を視野に入れてイベントを活用することにしたものです。



図 7-9 全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩(アマモサミット,2017) ⁹⁹
(左はキックオフイベント)

⁹⁹ 全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩実行委員会,全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩パンフ,
https://amamo-summit2017.com/images/amamo_panf.jpg,2017

図 7-10 全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩 大会宣言(アマモサミット,2017)¹⁰⁰

こうした志摩市の一連の活動が評価され、2015年7月には、「海洋に関する分野で優れて画期的な地域振興施策」部門で「新しい里海創生によるまちづくり」の功績において、「第8回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣賞）を受賞するに至っただけでなく、2016年5月にG7伊勢志摩サミットが志摩市の賢島で開催され、2017年3月には、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」国の重要無形民俗文化財に、「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」が日本農業遺産に指定されるなど、国内外における志摩市の存在をアピールする活動へと繋がっています。

「海洋立国推進功労者表彰」は、我が国における海洋政策を強力に推進し新たな海洋立国日本の実現を図るため、海洋に関する国民の理解の増進を図ることを目的に平成20年に設けられた表彰制度で、「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野と「海洋に関する顕著な功績」分野に分けて表彰が行われます。科学技術、水産、海事、環境など、海洋に関する幅広い分野における普及啓発、学術・研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介するものです。

志摩市は、「海洋立国日本の推進に関する特別な功績」分野のうち、「海洋に関する分野での優れて画期的な地域振興施策」部門での受賞となり、両分野を通して自治体として初

100 全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩実行委員会,全国アマモサミット 2017in 伊勢志摩大会宣言, <https://amamo-summit2017.com/images/declaration.pdf>,2017

めての受賞となっています。新しい里海創生によるまちづくりとして、「豊かな海と山が与える自然からの恵みにより産業や生活環境が成り立っていることを認識し、その恵みを持続的に活用できるよう、我が国の自治体で初となる「沿岸域総合管理計画」を策定・推進するなど自然環境の保全・再生を図り、自然環境と調和した秩序ある利活用を通じて、地域の経済活動の再生と活性化に取り組むとともに、国際的組織に我が国初の加盟自治体として情報の発信・収集といった加盟各国自治体との連携に積極的に取組を行った。」ことが評価されたものです。(志摩市)



図 7-11 第8回海洋立国功労者表彰(志摩市,2015)¹⁰¹

101 志摩市,第8回海洋立国功労者表彰, <http://www.satoumi-shima.jp/news/2015/07/8.html> (<http://www.mlit.go.jp/common/001096875.pdf>),2015



図 7-12 G7 2016 伊勢志摩サミット (外務省,2016) ¹⁰²



図 7-13 国の重要無形民俗文化財指定(海女振興協議会,2017)¹⁰³

102 G7 2016 伊勢志摩サミット,外務省,<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ise-shima16/>,
http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/dpr/page23_001613.html,2016

103 国の重要無形民俗文化財指定, 海女振興協議会,
<https://www.city.toba.mie.jp/suisan/bunka/amasanposter.html>,2017

7・1・1 志摩市の手順の概要

志摩市の主要なステップとフローの概要を下図に示します。(図 7-14) 104

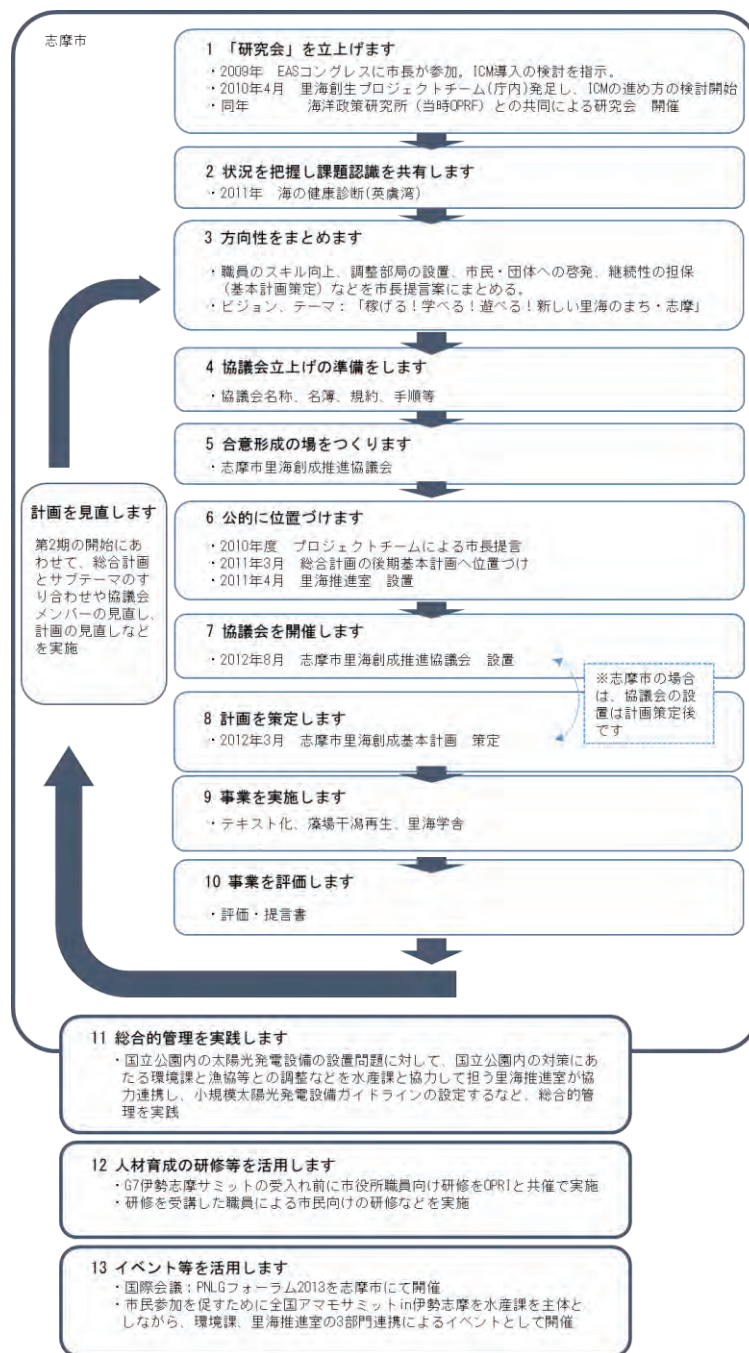


図 7-14 志摩市 ステップとフロー

104 志摩市や協議会等で関連した取組みとして、独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・1・2 志摩市のブルーエコノミー事例

志摩市では、現状の社会情勢に応じた利用と自然環境の保全のバランスが保たれた沿岸域を「新しい里海」と呼ぶこととし、沿岸域における持続可能な利用の活動を「稼げる！学べる！遊べる！」と表現しています。志摩市では、このまちづくりを快適な生活環境を維持するだけでなく、市民と自然が共生する「新しい里海のまち」を応援する人々を国内外に増やし、志摩市を観光で訪れたり、志摩市の産品を購入していただいたりすることで、経済活動を維持して行くことを最終的な目的として活動¹⁰⁵⁾されています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取組みが期待されます。



図 7-15 まちづくりのイメージ 及び 志摩ブランド認定(志摩市,2016)¹⁰⁶⁾

自然の恵みを活かした産業や文化
MIE FISHERIES RESEARCH INSTITUTE

豊かな食材を生み出す海を活かした沿岸漁業や伝統文化、
風光明媚な景観、豊かな自然に触れることの出来るエコ
ツアー等の観光業が地域経済の基盤となっています。

1. 志摩の海の利用

- 1) 漁業
 - a. 漁師(主に魚) 遠洋、近海、大数、海老網(伊勢エビ・宝彩海老)
 - b. 海女(主に貝) アワビ、サザエ、ウニ、アラメキリ等
 - c. 真珠養殖
 - d. 養殖(海苔、牡蠣、サザエ等)
 - e. 磯物(主に海藻) わかめ、ヒジキ、アラメ等
- 2) 釣り
- 3) 海水浴
- 4) 海面利用(サーフィン、シーカヤック、水上バイク)
- 5) 観光利用(遊覧船)
- 6) 景色(横山、ともやま、灯台(大王崎・安東崎) 絵・写真

3. 観光の状況

- ① 志摩市への観光客
年間380万人(宿泊140万人、日帰り240万人)
- ② 志摩市観光協会の取り組み
 - ・観光資源のテキスト化
 - ・名所の振り起こし
 - ・観光ボランティアの育成
 - ・インバウンドへの対応
 - ・海女小屋体験施設の運営(アマメ、ひらまつ)
 - ・御食つ国志摩の食の魅力発信事業(S1グランプリ、飲食店マップ作成)
 - ・地域間連携(伊賀市・海女と忍者、愛知県日進市・宿泊補助、岐阜県郡上市・白鳥町・大阪府摂津市・物産)

図 7-16 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料(ネットワーク会議,2017)¹⁰⁷⁾
(三重県水産研究所(上)、志摩市観光協会(下))

105 新しい里海のまち・志摩ホームページ,志摩市,<http://www.satoumi-shima.jp/about/>,2018

106 第2次志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】、志摩市,pp7/pp75, 2016

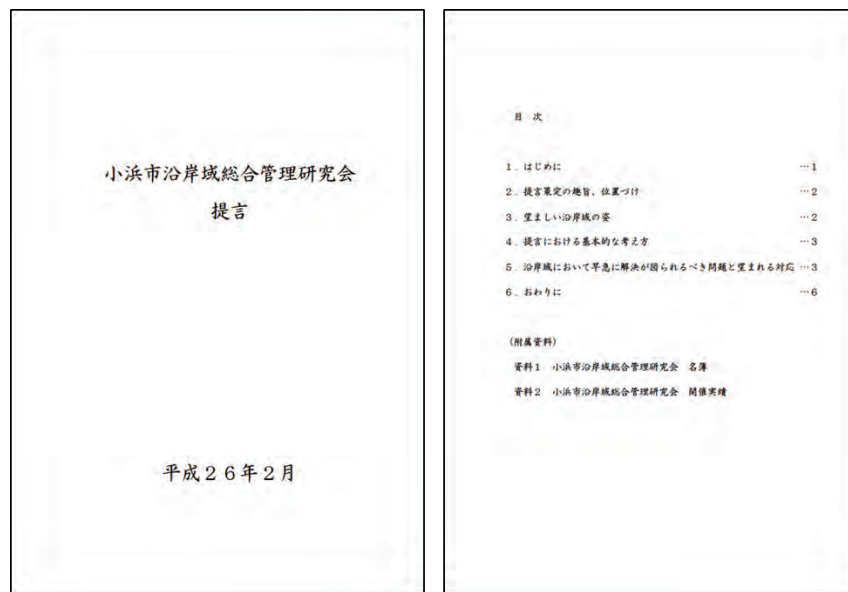
107 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料、三重県水産研究所/志摩市観光協会,2017

7・2 福井県小浜市



図 7-17 小浜市

福井県小浜市の沿岸域総合管理への取組みは、「市民の動きを市が後押しする」形で進められてきました。きっかけは、小浜湾の環境劣化に気付き、対策を自ら考え行動を起こした福井県立小浜水産高等学校（現若狭高等学校）のダイビング部のアマモ場再生活動です。この活動に賛同した市民が支援活動を広げるとともに、2012 年の全国アマモサミットの開催などを通して、関係者間の横断的なつながりが強化されました。2011 年には、小浜市と当研究所（当時、海洋政策研究財団）が共同で沿岸域総合管理研究会を発足させ、「海健康診断」などを通して、関係者間での小浜湾の環境の状況の把握や問題点の共有を進めました。研究会には、小浜市と当研究所の他、福井県立大学、小浜市漁業協同組合、商工会議所、観光協会、市民団体（アマモサポーターズ）、若狭高等学校、小浜水産高校、近畿地方整備局福井河川国道事務所、福井県嶺南振興局、などが参加し、小浜市が事務局を務め活発かつ自由な意見交換を進められてきました。メンバーからは、こうした意見交換の場を継続的なものにする事を望む声上がり、市担当者の積極的な応援を受け、2014 年 2 月に小浜湾の現状とあるべき姿を提示し、協議会の設置を要望する市民提言を市長に提出しています。

図 7-18 小浜市沿岸域総合管理研究会 提言¹⁰⁸

市民提言では、小浜市沿岸域の「自然環境の保全」、「自然の恵みの産業、教育などへの利用」、「関係者間の連携強化」の3つを柱とする現状認識と対応への提言が示され、望ましい沿岸域の姿として、豊かな自然環境の保全と、そこから得られる自然の恵みが継続的に活かされること、保全と利用のバランスを保つこと、自らの問題として意識し自ら行動することなどが掲げられました。こうした市民からの要望に小浜市長が応え、2014年9月に小浜市海のまちづくり協議会が8人のメンバーで発足し、具体的な事業がスタートしました。協議会は、小浜市総合計画等の小浜市が策定する計画の進捗を図ることを旨として、沿岸域の総合的管理を通じて、海に代表される小浜市の豊かな自然環境の保全を図るとともに、自然環境と調和した利活用を通じて、持続可能なまちづくりを目指すことを目的¹⁰⁹とし、「小浜市海のまちづくり計画」などが策定されました。

その協議会の中で、特徴的な取組みとして「海のまちづくり未来会議」の発足があります。これは、海のまちづくりに若者たちの参画を促すために設置され、若者の主体の話し合いや現地での活動が行われており、地域全体での沿岸域総合管理の実施に向けた取組みとしての展開が始まったものです。また、地元の発案として民間企業（全国規模の製造関連企業）からメンバーを迎えたことは、先進的な取組みです。

108 小浜市沿岸域総合管理研究会提言,小浜市沿岸域総合管理研究会,2014

109 小浜市 海のまちづくり協議会について, 小浜市海のまちづくり協議会,協議会の概要ページ,<http://www1.city.obama.fukui.jp/obm/umimachi/HP/profile1.html>

表 7-2 小浜市海のまちづくり協議会委員構成名簿¹¹⁰

	役職
1	福井県立大学 海洋生物資源学部 教授
2	一般社団法人 うみから 代表理事
3	小浜市漁業協同組合 参事
4	福井県立若狭高等学校 教諭
5	福井県嶺南振興局 水産業普及指導員
6	小浜市教育総務課長
7	小浜市環境衛生課長
8	小浜市農林水産課長
9	おばま観光局
10	福井県立大学 海洋生物科学部 准教授
11	福井県立若狭高等学校 教諭
12	小浜市商工観光課長

アドバイザー

	役職
1	笹川平和財団 常務理事/海洋政策研究所長
2	同 海洋政策研究所 海洋研究調査部長
3	同 海洋政策研究所 特別研究員
4	同 海洋政策研究所 研究員

事務局

	役職
1	小浜市農林水産課 課長補佐
2	小浜市農林水産課 主事
3	小浜市農林水産課 主事

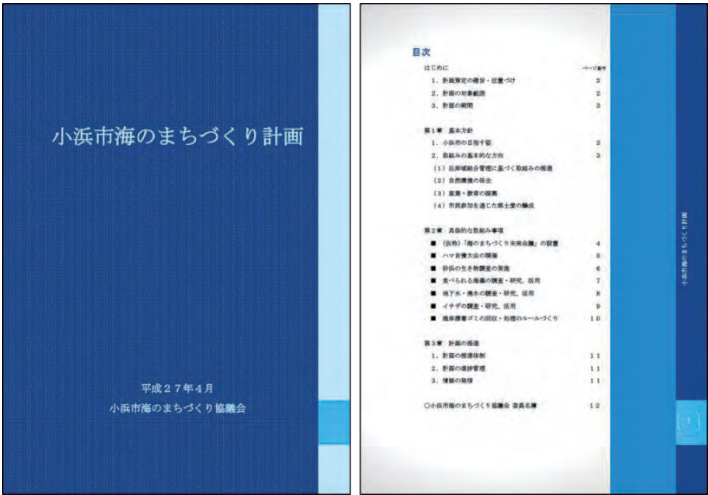


図 7-19 小浜市海のまちづくり計画(小浜市,2015)¹¹¹

110 小浜市海のまちづくり協議会委員構成名簿,小浜市海のまちづくり協議会,2017

111 小浜市海のまちづくり計画,小浜市,表紙/pp1,

http://www1.city.obama.fukui.jp/obm/umimachi/HP/umimachi_keikaku.pdf,2015



図 7-20 小浜市海のまちづくり未来会議 Facebook (海のまちづくり未来会議,2015) ¹¹²

また、小浜市においては、2011年に「夢無限大・感動小浜（地域力を結集した協働のまちづくり）」を掲げた「第5次小浜市総合計画」が策定されています。2014年11月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の実施や展開に対して、「今後の施策の方向性」の水産業の具体的な施策のなかで、『沿岸域総合管理による「海のまちづくり」を推進』（海の環境保全・魅力発信等）することが明示されています。2015年度には、「小浜市海のまちづくり計画」が策定され、各事業担当の協議会委員を中心に活発に活動が行われてきました。

112 小浜市海のまちづくり未来会議 Facebook,小浜市海のまちづくり未来会議,
<https://www.facebook.com/pg/海まちミライ小浜-1661051924181560/>,2015



図 7-21 小浜市第5次小浜市総合計画(小浜市,2011)¹¹³

2016年度には、観光業と漁業の連携などが必要となる新たなプロジェクトが始まり、より幅広い計画にする必要が出てきたことから、沿岸域総合管理の手順に従い、順応的管理サイクルの評価および改訂の段階へと進みました。現小浜市海のまちづくり計画では、実施施策を絞り込み、着実な実現を目指してきた一方で、より広い視野での総合的な取組みへの展開が少なかったことが反省されており、2017年度に策定が予定されている第2期計画の検討に向けて、第1期計画を個別の施策の実施状況だけでなく、より広い視野で評価し、今後の取組みの方向性を議論していくこととしています。

また、2017年2月には「南川ラインレスキュー隊」という川の保全・教育のための団体の活動が始まったほか、山の取り組みとしても2017年度に「小浜市里山創造会議」という会議が設置され、2018年度からは協議会を立ち上げる予定とされています。この山の協議会では、海との連携についても進めていくことを予定しており、海のまちづくりの取組みが海だけでなく、川や山の活動に広がりながら、様々な関連活動も非常に盛り上がりを見せています。

113 小浜市第5次小浜市総合計画ダイジェスト版,小浜市,pp1-2,
<http://www1.city.obama.fukui.jp/file/page/1117/doc/1.pdf>,2011

こうした取組みの中で、2017年12月には、農水省による農泊地域の中から、特に食と食文化により増加するインバウンド需要を農山漁村に呼び込もうとする地域の取組を農林水産大臣が認定する「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」¹¹⁴に選定され、食文化を起点とした活動としても盛り上がりを見せています。



図 7-22 SAVOR JAPAN 取組み要約版(OBAMA食と農の景勝地委員会,2017)¹¹⁵

114 「SAVOR JAPAN (農泊 食文化海外発信地域)」について,農林水産省,
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/keisyoti_kentakai/index.html,2017

115 平成29年度「農泊 食文化海外発信地域」取組計画書(概要版),OBAMA食と農の景勝地委員会,
<http://www1.city.obama.fukui.jp/file/page/3883/doc/1.pdf>,2017

7・2・1 小浜市の手順の概要

小浜市の主要なステップとフローの概要を下図に示します。(図 7-23) 116

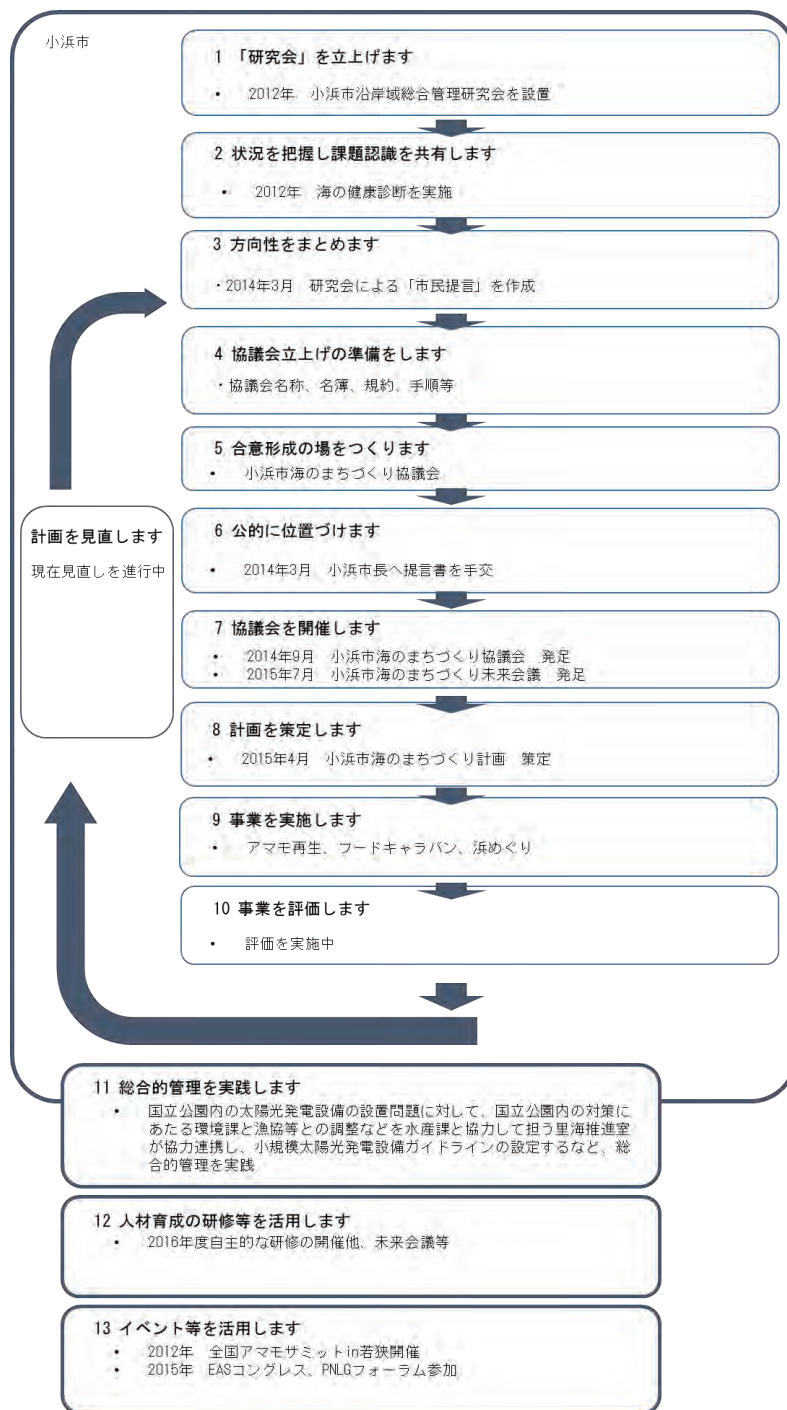


図 7-23 小浜市 ステップとフロー

116 小浜市や協議会等で関連した取組みとして、独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・2・2 小浜市のブルーエコノミー事例

小浜市では、地域外にも広く知られる小浜の「鯖」のイメージを活かし、「鯖を入り口」にさまざまな取り組みを始められています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取り組みが期待されます。



図 7-24 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料(小浜市)¹¹⁷

117 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料,小浜市,2017

7・3 岡山県備前市



図 7-25 備前市

岡山県備前市の沿岸域総合管理への取り組みは、地元漁業者により先導されてきました。きっかけは、1980年代の漁業不振への対策として漁業者自らアマモ場再生を始めたことです。元々環境に対する意識の高い漁業者は、1960年代より海洋ゴミの回収などを実施してきました。当時の日生町漁業協同組合の本田和士組合長が、つば網の不漁を不審に思い潜水したところ、最盛期に600ha近くあったアマモ場が10ha程度に大きく減少していたことを発見し、直ちに日生町漁業協同組合の自主的なアマモ場再生を開始したのです。アマモ場再生は、基本的には種子をつけたアマモの花枝の回収、それを漁港やカキ筏などで袋に入れて水中に吊るす種子の追熟、回収した種子の海面からの播種という方法で実施されてきました（こうした取り組みは、漁業者を中心とする日生藻場造成推進協議会の設置により推進されてきた経緯があります）。



図 7-26 日生藻場造成推進協議会会員(日生町漁協,2017)¹¹⁸

そうした活動を漁業者だけのものではなく、市民全体の取り組みに広げようと活動し、日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市産業振興課、観光協会、海運関係者、海洋政策研究財団などをメンバーとする備前市沿岸域総合管理研究会が2010年に発足しました。研究会では、岡山県により整備される海洋牧場を含む海域の適正利用に関する審議や日生頭島線の架橋竣工による影響などについて意見交換を行ってきました。また、2012年に日生日生町漁協・岡山県・NPO 法人里海づくり研究会・生活協同組合おかやまコープの協定が締結されたことにより、4者の連携によるアマモ場再生に向けた播種事業が実施されるなど、アマモ場再生活動が発展的に継続してきています。そのような活動の成果から、2015年にはアマモ場が250 haにまで回復しました。

118 日生町漁協,2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料,pp9, 2017

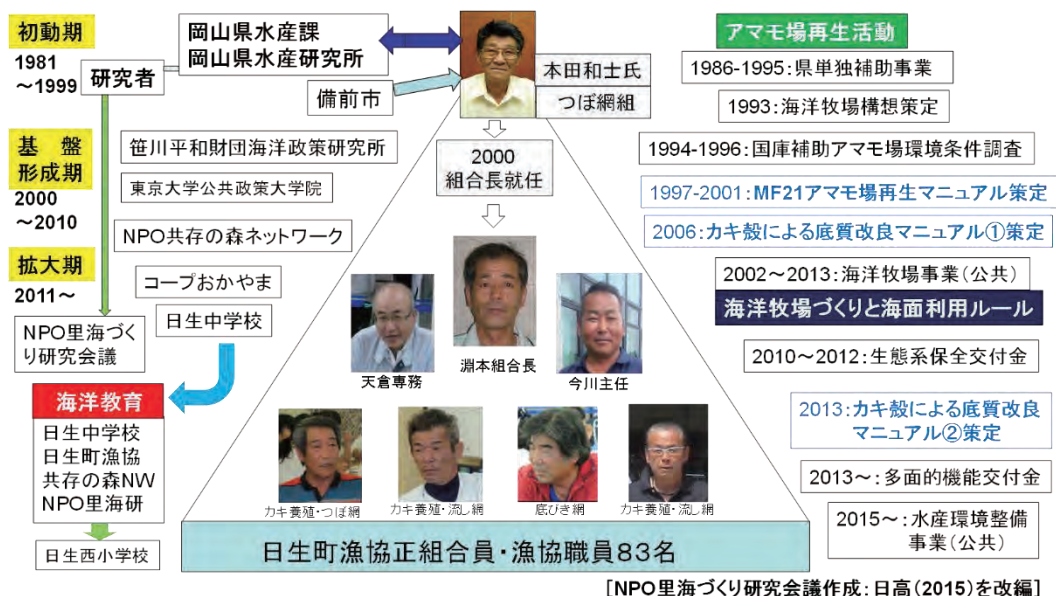


図 7-27 備前市アマモ場再生の取り組み構成の変遷(NPO 里海づくり研究会議,2015)¹¹⁹

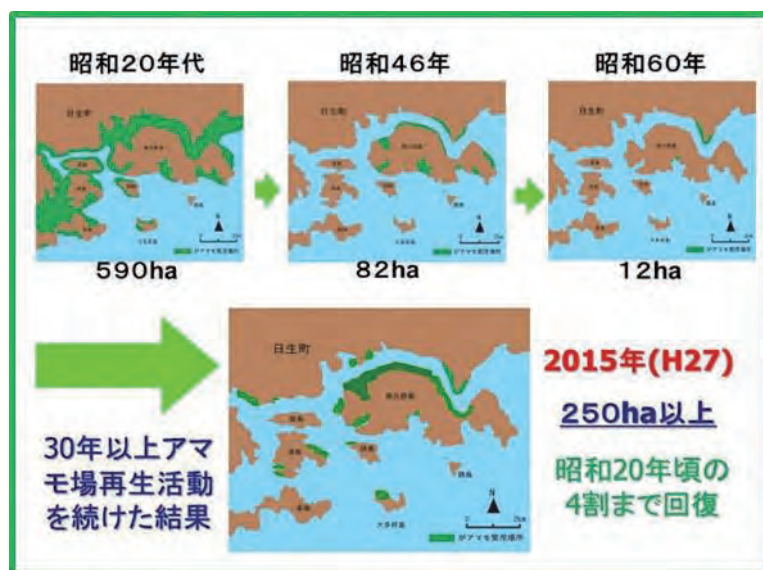


図 7-28 備前市 アマモ場再生の変遷(備前市ネットワーク会議,2017)¹²⁰

また、日生中学校において、備前市日生町漁協の協力のもと 2000 年に牡蠣の養殖体験にはじまり、現在では海洋学習としての牡蠣養殖とアマモ場再生活動を通した環境学習を実

119 NPO 里海づくり研究会議,備前市アマモ場再生の取り組み構成の変遷(一部改変),2015

120 備前市, 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料,pp2 抜粋, 2017

践しています。その際に NPO 法人共存の森ネットワークの指導のもとで、漁協の漁師さんや漁師の奥さんへの聞き書きを行っており、子供たちを通して、地域の魅力や海を守る漁師への理解と尊敬が生まれています。

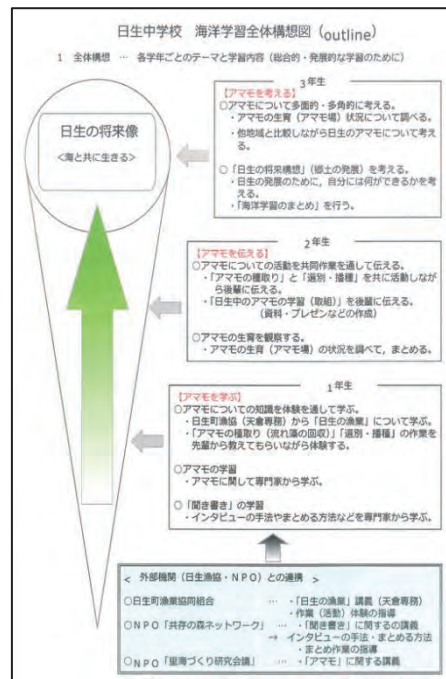


図 7-29 日生中学校 海洋学習全体構成図(outline)(日生中,2016)¹²¹

このように沿岸域総合管理の推進母体としての研究会や担当部局の設置、研究会活動を核とする共同研究の覚書も締結し、備前市全体としてのブランド化や海洋学習 (アマモを学ぶ、伝える、考える) への検討が日生町漁業協同組合との連携で開始されるなど、備前市における沿岸域総合管理協議会の設立に向けての調整が少しずつ進められてきたのです。

さらに 2013 年には、備前市の第 2 次総合計画に「沿岸域の総合管理」が水産振興の取組みとして位置づけられ、まちづくり部の創設、里海・水産係が設置され、2014 年 11 月に制定されたまち・ひと・しごと創生法に基づく地方創生の実施や展開に対して、「基本的な方向」及び「具体的な施策」のなかで「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生、漁業就業人口の歯止め等について記載されました。

121 岡山県備前市立日生中学校・NPO 共存の森ネットワーク, 日生中学校 海洋学習全体構成図, 人と海に学ぶ海洋学習・日生中学校のアマモ場再生の取り組み, pp25, 2016

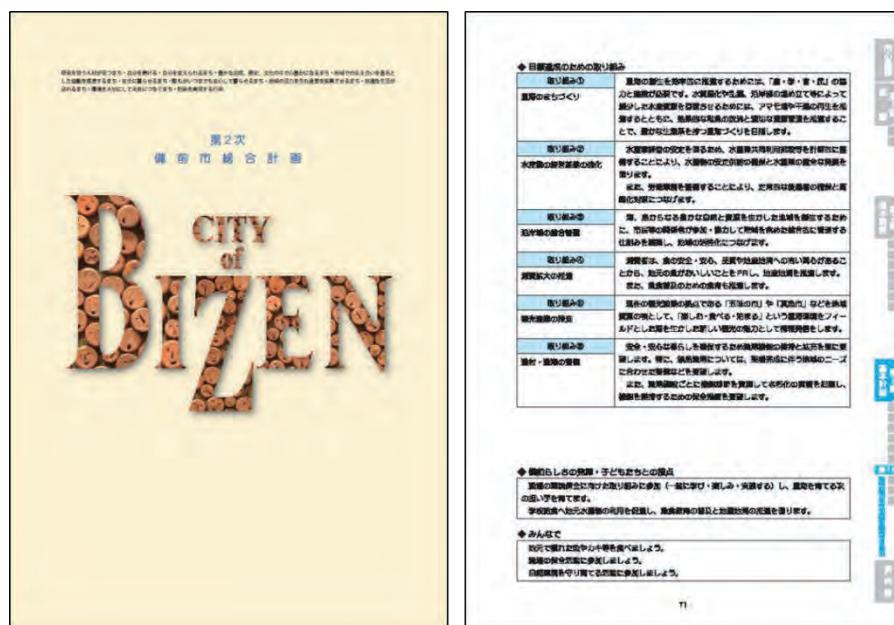


図 7-30 備前市 第2次総合計画(備前市,2013)¹²²

2015 年からは、日生で 30 年以上継続的に実施されてきたアマモ場再生を核とした全国アマモサミットの開催準備を通して、行政・漁業・観光・商工・教育などの関係者が集結し、沿岸域総合管理の実現に向けての調整が進められ、実行委員会等の組織を沿岸域総合管理協議会へ継承することで持続可能な取組みへと移行することも含めて動きが活発化してきました。

そのような状況で第9回全国アマモサミット2016 in 備前が「備前発！里海・里山ブランドの創生～地域と世代をつなげて～」をキャッチフレーズに2016年6月3日～5日に開催され、大会宣言では、森里川海の繋がりを維持することの大切さ、若者を育て、地域のネットワークを広げ、人と自然が共生していくという理念が掲げられたのです。

122 備前市,第2次備前市総合計画,表紙/pp71,
<http://www.city.bizen.okayama.jp/data/open/cnt/3/5955/1/sougoukeikakuH25.pdf>



図 7-31 全国アマモサミット 2016 in 備前において
日生町漁協のこれまでの取り組みを劇「海に種まく人々」で日生中学校の生徒が再現(日
生町漁協,2017)¹²³

全国アマモサミット2016 in 備前 大会宣言

私達は、日生の漁師たちによる30年以上にも及ぶアマモ場再生活動を振り返り、あきらめることなく続けることの大切さを知ることができました。そして地道な努力の継続によって得られた成果こそが大きな感動を生み、地域を越えて、世代をつないで活動の輪を広げることを選び、これから歩むべき道を考えることができました。

私達は、全国津々浦々の如何に多くの場所で海を守るために、どれだけ多くの人たちが様々な活動に取り組んでいるかを知ることができました。そして、色々な立場や職業の人たち、小学生・中学生から高校生、大人に至るまで、あらゆる世代の人達が、海を大切に思い、団結し努力していることを知ることができました。

私達は、海が健全であり続けるためには、森・里・川・海のそれぞれにおいて、人が生きていくための営みを保ちながら、人々が暮らしを通して適切に関わり、水を介した森里川海の繋がりを維持することが大切であり、そして、これを守るためには、里海と里山とまちが人とももの流れで結ばれることが大切であることを学びました。

私達は、地球生態系のなかで生かされ、地球生態系は大きな物質循環の中で維持されています。水を介した森里川海の流れの終結点は海ですが漁業という営みを通して人が関わることで海から陸への回帰循環が生み出されます。

人は、自然の営みに頼らなければ生きていくことはできません。そして、自然を守り育むことこそ人が生きていくための道筋です。

私達は、“全国アマモサミット2016 in 備前”を契機として、

- ・ 私達の未来そのものである若者を育て応援します。
- 一、 備前の歴史をつむぐ五感に訴える食の文化を継承し、訪れる人をもてなします。
- 一、 「よーまー」なおばさん、互いに家族のような関係で「オセ」になる日生の懐の深い人の繋がりを礎に...

そして全国のまち・学術・NPOのネットワークをさらに広げ、里海・里山・まちが繋がる「備前発! 里海・里山ブランド」を必ずや確立して発展させ、自然と人が共存するための有るべき姿を実現し、国内外に広く発信し続けることをここに宣言します。

2016年6月5日
全国アマモサミット 2016 in 備前 参加者一同
全国アマモサミット 2016 in 備前 実行委員会一同

岡山県備前市日生の地にて

図 7-32 全国アマモサミット 2016 in 備前 大会宣言(アマモサミット,2016)¹²⁴

123 日生町漁協,2017 年海の未来に向けたネットワーク会議資料,pp30,2017

124 全国アマモサミット 2016 in 備前実行委員会, 全国アマモサミット 2016 in 備前大会宣言,<http://www.city.bizen.okayama.jp/bizen/amamo/sengen.pdf>



図 7-33 全国アマモサミット 2016 in 備前(備前市,2017)¹²⁵
(大会宣言を実行委員長と高校生が読み上げている様子)

これまでの実績を活かし、「里海づくり」、「人づくり」を実現し、資源を活かしたまちづくりを推進していくために、備前市は2017年2月6日に「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」を発足させ、専門委員会や専門部会等を通して多様な関係者による検証・報告を受け、市などの実行機関へ提言していくという体制を構築してきました。

推進協議会は、9名の委員とアドバイザー(3名+各省庁や岡山県から適宜招聘)で構成され、専門委員会は21名の委員とアドバイザー(5名+適宜招聘)で構成されています。専門部会は、「観光戦略部会」、「まちを愛するものがたり部会」、「里海・里山ブランド商品開発部会」、「里海・里山ブランド戦略部会」という4つ存在しますが、多岐に渡るメンバーが所属しながら活動しています。

125 備前市, 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料, pp6 抜粋, 2017

資源を活かしたまちづくり＝
第2次 備前市総合計画 施策7-2「沿岸域総合管理」

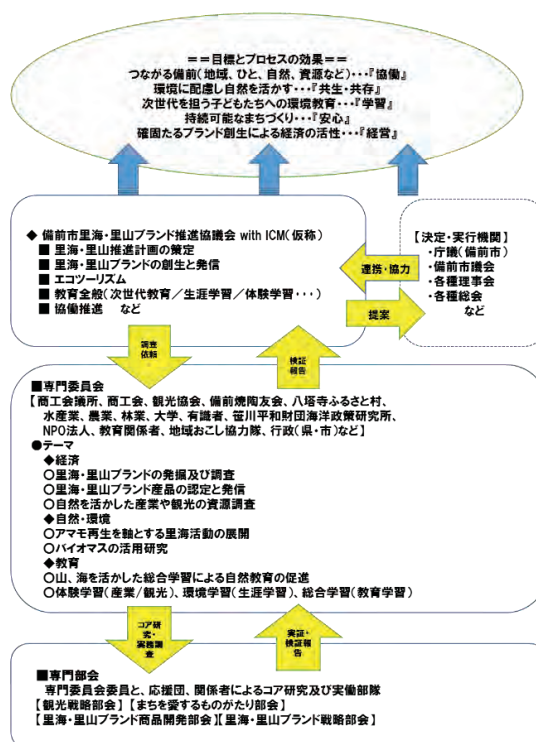


図 7-34 備前市里海里山ブランド推進協議会 with ICM 体制(備前市協議会,2017)¹²⁶

表 7-3 備前市協議会 専門部会構成名簿(備前市協議会,2018)¹²⁷

【観光戦略部会】		【里海・里山ブランド商品開発部会】	
	所属		所属
1	備前観光協会事務局長	1	日生町漁業協同組合専務理事
2	協同組合岡山県備前焼陶友会総務委員長	2	岡山県農業協同組合管営農部営農販売課課長代理
3	公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会事務局長	3	美作東備前森林組合支所長
4	八塔寺ふるさと村運営協議会会長	4	備前市施設管理公社事務局長
5	備前市観光ボランティアガイド協会会長	5	備前市農業委員会会長
6	古代体験の郷まほろば	6	フルーツパークびぜん
7	伊里漁業協同組合代表理事組合長	7	備前市地域おこし協力隊(日生地区)
8	(公財)おかやま環境ネットワーク	8	BIZEN食のアンバサダー
		9	岡山県備前県民局東備前農業普及指導センター
		10	岡山県備前県民局備前広域農業普及指導センター
		11	備前市地域おこし協力隊(三国地区)
		12	鹿取醤油株式会社代表取締役
		13	株式会社ケイワイノベーション代表取締役

【まちを愛するものがたり部会】		【里海・里山ブランド戦略部会】	
	所属		所属
1	備前市自治会連絡協議会会長	1	BIZEN食のアンバサダー
2	協同組合岡山県備前焼陶友会総務委員長	2	備前商工会議所女性会会長
3	日生カキオコまちづくりの会事務局長	3	備前東商工会事務局長
4	華麗備前会	4	備前市自治会連絡協議会会長
5	備前市観光ボランティアガイド協会会長	5	備前観光協会事務局長
6	公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会事務局長	6	日生町漁業協同組合専務理事
7	備前市地域おこし協力隊(日生方面)	7	三国地区振興協議会会長
8	備前市埋蔵文化財管理センター	8	株式会社ストライプインターナショナル
9	備前市教育委員会生涯学習課参事		

126 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会, 2017

127 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,備前市里海・里山ブランド推進協議会 専門部会構成名簿, 2018

図 7-35 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 活動状況¹²⁸

このような備前市における活動が評価され、第9回海洋立国推進功労者表彰において、自然環境保全部門で備前市の日生町漁業協同組合が「海洋に関する顕著な功績」分野を受賞しました。功績事項として、「1. 日生町漁業協同組合は、昭和60年から30年もの長きにわたり、アマモ場の再生活動を継続してきた。活動を開始した頃、アマモの再生に係る知見は限られていたが、漁業者や県水産試験場による多くの試行錯誤の結果、一時は12haまでに減少した日生町地先のアマモ場を、約250haまで回復させることに成功した。2. 日生町漁業協同組合のアマモ場再生活動は全国の先駆けとなる取組であり、日生町は「里海づくり」の聖地として注目を集めている。近年では、漁業者だけでなく、消費者団体や次世代を担う生徒・学生たちもアマモ場再生活動に参加するなど、活動の輪は新たな広がりを見せており、国内さらには世界各国においても模範事例として紹介されている。3. 平成28年6月には、活動の節目として「全国アマモサミット2016in 備前」を開催し、地域、世代を超えてさらなる活動の発展を目指している。」等と紹介されています。(図 7-36)

128 備前市, 2017年度海の未来に向けたネットワーク会議資料, pp11, 2017

図 7-36 第9回海洋立国功労者表彰¹²⁹(日生町漁協,2016)

129 日生町漁協, 第9回海洋立国功労者表彰,
http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji01_hh_000374.html
<http://www.mlit.go.jp/common/001141975.pdf>,2016

7・3・1 備前市の手順の概要

備前市の主要なステップとフローの概要を下図に示します。(図 7-37) 130

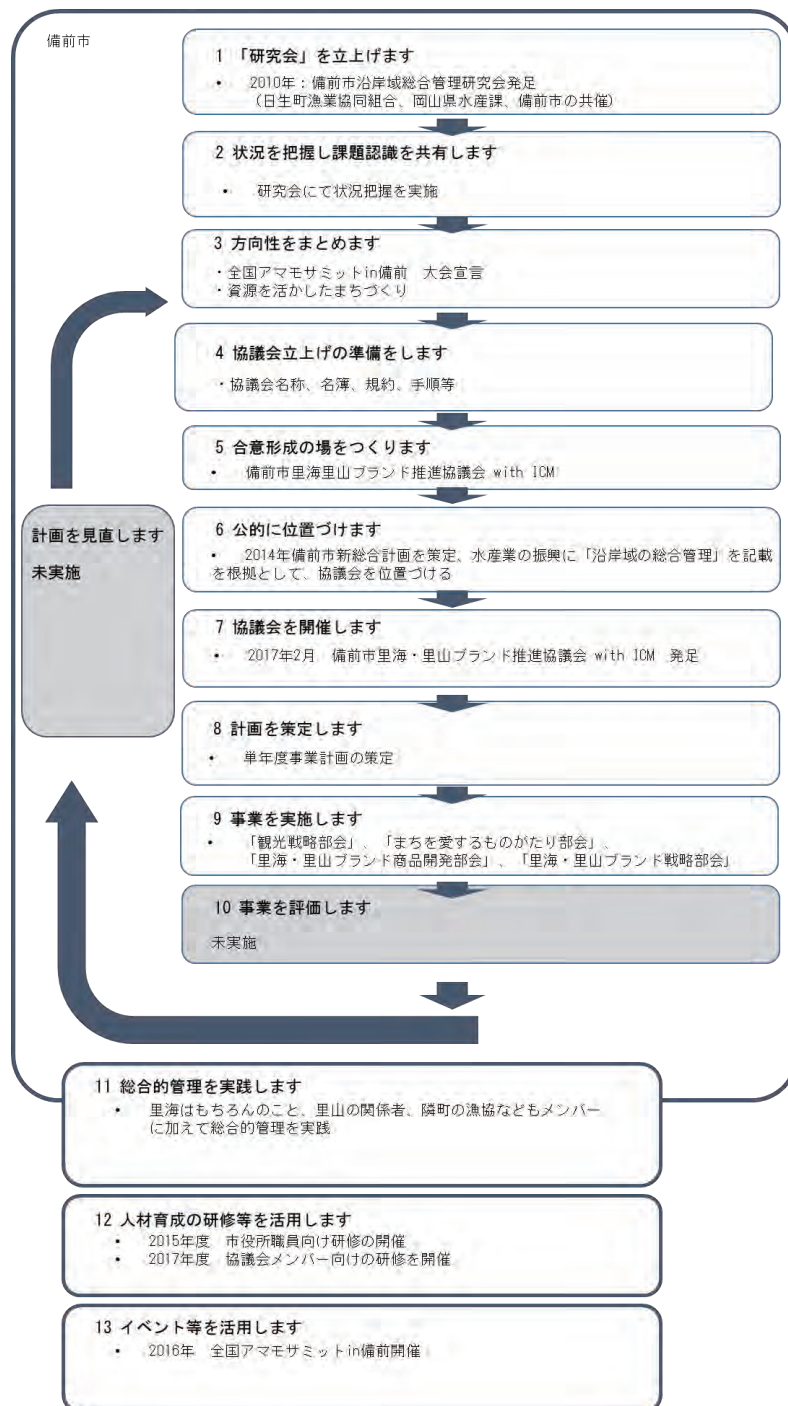


図 7-37 備前市 ステップとフロー

130 備前市や協議会等で関連した取組みとして、独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・3・2 備前市のブルーエコノミー事例

備前市には、日本遺産に認定された旧閑谷学校や備前焼を始めとして、30年以上続くアマモ場再生活動、B級グルメのカキオコなど、豊かな海、実りある山々、歴史的遺産、伝統工芸など、備前市には数多くの地域資源があります。備前市と備前市里海里山ブランド推進協議会 with ICM では、これらの資源を持続的に活用し、総合的に発展させる「里海・里山づくり」によって育まれる産物や事象を統一性のあるブランドとして推奨し、持続可能な社会形成のため、関係者による合意形成のもと、「みんな で びぜん」のまちづくりが進められています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取組みが期待されます。

図 7-38 ブランドロゴと協議会のホームページ(備前市協議会,2018)¹³¹図 7-39 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料(備前市,2017)¹³²図 7-40 2015 年度ネットワーク会議資料(備前市,2015)¹³³

131 備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM,ブランドロゴと協議会のホームページ(2018 年 2 月開設),<https://www.satoumi-satoyama.jp/>

132 備前市, 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料,pp1/10, 2017

133 備前市, 2015 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料,pp5-6, 2015

7・4 宿毛湾（高知県宿毛市・大月町）



図 7-41 宿毛湾

高知県宿毛市と大月町にまたがる宿毛湾での沿岸域総合管理への取組みは、地元の自治体ならびに研究者が協力しながら進められてきました。きっかけは、海洋政策研究財団が高知での沿岸域総合管理のモデルサイトの立ち上げについて、有識者にヒアリングしたことに始まります。2012年から高知大学深見公雄副学長（当時）、高知大学吉用武史国際・地域連携センター特任講師、（財）黒潮生物研究財団黒潮生物研究所岩瀬文人専務理事・研究所長、NPO法人黒潮実感センター神田優センター長らと情報交換を行い、宿毛市長に、沿岸域総合管理について説明を実施しました。市長は、就任以前から海域、陸域流域圏の環境保全に対しても強い関心を持っていたことから、研究会を立ち上げ、宿毛湾沿岸域の環境の保全と地域の活性化を計っていくことに賛同を得たのです。その後、地元の漁業者とダイバー相互の信頼関係の厚い大月町も合流し、2012年に宿毛市、大月町と海洋政策研究財団が共同で宿毛湾沿岸域総合管理研究会を設置し、海健康診断を進め、地域における問題把握が進められています。研究会には、宿毛市、大月町の産業振興課が事務局として参加するとともに、高知県水産振興部、すくも湾漁業協同組合、高知大学や財団法人黒潮生物研究所、NPO法人黒潮実感センターなどの有識者も加わり、海健康診断の結果を元に活発な意見交換が進められてきました。そうした成果をとりまとめた『宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書』が2015年3月に作成され、2016年2月8日に宿毛市長、大月町長へ提出しました。



図 7-42 宿毛市長、大月町長への報告書提出

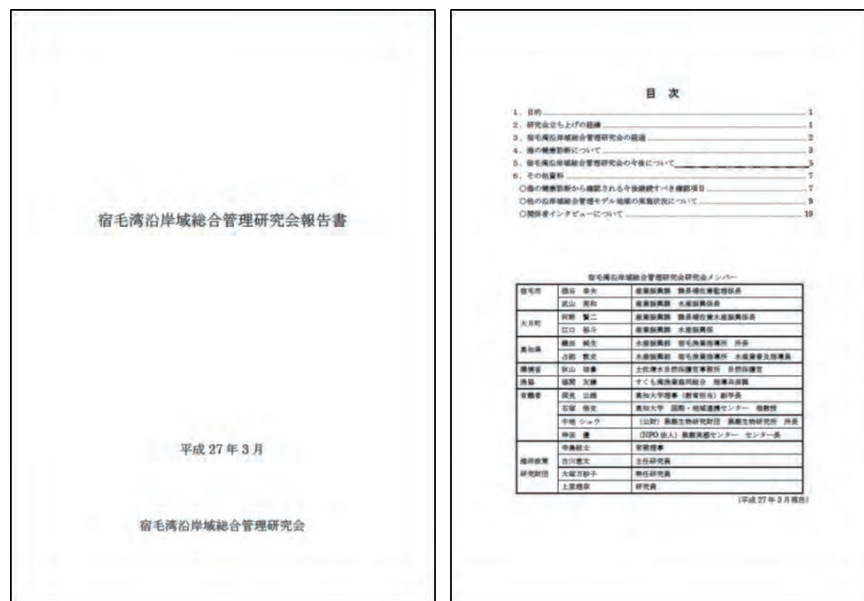


図 7-43 宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書(宿毛湾沿岸域総合管理研究会,2015)¹³⁴

報告書では、研究会実施の経緯と共に、2008年に先行的に実施された全国海の健康診断の結果も踏まえ、宿毛湾における環境の問題点として、干潟・藻場面積の減少と磯焼けの進行していること、TBT（有機スズ）が検出される場合があること、宿毛湾の透明度が全体的に低下しており、特に湾奥部でその傾向が強いこと、赤潮発生による漁業被害の頻度が高くなっていること、宿毛湾の特産品であるキビナゴの漁獲量が、近年、減少していることなどが確認されています。こうした現状認識に基づいて、宿毛湾の豊かさを再認識するとともに、宿毛湾に面する沿岸地域の高齢化、人口減少に対応するため地域住民にとって「普通」である宿毛湾の価値を見直し、海の恵みを利用するだけでなく、宿毛湾を地域の財産として活用し、地域の活力を取戻し創生していくための取り組みを進めることの必要性を指摘しています。そして、今後、研究会の性格および位置づけを明確にして、関係

134 宿毛湾沿岸域総合管理研究会, 宿毛湾沿岸域総合管理研究会報告書, 2015

者が宿毛湾沿岸の地域について沿岸域総合管理の手法を通して、海を活用しながら継続して守り育てていく仕組みづくりや、環境を守りながら海を利用する産業の創出、地域の活性化について議論していく場としてレベルアップしていく希望が述べられています。

両市町とも、自治体の総合計画に相当する産業振興計画を持っていますが、まだ、沿岸域総合管理の位置づけはありません。また、具体的な沿岸域総合管理計画の策定や協議会の設置についても2つの市町の足並みをそろえることは難しい状況です。しかし、行政の動きに先立って、周辺漁協が合併したすくも湾漁協なども交え、広域的な連携体制を模索しており、最近では、海洋開発研究機構（JAMSTEC）のアプリケーション・ラボとの共同研究が開始され、宿毛湾の環境および漁業に多大な影響を与える黒潮の蛇行を予測する最先端のシステムを、宿毛湾周辺海域に特化して改良し、環境対策や漁業などに生かすべく、漁業者と連携しながら研究を進めています。2017年2月には、当研究所とJAMSTECの共催で、こうした成果を地元関係者に還元するための宿毛湾沿岸域総合管理研修(ミニセミナー)を開催しました。研修には、漁業関係者を中心に30名が参加し、沿岸域総合管理とは何かについて知ってもらうと同時に、JAMSTECの海況予測システムについて紹介され、活発な意見交換が行われるなどの動きも合わせ、着実に沿岸域総合管理への一歩を進み始めています。

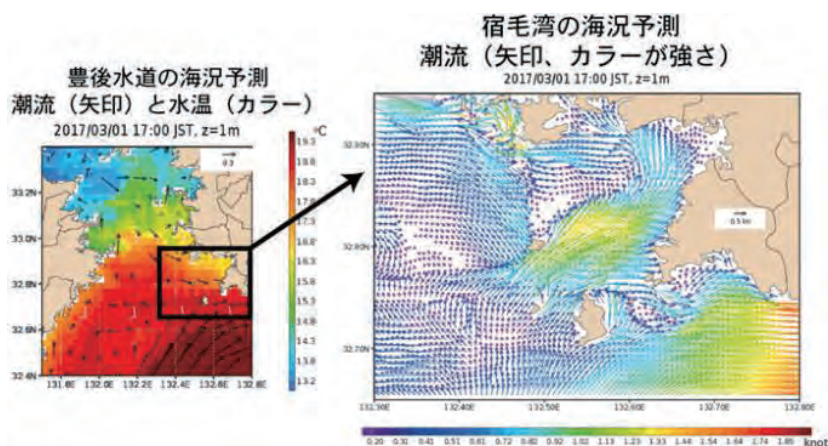


図 7-44 豊後水道（分解能 3km）と宿毛湾（分解能 200m）の海況予測システム (JAMSTEC,2017)¹³⁵

135 JAMSTEC, 豊後水道（分解能 3km）と宿毛湾（分解能 200m）の海況予測システム,2017

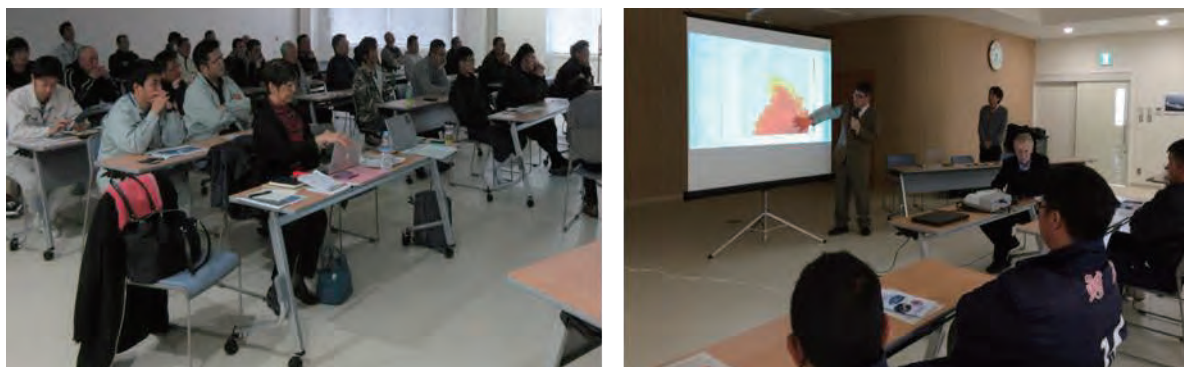


図 7-45 すくも湾漁業協同組合会議室での研修会（ミニセミナー）の様様

7・4・1 宿毛湾の手順の概要

宿毛湾の主要なステップとフローの概要を下図に示します。(図 7-46) 136

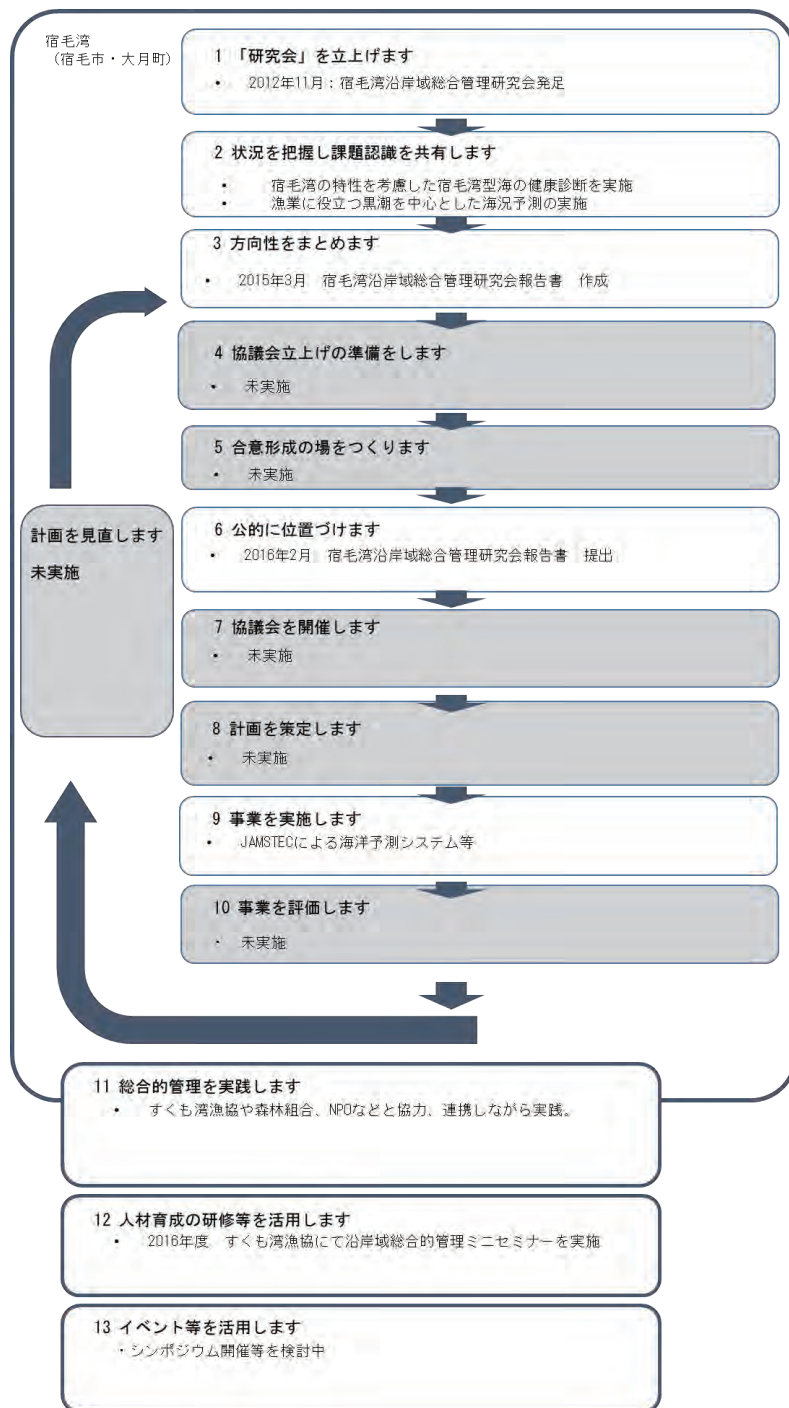


図 7-46 宿毛湾 フローチャート

136 宿毛湾沿岸域総合管理研究会等をベースとして記載しており、すくも湾漁協や JAMSTEC 等で独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・4・2 宿毛湾のブルーエコノミー事例

宿毛湾では、宿毛市と大月町の連携体制のもとで、すくも湾漁協による水産物のブランド化の取り組みやNPO 法人などによるエコツアーなどの取り組みが進められています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取り組みが期待されます。



図 7-47 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料(すくも湾漁協,2017)¹³⁷

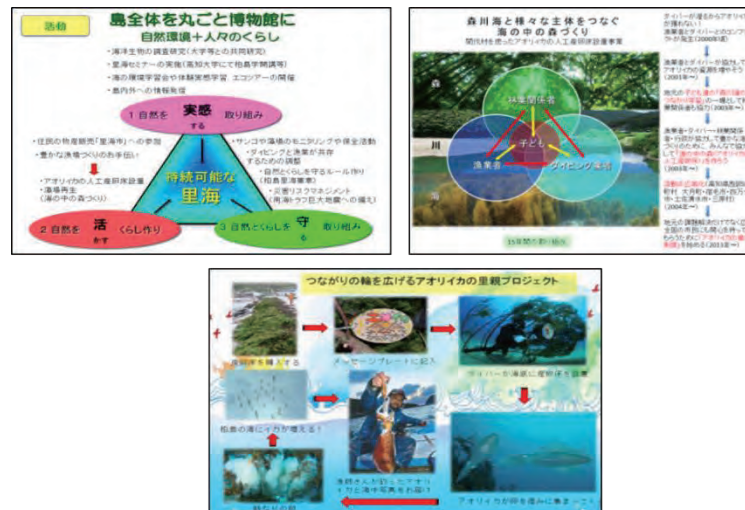


図 7-48 2015 年度 JST-CREST シンポジウム資料(黒潮実感センター,2015)¹³⁸

137 すくも湾漁協, 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料, pp7/9/11, 2017

138 NPO 黒潮実感センター, 2015 年度 JST-CREST シンポジウム資料, pp6/23/24, 2015

7・5 岩手県宮古市



図 7-49 宮古市

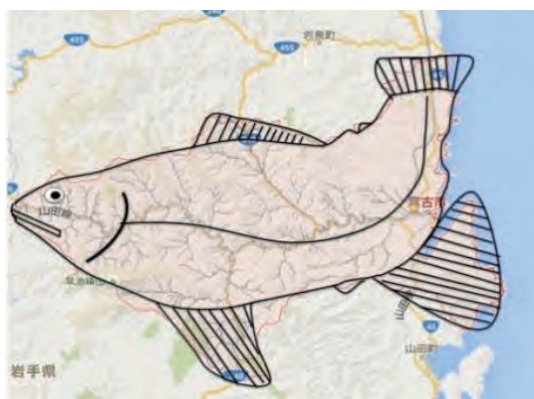


図 7-50 「サーモンランド宮古」サケの形に見える宮古市を表現¹³⁹

宮古市における沿岸域総合管理取り組みの開始は、東日本大震災以前の2010年12月に、水産科学館に岩手県、宮古市、漁協、水産関係研究者、地元NPO、教育関係者、当研究所(当時、海洋政策研究財団)などが参集し、宮古市における沿岸域総合管理の実施の可能性を中心に意見交換を行いました。地元側主催者の岩手県(沿岸広域振興局)からは、「海洋空間の多面的機能を用いた新規ビジネス創出の環境づくり」の考え方について説明があり、当

139 東京海洋大学佐々木剛准教授グループによる作成，サーモンランド宮古,2015

研究所からは、沿岸域総合管理モデルに関する調査事業の進め方、サイトにおける取り組みなどについて説明を行っています。

2011年3月11日、東日本大震災が発生、2011年5月10日～11日に岩手県と宮古市へ当研究所からお見舞いに訪れ、副市長との意見交換の中で、当研究所は、長期的視点で沿岸域総合管理の手法を取り入れ、沿岸部の復旧に続く復興にこれを役立てることを提案しました。以後、行政の復旧・復興への対応の繁忙により沿岸域総合管理の取り組みの顕著な進展は困難でした。取組としては、2011年度の「海の健康診断」の実施や、2011年10月の「東日本大震災からの復興－岩手県沿岸域の生の声をきく会－」開催以後、行政の復旧・復興への対応で忙殺される状況ではあったものの、沿岸域総合管理研究会が開催され、2013年の三重県志摩市で行われたPNLG会合では、復興の進捗について発表されました。また、宮古市環境計画や復興計画等の中でも沿岸域総合管理と類似の取り組みが標榜されており、新たな取り組みへチャレンジしようとする兆しが見え始めてきています。特に、2015年10月に他のモデルサイトとのネットワーク化推進事業である、沿岸域総合管理ネットワーク会議にコア研究会のメンバーが参加したことによって、「何か自分たちでも動き始めなければ」という思いが触発され、NPOや市民を主体とする協議会設立に向けた動きに繋がっています。

2016年は東京海洋大学佐々木剛准教授、月刊タウン誌「みやこわが町」の編集長であり、NPOいわてマリンフィールドの理事長でもある橋本久夫市議会議員らと市での沿岸域総合管理「サーモンランド宮古まちづくり研究会」や宮古市産業振興部との「コア会議」などで意見交換を行い、協議会のあり方を探ってきました。



図 7-51 研究会でのワークショップの様子

この動きも2016年8月に宮古市を襲った台風10号の被害が甚大だったため、一時中断を余儀なくされましたが、2016年12月に研究会を再開しました。

台風10号による被害は、地元の方にとっては2011年の東日本大震災の「海津波」よりも「山津波」の方がインフラを壊滅的破壊し、影響が大きかったとする方も居るほどです。こうした台風10号による被害の教訓から、山から海までの流域全体で管理を考えな

くてはいけないという意識の高まりが生まれており、沿岸域の総合的管理手法のような全体で考える機運が高まりました。

また、宮古市では宮古市の独自の取組みとして、東日本大震災津波の経験を踏まえ、地域社会の防災意識の高揚と防災行動力の向上を図るとともに市組織の災害対応力を向上させるため、「宮古市復興計画策定マニュアル」¹⁴⁰や「宮古市津波避難計画」¹⁴¹、「宮古市避難所開設・運営マニュアル」¹⁴²などの各種計画やマニュアルを策定¹⁴³しています。特に、「宮古市津波避難計画」と「宮古市避難所開設・運営マニュアル」は、標準版と各地域版として市内11地区の各地域で「使える」ものにするために、それぞれの地域でワークショップを開催し、話し合いに基づき、避難所の開設・運営の手順を示したものが策定されています。震災当時に困ったことや知恵などを残し、伝えていくことにもなるだけでなく、定期的にこのマニュアルを使った訓練を行うと共に、必要に応じ更新することで、いつかまた起こる災害への備えにつなげるものとされており、防災への備えはもちろんですが、地域のコミュニティの再構築や知恵の伝承など、多くの点で沿岸域総合管理への展開も期待されます。

その他、岩手県では、ふるさとの豊かな森、川、海を次の世代に引き継ぐことを目指した「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」（2003年10月9日）を受けて、県内全ての流域で2004年から2006年の間に市民・NPO、事業者、行政等の協働により、流域基本計画を策定しています。その改訂が2017年度に予定されていることから、関係者間の協力構築によって、宮古市の「森・川・海とひとが共生する安らぎのまち」という将来像に向けて、研究会・協議会の立上げを検討していく方向性が確認されました。

このようなさまざまな実践的な取組みの展開を模索しているなか、東京海洋大学、岩手大学および北里大学との3大学連携によって、東日本大震災からの水産業の復興と新たな水産人材育成を目的として取り組んでいた三陸水産研究教育拠点形成事業の地域連携教育プロジェクト「閉伊川(へいがわ)サクラマス MANABI プロジェクト」が、2016年に「ジャパン・レジリエンス・アワード2016 金賞(NPO・市民活動部門賞)」を受賞し、さらに、2017年12月にユネスコが発行したグローバルな海洋教育を推進するためのガイドブック「Ocean Literacy For All」に紹介されました¹⁴⁴。この「Ocean Literacy For All」は、世界中の模範的な活動として80のアクティビティが取り上げられており、「閉伊川サクラマス MANABI プロジェクト」は「チェリーサーモンプロジェクト」としてその中の1つに紹介されています。

東日本大震災より2018年3月11日で7年が経過し、復興から次のステージに踏み出そうという様々な取組みの中で、フィールド教育や防災などを中心とする新たな取組みが生まれており、地道な活動を継続しながら、これまでの困難な状況を乗り越えた底力による更

140 宮古市,宮古市復興計画策定マニュアル,

http://www.city.miyako.iwate.jp/data/open/cnt/3/7139/1/fukkou_keikaku_sakutei_manyuaru.pdf,2017

141 宮古市, 宮古市津波避難計画,

http://www.city.miyako.iwate.jp/kikikanri/miyako_tunami_hinan_keikaku.html, 2017

142 宮古市, 宮古市避難所開設・運営マニュアル

http://www.city.miyako.iwate.jp/kikikanri/hinanjyo_kaisetu_unei_manyuaru.html,2017

143 宮古市,http://www.city.miyako.iwate.jp/kikikanri/miyako_tunami_hinan_keikaku.html,2017

144 東京海洋大 HP より <https://www.kaiyodai.ac.jp/topics/news/201801120908.html>

なる発展的な活動が続いていくことが期待されます。



図 7-52 ジャパン・レジリエンス・アワード 2016 金賞(NPO・市民活動部門賞)



図 7-53 「Ocean Literacy for All」(ユネスコ、2017)¹⁴⁵



図 7-54 閉伊川 MANABI プロジェクトによる閉伊川源流域の散策ツアー

¹⁴⁵ <http://unesdoc.unesco.org/images/0026/002607/260721E.pdf>

7・5・1 宮古市の手順の概要

宮古市の主要なステップとフローの概要を下図に示し、宮古市の総合的なまちづくり関連の取組として、「宮古市復興計画策定マニュアル」¹⁴⁶より復興計画関連の取組みについて並べて示します。(図 7-55)¹⁴⁷

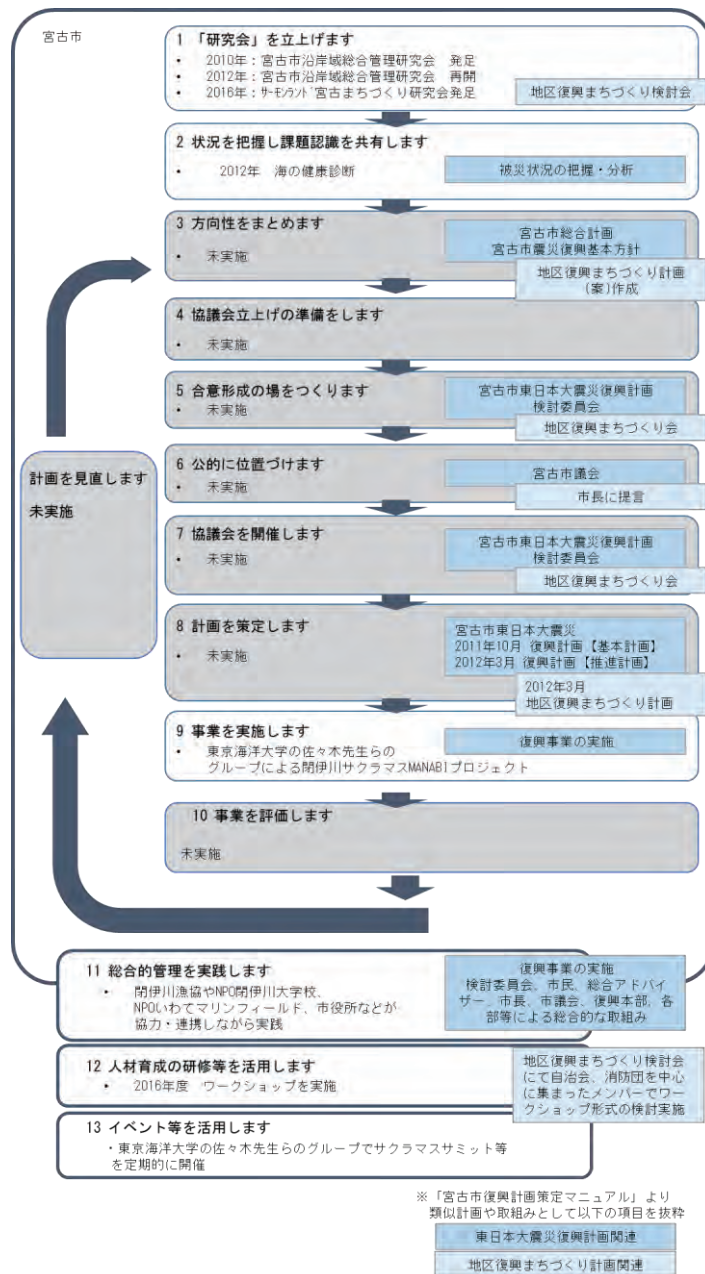


図 7-55 宮古市 ステップとフロー

146 http://www.city.miyako.iwate.jp/data/open/cnt/3/7139/1/fukkou_keikaku_sakutei_manyuaru.pdf

147 宮古市で関連した取組みとして、独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・5・2 宮古市のブルーエコノミー事例

宮古市では、東日本大震災による沿岸部の被災に加え、2016年8月の台風10号によって山間部が被災、市街地については2度も被災するという状況で海、川とともに生きることや次世代に津波の経験を伝えることを目指し、復興を進められています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取り組みが期待されます。



図 7-56 三陸ジオパーク海からガイドマップ(三陸ジオパーク,2018)¹⁴⁸及び学ぶ防災(宮古市,2018)¹⁴⁹



図 7-57 2017年度海の未来に向けたネットワーク会議資料(宮古市,2017)¹⁵⁰

148 三陸ジオパーク,三陸ジオパーク海からガイドマップ,http://sanriku-geo.com/s_eaガイドマップ/,2018

149 宮古市,学ぶ防災ちらし,

<http://www.city.miyako.iwate.jp/data/open/cnt/3/8060/1/bouaichirashi.pdf>,2018

150 宮古市,2017年度海の未来に向けたネットワーク会議資料,s5.8pp13/15/16/s4.3pp11,2017

7・6 沖縄県竹富町



図 7-58 竹富町

沖縄県八重山郡竹富町 においては、2011 年 3 月に地方公共団体として初の海洋基本計画となる竹富町海洋基本計画を策定しました。同計画は、2007 年に制定された海洋基本法に示される地方公共団体の責務（第 9 条）および、竹富町海洋フォーラム 2010 における“竹富町海洋宣言”の理念に基づき、竹富町の上位計画である竹富町総合計画（第 4 次基本構想、第 7 次基本計画）に則して策定されたものです。同計画は「日本最南端の町（ばいぬ島々）から海洋の邦日本へ」と題し、「ふるさとの美ら海（ちゅらうみ）と新たな海洋立国への貢献」を理念として掲げています。具体的には、「島々と一体的な“海洋環境の適切な管理”を行い我が国の貴重な財産である“自然と文化”を守ります。」とする第 1 項を始めとして、地域が主体となり、近隣自治体と連携しながら、自然と文化を守り、安全安心な生活の構築、国境離島としての役割を話していく等、5 項目に及ぶ理念が示されています。こうした管理を行う上で、財源を確保することが不可欠です。一般的に交付税算定に用いる測定単位（面積）には、国土地理院が公表する面積を用いることとされているため、琵琶湖、宍道湖、浜名湖などの内水面は地方公共団体の面積に含まれています。一方、同様に地域に密接した生活域でありながらサンゴ礁、干潟等の海域は面積に含まれていません。このサンゴ礁等の海域が普通交付税算定に編入されれば、海洋環境をより良い姿で後世に引き継いでいくための財源担保が図られ、健全な地域社会形成に大いに貢献できる可能性があります。

竹富町では、2013 年に「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムー海域管理のための財源を考える」を開催し、2014 年には「サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基

礎調査等事業」を実施するなど、地方自治体の海域管理のための財源の検討を進めています。が、海域管理、離島行政における町の実際の財政需要を明らかにするとともに、客観的に示すことが必要と考えられており、未だ実現には至っていません。

また、西表島については、世界自然遺産の登録に向けた動きがあり、登録された場合に直面する課題などについて、関係者が情報収集を行うなどの取り組みが行われていました。

その後の話合いの中で、竹富町として沿岸域総合管理を実践していく気持ちと方向性が確認できたことを受けて、2016年度、竹富町との間で共同研究に関する覚書を締結し、第1回研究会を行い、11月には、町役場の職員を対象に沿岸域入門研修 in 竹富町を開催するなど、竹富町沿岸域総合管理が本格的に実施されることとなっています。

具体的な沿岸域の総合的管理の進捗については、例えば、状況把握については、計画策定のための調査を別途実施したものではありませんが、石西礁湖自然再生協議会の活動もあり、サンゴの分布や被度に関するデータが整理されていたり、内閣府沖縄総合事務局の事業に係る環境調査結果や、環境省による重要生態系監視事業（モニタリング1000）が実施されており、比較的充実した環境情報が蓄積されています。

合意形成の場としては、協議会のような恒常的な組織は作られていませんでしたが、竹富町海洋基本計画策定委員会および作業部会が設置され行政および有識者による検討がおこなわれたことと、上記フォーラムにおいて関係者からの意見集約がなされました。特にこのプロセスで、国や県の関係者（環境省那覇自然環境事務所、海上保安庁第十一管区海上保安本部、内閣府沖縄総合事務局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、沖縄県八重山事務所）などが関与していたことに特徴があります。

この策定された計画は、竹富町の総合計画や、沖縄振興特別措置法、沖縄21世紀ビジョンとも親和性をもったものとして検討され、地域が主体となり、近隣自治体と連携しながら、自然と文化を守り、安全安心な生活の構築、国境離島としての役割を話していく等、5項目の理念が示されました。

事業の実施においては、計画の中に、具体的施策である23の具体的施策として“やること項目”が掲載されており、10の“先導やること項目”として町と町民が自ら創生して実施できる項目と、13の“継続やること項目”として長期間にわたり継続的に取り組む項目が位置付けられています。順応的管理のプロセスが明示的には記載されていませんでしたが、詳細なスケジュールが示されているとともに、関係者の主体的な参画に配慮した実施計画が示されています。例えば、生活航路のルール作りにおいては、詳細な環境調査に基づく机上でのルート設定の検討に並行して、漁業者と海運業者が相互に漁船や高速船に乗船し、お互いの視点で航行の現状を認識する機会を設定するなど、多様な関係者の合意形成に向けた工夫がなされています。

そして、2017年4月に実施された竹富町役場の組織改革において、企画財政課企画係、商工観光課観光係、自然環境課自然環境係、役場移転推進課が統合され政策推進課が設置されました。政策推進課では、企画係に「海洋政策に関すること」、自然環境係に「沿岸域総合管理に関すること」が所掌事務として記されており、このことにより、竹富

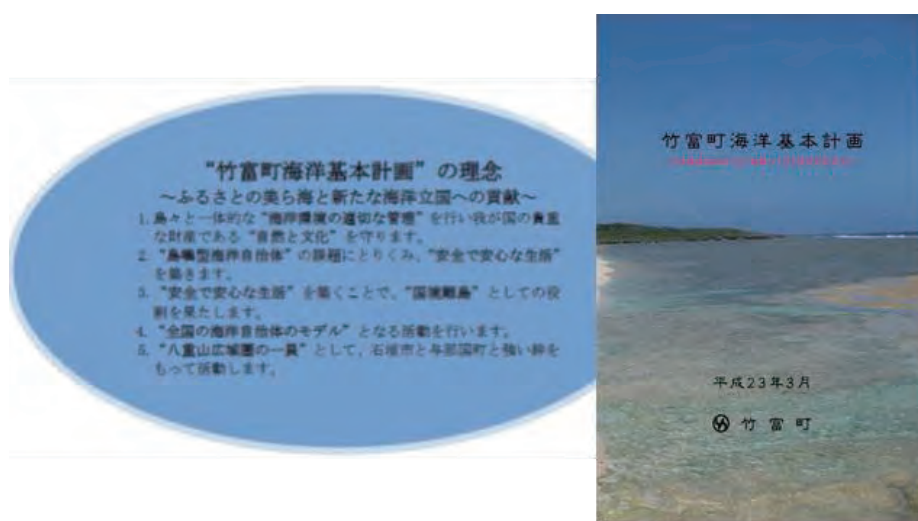
町において海洋・沿岸域の総合的管理を実施していくための組織的整備が整ってきています。

2016年11月には、竹富町役場の職員を対象に笹川平和財団海洋政策研究所主催で沿岸域総合管理入門研修会が実施され、環境の把握、合意形成のあり方、計画策定のワークショップを行いました。この研修において、竹富町における海洋・沿岸域の総合的管理の目標を話し合った結果、感性豊かで優しく穏やかで強い人々、家族を核に地域で生活する人々、山のもの海のものを楽しむ人々が自然を守っている「島の人々」が「ばいぬ島々の宝」であることが再認識されました。



図 7-59 竹富町沿岸域総合管理入門研修

2017年9月から竹富町海洋基本計画 改定のための会合が始まりました。2018年には改訂が予定されており、その検討のための委員会への参加メンバーは、環境省や内閣府などの政府関係者と地元の有識者や関係者です。この委員会がゆくゆくは協議の場へと発展していくことを期待しており、竹富町での取り組みのベースが整いつつあります。

図 7-60 竹富町海洋基本計画¹⁵¹の理念(竹富町,2011)表 7-4 第2次竹富町海洋基本計画策定委員会委員構成名簿(竹富町,2017)¹⁵²

※順不同・敬称略

	区分	所属・役職
1	学識経験者	琉球大学名誉教授
2	学識経験者	(一財)沖縄美ら島財団 常務理事 兼 総合センター長
3	学識経験者	(一社)ニューパブリックワークス代表理事
4	学識経験者	(公財)笹川平和財団海洋政策研究所 海洋研究調査部長
5	行政機関	内閣府総合海洋施策推進事務局参事官
6	行政機関	内閣府沖縄総合事務局総務部調査企画課長
7	行政機関	第十一管区海上保安本部 石垣海上保安部長
8	行政機関	環境省九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長
9	行政機関	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 西海区水産研究所八重山庁舎
10	行政機関	沖縄県八重山事務所 所長
11	行政機関	沖縄県警察 八重山警察署 署長
12	関係団体	WWF サンゴ礁保護研究センター「しらほサンゴ村」センター長
13	関係団体	八重山漁業協同組合長
14	関係団体	竹富町商工会 会長
15	関係団体	八重山経済人会議代表幹事
16	関係団体	NPO法人西表島エコツーリズム協会 会長
17	竹富町役場	竹富町副町長

【事務局】

- 竹富町/政策推進課
(課長)
(企画係長)
(自然保護係長)
(主事)
- 事務局補佐
(株)水圏科学コンサルタント

151 竹富町,竹富町海洋基本計画,表紙/pp1,

http://www.town.taketomi.lg.jp/uploads/fckeditor/uid000003_20120706094907886439bf.pdf,2011

152 竹富町,第2次竹富町海洋基本計画策定委員会委員構成名簿,2017

7・6・1 竹富町の手順の概要

竹富町の主要なステップとフローの概要を下図に示します。(図 7-61) 153

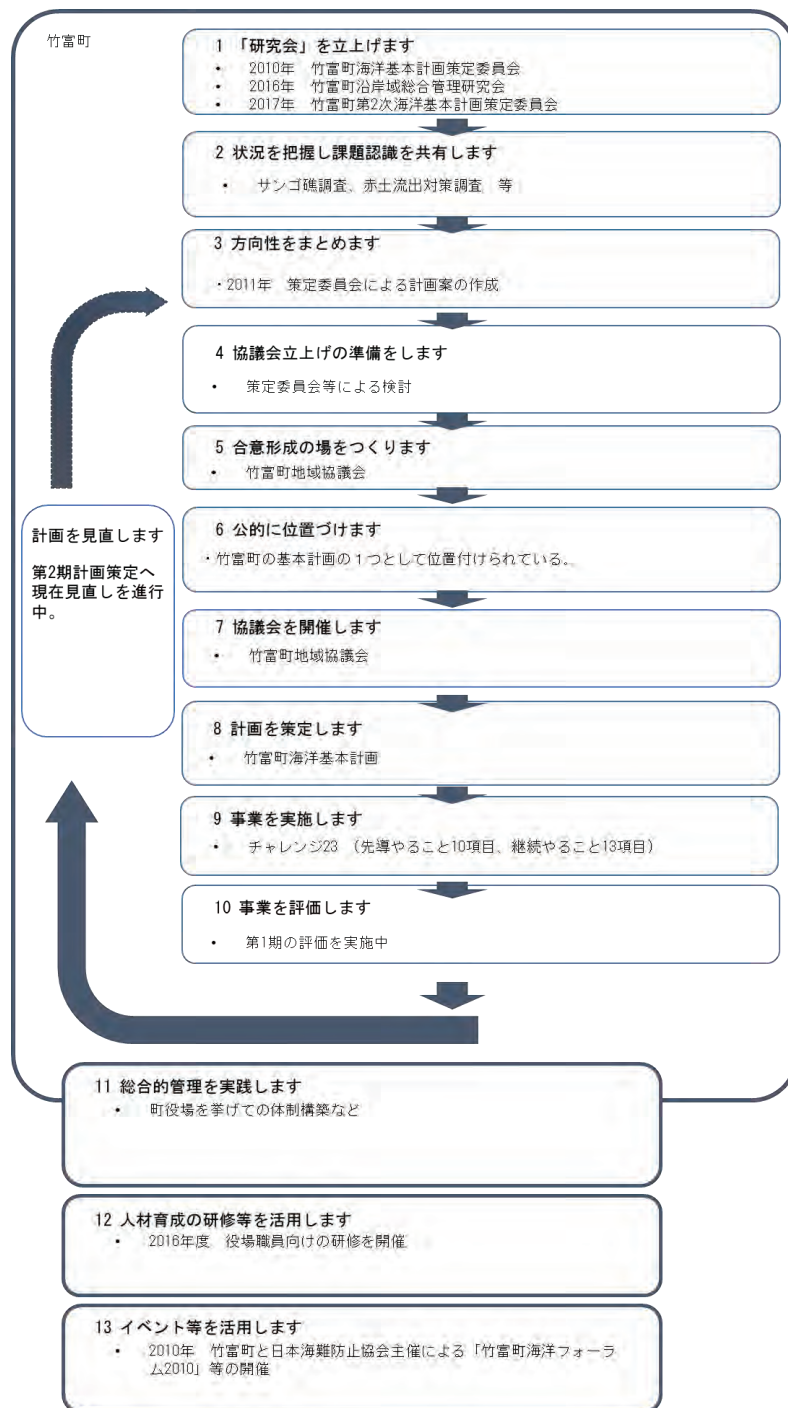


図 7-61 竹富町 フローチャート

153 竹富町で関連した取組みとして、独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・6・2 竹富町のブルーエコノミー事例

竹富町では、竹富町の財産である大自然と文化を守り、地域的課題を克服して海洋と共生する地域社会を構築して未来に継承すること、そして、世界自然遺産登録後は西表島をはじめ、竹富町の魅力を世界各国にPRし、適切な保護措置と管理体制の構築による自然環境の保全強化がなされることによって、将来にわたって竹富町の自然、文化を守る仕組みを目指されています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取組みが期待されます



図 7-62 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料(竹富町,2017)¹⁵⁴

154 竹富町, 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料, pp9/33/45-48, 2017

7・7 大村湾（長崎県）



図 7-63 大村湾

長崎県の大村湾は、複数の市町にまたがる閉鎖性内湾であり、東京湾や大阪湾といった大都市を背景とする沿岸域と、小規模な沿岸域の中間的な性格をもつ沿岸域です。2009 年度から 2 ヶ年、当研究所（当時、海洋政策研究財団）と共同で「海の健康診断」を実施しました。その結果、「生物組成」、「生息空間」、「堆積・分解」については、「不健康」であるとの診断が下されています。この診断結果に基づき、大村湾の環境回復に向けた具体的な方策としては、自然海岸の再生、貧酸素水への直接対策、流入負荷の検討といった、生態系を安定

させるための処方箋および人為的な助力による栄養塩類の取り上げによる物質循環の円滑さを促進する「処方箋」が提示されています。

大村湾では、「大村湾をきれいにする会」（県、関係市町及び漁協組合長会で構成）が、ゴミの除去作業、水質保全に関する住民への啓発活動を実施しているとともに、産業界、住民、NGO 等が主体となって「大村湾環境ネットワーク」を構築しています。さらには、長崎県が「大村湾環境保全・活性化行動計画」（第1期行動計画：2003年、第2期行動計画：2009年、第3期行動計画：2014年）を策定し推進してきました。第2期行動計画では、里海創生による海域の環境保全と再生に取り組みました。第3期行動計画では、「みらいにつなぐ“宝の海”大村湾」を総合目標に掲げ、環境の保全と利用を「自立的な再生能力のある里海づくり」、「持続的な活用ができる里海づくり」とし、そのための重点施策として、1）貧酸素水塊、底質悪化等への対策、2）生物の生息場整備、3）水産業の振興、4）流域自治体との連携を掲げています。こうした動きを受けて、2014年8月には、大村湾沿岸の10市町首長が意見交換をする「大村湾サミット」が開催されるなど、沿岸域総合管理に向けた取り組みが進みつつあります。

2015年には、長崎県環境保健研究センターおよび、大村湾沿岸議員連盟が中心となり、沿岸域総合管理の実施に向けた活動が活発化しました（議員連盟メンバーによる、ベトナム・ダナンで開催された EAS Congress、PNLG 会合への視察、先行事例である小浜市への視察、長崎県および、大村市担当者が2015年度第2回の海洋・沿岸域入門研修に参加等）。第2回の議員連盟研修会は、一般にも公開して行われ、海洋政策研究所から沿岸域総合管理の取り組みへの提案を行いました。パネル討論では、具体の取り組み方についての意見交換が行われ、大村湾における沿岸域総合管理の取り組みについて、長崎県からも「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」の推進との関連について言及がありました。

2015年度は、大村湾沿岸議員連盟、長崎県、関連市町等の関係者を対象に沿岸域総合管理入門研修会を開催し、第2回の議員連盟研修会を一般公開で開催したほか、関連の国際会議や研修等到大村湾議員連盟や長崎県の担当メンバーが参加するなど、今後の本格活動に向けた土台となる、人的ネットワークの構築が進められていきました。

2016年度から、自然の系として一体的に連なっている沿岸域について都道府県と基礎自治体の両レベルの自治体が重層的・水平的に連携・協力してその管理に総合的に取り組む沿岸域総合管理の「広域型」の実践モデルサイトとして長崎県大村湾を取り囲む5市5町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）が加わり、各地で意見交換・勉強会を開始しています。

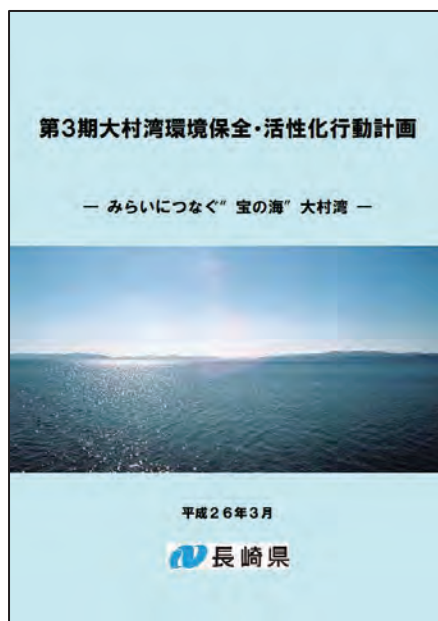


図 7-64 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画(長崎県,2014)¹⁵⁵

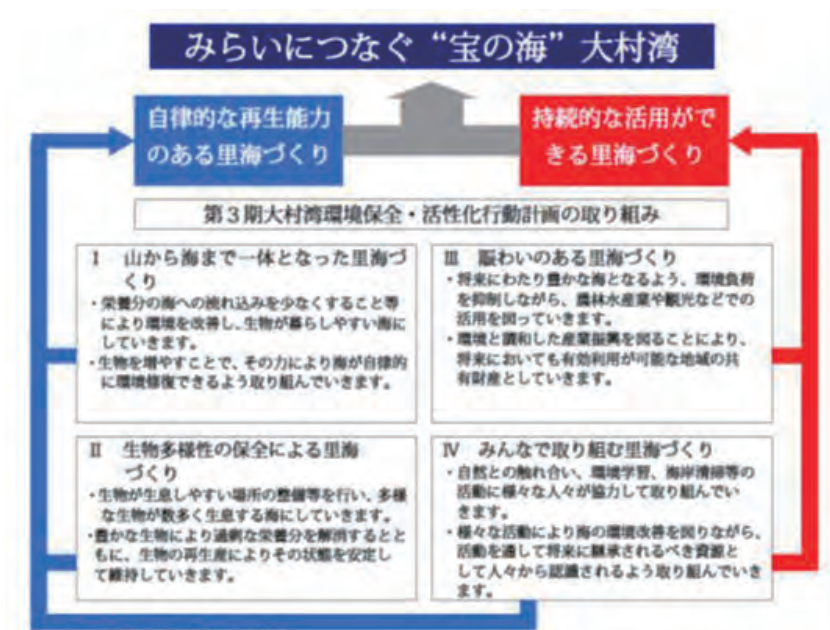


図 7-65 大村湾第3期行動計画の体系と施策群(長崎県,2014)¹⁵⁶

155 長崎県, 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画, 表紙,
<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/12/1418262047.pdf>,2014

156 長崎県, 第3期大村湾環境保全・活性化行動計画, pp13,
<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/12/1418262047.pdf>,2014



図 7-66 沿岸域総合管理勉強会（時津町・長与町勉強会）

7・7・1 大村湾の手順の概要

大村湾の主要なステップとフローの概要を下図に示します。(図 7-67) 157

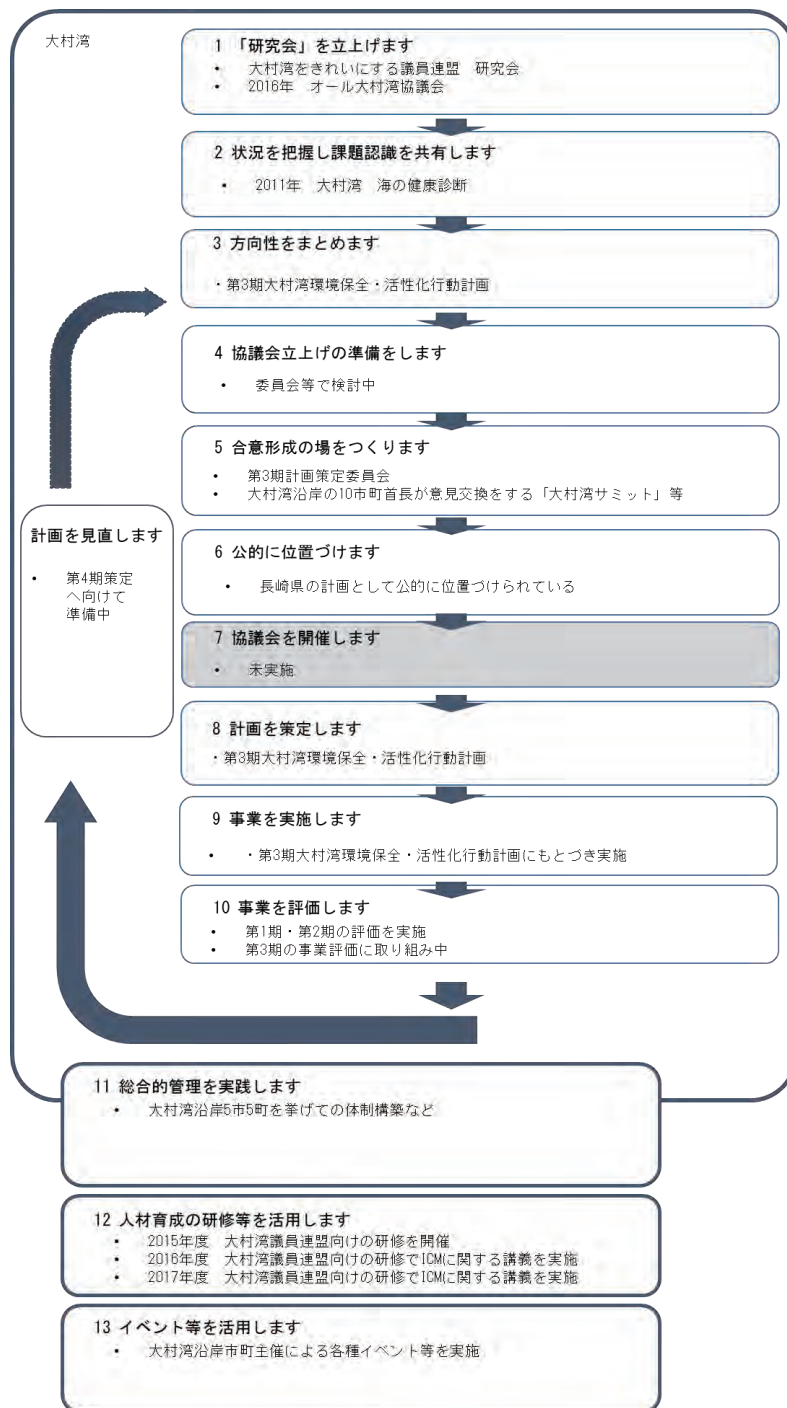


図 7-67 大村湾 ステップとフロー

157 長崎県「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」等をベースとして記載しており、長崎県及び大村湾の沿岸市町で関連した取組みとして、独自に取り組まれているものも一部記載しています。

7・7・2 大村湾のブルーエコノミー事例

大村湾では、大村湾（地域）の強みを活かしたテーマを掲げて新たな魅力の創出を図り、総合的な取組を推進するため、県や関連市町の環大村湾自治体が広域的な連携と交流を促進し、地域活性化を促進されています。このような活動を通して、今後のブルーエコノミーの実現に向けた取組みが期待されます。



図 7-68 2017 年海の未来に向けたネットワーク会議資料(長崎県,2017)¹⁵⁸

158 長崎県, 2017 年度海の未来に向けたネットワーク会議資料, pp5-6/8/19-21, 2017

7・8 海の未来に向けたネットワーク会議

■開催概要

主催・共催：公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所・公益財団法人日本財団

日時：：2017年10月19日（木）～20日（金）

会場：笹川平和財団ビル 11階国際会議場 （東京都港区虎ノ門 1-15-16）

参加者：54名



図 7-69 2017年度 海の未来に向けたネットワーク会議 集合写真

■プログラム

2017年10月19日（木）

8:30 開会セッション

開会挨拶 「海の未来に向けたネットワーク会議の意義と展望」

笹川平和財団海洋政策研究所長 角南 篤

基調報告 「海の未来に向けた日本財団の取り組み」

—海と日本、海洋教育普及渚の交番ほか地域事業の紹介—

日本財団海洋事業部海洋チーム チームリーダー 梅村 岳大

日本財団海洋事業部海洋チーム リーダー 山下 大輔

日本財団海洋事業部海洋チーム 勝俣 創介

質疑応答

参加者による自己紹介

9:50 セッション1 「沿岸域総合管理の取り組みと展開」

- 報告 1.1 「沿岸域総合管理に関する国際動向」
笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部 主任研究員 小林 正典
- 報告 1.2 「我が国の海洋基本計画と沿岸域管理」
内閣府総合海洋政策推進事務局 参事官 熊谷 徹
- 報告 1.3 「海洋・沿岸管理に向けた日本の取り組みと世界の動向
ー 北海・バルト海の海洋汚染と対策」
国土交通省総合政策局海洋政策課 海洋政策渉外官 井上 清登
- 報告 1.4 「日米の沿岸域統合管理のはじまりとその現状」
三重大学 名誉教授 高山 進
- 報告 1.5 「閉鎖性海域の水質・環境保全と我が国の取り組み」
環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室
総量規制係長 中西 靖裕
- 報告 1.6 「大村湾沿岸のまちづくり」
長崎県環境部地域環境課 係長 高岡 鋭滋
- 報告 1.7 「沿岸域総合管理の取り組みと課題」
笹川平和財団海洋政策研究所 海洋研究調査部長 古川 恵太
- 質疑応答

13:15 セッション2 「沿岸域の観光 ～観光振興と自然環境保全～」

- 報告 2.1 「離島・沿岸域の観光振興」
国土交通省観光庁観光地域振興部観光地域振興課 主査 長田 将吾
- 報告 2.2 「持続可能な観光振興と自然環境保全に向けて」
環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室
エコツーリズム推進係長 加藤 雅寛
- 報告 2.3 「竹富町海洋基本計画の改定と観光・エコツーリズム」
竹富町政策推進課主事（企画係・海洋基本計画担当）上亀 直人
竹富町政策推進課主事（自然保護係・国立公園担当）新盛 基史
- 報告 2.4 「小笠原諸島の観光と環境保全」
小笠原村東京連絡事務所 主査 石原 洋介
- 報告 2.5 「志摩市の沿岸環境と観光」
志摩市観光協会 会長 西尾 新
- 報告 2.6 「世界で最も美しい富山湾 ー 地域資源の活用と観光振興」
美しい富山湾クラブ 事務局長 高桑 幸一
- 質疑応答

15:50 セッション3 「沿岸域と教育 ～海洋教育とアクティブ・ラーニング～」

- 報告 3.1 「海洋教育プログラム：パイオニアスクールの成果と展望」

- 笹川平和財団海洋政策研究所 海洋事業企画部長 酒井 英次
笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部 研究員 中村 修子
報告 3.2 「新しい学習指導要領の考え方 ―海に関する教育の推進に向けて―」
文部科学省初等中等教育局教育課程課 学校教育官 大内 克紀
報告 3.3 「聞き書き甲子園―意義と成果」
NPO 法人共存の森ネットワーク 理事・事務局長 吉野 奈保子
質疑応答

17:15 **総括セッション 1日目のまとめ**

笹川平和財団海洋政策研究所

17:45 1日目閉会

18:00 意見交換会（10 階）

2017 年 10 月 20 日（金）

- 9:00 1日目の振り返り 笹川平和財団海洋政策研究所
9:15 **セッション4「沿岸域の防災 ～地域協働と調和～」**
報告 4.1 「みなとまちづくりにおける地方自治体の役割―みなとまちの空間形成の視点から」
国土交通省国土技術政策総合研究所沿岸海洋・防災研究部
沿岸域システム研究室長 上島 顕司
報告 4.2 「エコ DRR―自然を活かした防災の取り組み」
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性戦略推進室長補佐 尼子 直輝
報告 4.3 「宮古市における防災―マニュアル作り・訓練・実践」
宮古市 危機管理監 芳賀 直樹
報告 4.4 「志摩市における防災の取り組み」
志摩市政策推進部里海推進室 里海推進第一係長 大形 敏巳
報告 4.5 「宿毛湾における防災の取り組み」
宿毛市 産業振興課長 上村 秀生
質疑応答

11:00 **セッション5「沿岸域経済振興とブランディング～まちづくりと高付加価値化～」**
報告 5.1 「沿岸経済振興や高付加価値化の基礎としての漁業資源の管理」
農林水産省水産庁増殖推進部 漁場資源課長 高瀬 美和子
報告 5.2 「認証制度の活用と地域振興」
海洋管理協議会 漁業担当マネージャー 鈴木 允
報告 5.3 「英虞湾の沿岸干潟および豊かな伊勢湾の再生とその意義」

三重県水産研究所鈴鹿水産研究室 主査研究員 国分 秀樹

13:00 セッション5（続き）

報告 5.4 「海洋エネルギー関連産業創出ビジョン—岩手県の取り組み」
岩手県政策地域部科学 ILC 推進室 科学技術担当課長 松本 哲

報告 5.5 「地場食材の高付加価値化とブランディング」
食環境ジャーナリスト／食総合プロデューサー 金丸 弘美

報告 5.6 「鯖の復活から始まるまちづくり」
小浜市産業部 政策幹 御子柴 北斗

報告 5.7 「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」
備前市まちづくり部里海・里山課里海・水産係 主査 橋本 誠二

報告 5.8 「三陸沿岸・宮古市の水産業の動向と地域経済活性化に向けた取り組み」
宮古市 産業振興部長 山根 正敬

15:25 セッション5（続き）

報告 5.9 「漁協を核とした六次産業化—岩手県久慈市の取り組み」
岩手大学農学部 准教授 後藤 友明

報告 5.10 「日生漁業の近年の動向と展望」
日生町漁業協同組合 専務理事 天倉 辰己

報告 5.11 「宿毛湾漁協の漁価押し上げに向けた取り組み」
すくも湾漁業協同組合 参事 河原 宣人

報告 5.12 「地域水産業の振興を図る活動—浜活性化調査研究から」
東京水産振興会 振興部長 西本 真一郎

報告 5.13 「地方創生に向けた取組と展望」
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官 吉田 誠

質疑応答

16:30 総括セッション「全体討論の要点とふりかえりと今後の予定」

笹川平和財団海洋政策研究所

16:55 閉会の挨拶 笹川平和財団海洋政策研究所 副所長 吉田 哲朗

17:00 閉会

■要旨

2017年10月19日(木)

「開会セッション」

開会の挨拶 「海の未来に向けたネットワーク会議の意義と展望」

笹川平和財団海洋政策研究所長 角南篤

開会挨拶として、海洋政策研究所(OPRI)角南篤所長から、本ネットワーク会議の意義、沿岸域総合管理(ICM)やブルーエコノミーを通じて海洋・沿岸域の持続可能な利用と保全を推進することの重要性について説明があった。OPRIのICM事業は、継続的に取り組んできた重要事業であるとの説明がなされた。海洋が直面する危機の具体例として、海ごみ・マイクロプラスチック、乱獲、海水の温暖化・酸性化、生態系への影響などについて課題が提起された。これらの課題に対応するためには、国際的な協力が不可欠であり、海洋の諸問題について議論するフォーラムとして、昨今の国連海洋会議、持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム(HLPF)「私たちの海洋」会議の概要が紹介された。HLPFにおいて、OPRIが日本の宮古市でのICMの取り組みを発表したこと、本年11月の気候変動枠組み条約COP23の場でも発信予定との報告がなされた。海洋に関わる持続可能な開発目標(SDG)14の中で、「沿岸生態系を持続的に管理し保全する」ことが掲げられており、かつ他分野のSDGとSDG14との関連性や連携が必要との指摘があった。海洋分野での教育の重要性はその一例であり、このような分野間連携のために多様なアクターをつなぐのがOPRIの役割であると思っていること、また、ブルーエコノミーを一つの手段として、様々なアクターの連携を促し、総合的な管理を実現することにより地方創生や経済全体の維持可能な発展、ひいては地域住民の豊かな生活の実現に寄与していきたいことなどの挨拶がなされた。

基調報告 「海の未来に向けた日本財団の取り組み—海と日本、海洋教育普及、渚の交番ほか地域事業の紹介—」

日本財団海洋事業部海洋チーム チームリーダー 梅村岳大

日本財団海洋事業部海洋チーム リーダー 山下大輔

日本財団海洋事業部海洋チーム 勝俣創介

つづいて、共催団体の日本財団 梅村岳大チームリーダーから海洋教育の普及・促進を通じた「海への理解の促進」の重要性が指摘され、同財団 勝俣創介氏より海の未来に向けた日本財団の具体的な事業説明がなされた。まず、現在の日本国民の「海離れ」という共通する課題に対応するために、海と共存する人材を育てるべきとの問題意識が共有された。海洋教育の普及・促進の3つの柱として、①授業実践の積み重ね、②教材・教具の開発、③ネットワークの構築が挙げられた。また、海洋教育の素材は、理科などの単一科目のみならず教科横断的教材として有効との指摘もあった。ネットワーク構築のために、同一メンバーで教員研修を繰り返すなど、多数の具体的な事業活動例が紹介された。日本財団 山下大輔チームリーダーから同財団の「渚の交番」事業について報告がなされた。同事業は、海を起点とした地域づくりの総合拠点として、建物の建設とともにソフトへの支援も行う3年間の事業であること、拠点機能の強化のため、常駐スタッフの配置を義務付けており、そのための人件費の手当ても行うこと、早い段階から行政と連携することの重要性なども指摘された。安全安心、監視、防災、観光、交流、食、学習、福祉など様々な機能やテーマを担う渚の交番の具体例として、宮崎県宮崎市青島ビーチセンターなど、全国の事例が紹介された。

セッション1「沿岸域総合管理の取り組みと展開」

報告1. 1「沿岸域総合管理に関する国際動向」

笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部主任研究員 小林正典

報告者から、沿岸域総合管理（ICM）の国際的な動向について発表があった。1951年にレイチェル・カーソンが陸域と海域の一体的な管理の必要性を提起し、1992年のリオサミットでICMの推進が謳われ、様々な国際会議においてICMへのコミットメントが表明されたこと、2017年の国連海洋会議の成果文書「行動の呼びかけ」でICMが海洋保全の重要な柱として位置付けられたことなどが紹介された。「沿岸・海洋区域や資源の持続可能な利用、開発、保護のために意思決定がなされる継続的で動的な過程」というICMの定義が紹介され、総合の要素としてセクター、行政、空間的な連携などが挙げられた。EU、米国、世界銀行、東アジア海域環境管理パートナーシップで採用しているICMに関する法制度と手法が紹介されたほか、米・東海岸のチェサピーク湾事例がICMの適用事例として紹介された。

報告1. 2「我が国の海洋基本計画と沿岸域管理」

内閣府総合海洋政策推進事務局参事官 熊谷徹

報告者から、現在、第3期海洋基本計画の策定中であることが報告され、策定作業に先立ち、総合海洋政策本部参与会議が内閣総理大臣に提出した意見書をもとに、策定の指針について説明がなされた。「海洋の安全保障」、「海洋の産業利用の促進」などの主要テーマが提言されており、第2期海洋基本計画の基本的施策の一つとしても明記されているICMの推進によって、地域の状況に応じ、順応的管理を用いて予防的アプローチを採用することの重要性が指摘された。基本計画委員会とともに設置されているプロジェクトチーム（PT）の一つである環境PTでの検討状況について、理念の強化、国際貢献の充実、沿岸域の総合的管理、海洋の利用と保全との調和などを主要課題として議論している旨が報告された。

報告1. 3「IMO規制の円滑な導入に向けた取り組み～高粘度・凝固性物質の排出規制～」

国土交通省総合政策局海洋政策課海洋政策渉外官 井上清登

報告者から、IMO規制の円滑な導入をテーマに、船舶から排出されるパラフィンワックスや動植物油、高粘度・凝固性物質の汚染が、北海・バルト海などで深刻化し社会問題となっており、5年後をめどにIMO規制の対象となる可能性が高いとの報告がなされた。

報告1. 4「日本の沿岸域統合管理のはじまりとその現状」

三重大学名誉教授 高山進

報告者から、日米の沿岸域総合管理の比較研究として、アメリカ・サンフランシスコ湾と瀬戸内海における沿岸域管理の法制度と実例の比較に関する報告がなされた。サンフランシスコ湾において、行政と非政府組織（NGO）が連携し、土地を企業から買戻すなどして干潟保全・再生に取り組む経緯と社会経済的背景などに加えて、瀬戸内海においては、抑制原則のもと結果的に埋立てが進んでいる構造的要因について言及された。

報告1. 5「閉鎖性海域の水質・環境保全と我が国の取り組み」

環境省水・大気環境局 水環境閉鎖性海域対策室総量規制係長 中西 靖裕

報告者から、88 海域が閉鎖性海域に指定されており、環境保全対策などから COD 規制、総量削減の規制、許認可などの対策中心から生物多様性・生物生産性が確保された「豊かな海」の確保に向けた動きに方針が転換されたこと、また、海辺の再生・創出調査として全国の自治体などへアンケートを実施した結果を受けて、総合的な水環境改善対策の手順を「手引書」としてとりまとめるなどの取組みと多様な関係者が連携していくことの重要性、その仕組みづくりを進めていく必要性などについて紹介があった。

報告 1. 6 「大村湾沿岸のまちづくり」

長崎県環境部地域環境課係長 高岡 鋭滋

報告者から、海洋国家最前線である長崎県に位置し、海上空港の長崎空港などが有名であるなど、大村湾の概要の紹介に加え、具体的な取組みとして、第 3 期大村湾環境保全・活性化行動計画において、みらいにつなぐ”宝の海”大村湾の理念に向けた 4 つの施策などの対策が講じられていることが紹介された。その後、モニタリング調査で変化がみられてきたことや大村湾をきれいにする会、大村湾を活かしたまちづくりネットワークなどの流域自治体との連携が図られていること、さらに 7 つの大村湾活性化のテーマを掲げ、新たな魅力の創出を図ろうとしており、海フェスタ大村湾などの取組みも始めていることが紹介された。

報告 1. 7 「沿岸域総合管理の取り組みと課題」

笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部長 古川恵太

報告者から、順応的管理を考えていくうえで、場の理解から始まり、合意形成から管理計画の策定、事業実施、評価、反映と PDCA のスパイラルが廻る計画が必要であることや関係者が参加する仕組みとして、協議会に情報を共有できるという体制が必要であることなど、志摩市、小浜市、備前市、及び東京湾再生官民連携フォーラムの事例などから課題提起がなされた。

最後に活発な質疑応答が実施されて本セッションは終了した。

セッション 2 「沿岸域の観光～観光振興と自然環境保全～」

報告 2. 1 「離島・沿岸域の観光振興」

国土交通省観光庁観光地域振興部・観光地域振興課主査 長田将吾

報告者から、日本人の国内旅行消費も重要な位置を占めているが、人口減少を考えると、インバウンドをいかに取り込むかが重要なポイントであること。観光業を一つの輸出産業として捉えると、自動車産業などに並ぶ重要な位置付けになりつつあるため、国として、今後どのような目標・ビジョン持って進めていくのかを現在とりまとめているところであり、旅行の 4 条件と言われている自然・文化・食・気候などの視点からも沿岸域は重要な場所だとの認識が示された。離島では長崎県の小値賀町の事例のほか、瀬戸内海沿岸地域では、瀬戸内 DMO (destination management marketing organization) が組織され、瀬戸内海ならではのクルーズ、アート、サイクリング、古民家などの取り組みによるインバウンドの拡大が目指されている例などが紹介され、戦略的な観光振興を進める上では、DMO で舵取り役を担っていくなど、

取組み深化に向けた地元の動きに期待していることなどが紹介された。

報告2. 2「持続可能な観光振興と自然環境保全に向けて」

環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室 エコツーリズム推進係長 加藤雅寛

報告者から、生きた地域を学ぶために、国立公園は、訪日観光客に日本を知ってもらう上で非常に有効な場所だといえること、また、担い手がいるからこそ守れるという日本ならではの地域のルールを見つめ直し、国立公園を生きた風景として守っていく必要があることなどが紹介された。

報告2. 3「竹富町海洋基本計画の改定と観光・エコツーリズム」

竹富町政策推進課主事（企画係・海洋基本計画担当） 上亀直人

竹富町政策推進課主事（自然保護係・国立公園担当） 新盛基史

報告者から、竹富町では平成19年の国の海洋基本計画を受け、平成22年度に、竹富町海洋基本計画を策定したことや町の海洋基本計画が町の現実の課題に対して計画につなげる役割を担っていることについての説明があった。現在、海岸漂着ゴミが大きな問題となっており、地元の人がボランティアで清掃しているほか、西表国立公園を美しくする会などが独自に組織されるなど、公民館を中心とした取組みや産官民の連携した取り組みが重要であること。世界自然遺産登録を目指すなかで、こうした地元の取組みや伝統文化などを踏まえて、竹富町の魅力を世界に発信できるものと期待していることなどが紹介された。

報告2. 4「小笠原諸島の観光と環境保全」

小笠原村東京連絡事務所主査 石原洋介

報告者から、小笠原村ではエコツーリズムのルールとして、クジラの300メートル以内は船を減速させるといったルールや絶海の地域で手付かずの自然が残る南島への入島制限の時期を設けるなど、様々な決まりを設けていること、また、離島固有の生態系があることから、外来種に対する脆弱性の脅威から守る取組みが不可欠となっているなどの説明があった。世界遺産には、海と陸域の自然や生態系などが登録されたが、自然の実態が十分把握されておらず、データも少ない海域部分についても、海域公園地区に指定できるよう準備を進めている。特に、アカガシラカラスバトなどの天敵である猫の管理や外来種の進入防止、駆除などが非常に大きな課題である。外来種の脅威について、島民、観光客にもしっかりと知識を深めてもらえるように取り組むことがエコツーリズムの視点からも重要だといえることなどが紹介された。

報告2. 5「志摩市の沿岸環境と観光」

志摩市観光協会会長 西尾新

報告者から、志摩の国立公園の特徴は民有地が多く、96%が民有地であるため、国立公園を維持していくという立場からも、市民の理解が不可欠だといえるとの説明があった。志摩の海の利用としては、漁業、釣り、海水浴などがあり、特に漁業では、アワビ、サザエ、海苔、真珠などが挙げられる。観光規模は、年間140万人の宿泊客と、240万人の日帰り客であり、地産地消を踏まえた適正な観光客数を模索することが重要である。また、欧米人観光客には、地元の人々の自宅や、海女小屋など、地域の人々の生活をみることが好評となっているとのことなどが紹介された。

報告2. 6「世界で最も美しい富山湾―地域資源の活用と観光振興―」

美しい富山湾クラブ事務局長 高桑幸一

報告者から、富山は日本で初めて 2014 年にユネスコが支援する「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟し、世界に認められた地域であること、そして、自然を広く世界に発信していくために、「美しい富山湾クラブ」を 2015 年に設立したことが紹介された。また、ヨットセーリング活動や写真コンテスト、海岸ゴミ清掃などを推進し、大規模な海岸ゴミ清掃やタモリカップ(富山でのヨットレース)の開催など、地元住民が富山湾に誇りを持ってもらえるような活動に取り組んでいることなどが紹介された。

本セッション最後の質疑応答では、観光と漁業などの諸活動を調整するための利害関係者が集まれる場を作ることの重要性などが確認された。

セッション3「沿岸域と教育～海洋教育とアクティブ・ラーニング～」

報告3. 1「海洋教育プログラム：パイオニアスクールの成果と展望」

笹川平和財団海洋政策研究所海洋事業企画部長 酒井英次

笹川平和財団海洋政策研究所海洋研究調査部研究員 中村修子

報告者から、日本財団、東京大学海洋アライアンス海洋教育促進研究センターおよび笹川平和財団海洋政策研究所の三者共催で行っている海洋教育パイオニアスクールプログラムについて、このプログラムが発足した背景やプログラムのねらい、これまでの実績などが説明された。

パイオニアの実績

2016 年度 64 校参加（単元開発部門、一般部門）

2017 年度 128 校参加（地域連携部門、単元開発部門）

報告3. 2「新しい学習指導要領の考え方 ―海に関する教育の推進に向けて―」

文部科学省初等中等教育局教育課程課 学校教育官 大内克紀

報告者から、学習指導要領改訂の基本的な考え方及び海に対する教育の推進についてどこに重点が置かれているのかについて説明があった。今回の改訂では、3つの柱で目標を書くとともに、内容についてもわかりやすいように工夫した。また、海洋教育については、学校教育だけでなく社会教育、地域との連携が重要になってくることなどが報告された。

報告3. 3「聞き書き甲子園―意義と成果―」

NPO 法人共存の森ネットワーク理事・事務局長 吉野奈保子

報告者から、聞き書き甲子園が始まった経緯などの概要説明や日生のアマモ場の再生活動に関する聞き書きの様子などが紹介された。聞き書きを通して、一人の人間の人生を受け止めるという経験が子供たちが体験することで、成長する様子が事例を挙げて紹介された。

本セッションの最後に、海洋教育パイオニアスクールプログラムの今後の展望や子供たちにどのように知識を伝えていくかなどについて質疑応答が行われ、指導要領の付録として解説の中に海洋が入ることなども情報共有された。

10月20日（金）

2日目は、1日目の振り返りの後、セッション4、5および総括セッションが行われたところ、概要は以下のとおり。

セッション4「沿岸域の防災～地域協働と調和～」**報告4. 1「みなとまちづくりにおける地方自治体の役割—みなとまちの空間形成の視点から」**

国土交通省国土技術政策総合研究所沿岸海洋・防災研究部

沿岸域システム研究室長 上島顕二

報告者から、まちづくりの歴史分析を通じて、自治体の重要性が述べられた。古くなった港をどうするのかという問題への取り組みがウォーターフロントを開発するきっかけとなったこと、そして、港は、本来、国、県が管理者であったが、現在自治体、民間に任せられるようになったことなどが報告された。また、自治体が地域の潜在的な魅力を把握し、総合的の視点をもち、長期的ビジョンのもと、みなとまちづくりに取り組んでおり、こうした取り組みによって基礎自治体の役割が強調され、市がリーダーシップをとり、地域の潜在力を利用し、横串をさせる役割が発揮されるということが報告された。

報告4. 2「エコ DRR—自然を活かした防災の取り組み」

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室長補佐 尼子直輝

報告者から、Eco-DRR 概念は生態系を活用した防災・減災の概念であること、日本における Eco-DRR 議論のはじまりは東日本大震災がきっかけであるとの説明があった。例として、保安林、田んぼ、石狩海岸など、自然堤防として機能を有する生態系が紹介された。日本では、Eco-DRR を国土強靱化基本計画と国土形成計画などに盛り込むなど、政策面の取り組みも紹介された。

報告4. 3「宮古市における防災—マニュアル作り・訓練・実践」

宮古市危機管理監 芳賀直樹

報告者から、宮古市の被災実態が紹介され、市としては、市民を動員して、市民ワークショップを開き、津波避難計画を策定したこと、また、避難訓練の実施について、災害を忘れないようにという意味で犠牲者の命日(3月11日)に訓練を行うことにしているなどの取り組みが紹介された。今後の課題として、津波の避難と水害の避難が違うことを市民に理解してもらう必要があるほか、市役所の職員の限界や、市民の高齢化、市民の避難所に対する誤解、訓練の風化防止などの課題が取り上げられた。

報告4. 4「志摩市における防災の取り組み」

志摩市政策推進部里海推進室里海推進第一係長 大形敏巳

報告者から、現在行われている主な3つの活動として、災害時における避難対策の検討、避難誘導看板の作成、避難訓練の実施が紹介された。今後の展望として、他地域への波及効果、訓練の意義の再認識と取り組み姿勢として自立性を高めることなどが課題として残っていることなどが紹介された。

報告4. 5「宿毛湾における防災の取り組み」

宿毛市産業振興課長 上村秀生

報告者から、現在の課題として、災害時の避難所となる場所が沿岸に集中していること、そして、数が不足していることが挙げられた。市としては、耐震対策の支援制度を実施し、無料診断、補助金制度、ブロック塀を安全に整備する政策の実施を行っている。また、宿毛市防災マップで避難道と避難場所を示し、山へ上がる階段を整備したほか、津波避難ビルやビルの屋上に防災備蓄倉庫（コンテナ）54 箇所を設置し、コンテナ設置マップの作製に取り組んだということなどが紹介された。

本セッション最後の質疑応答では、防災とまちづくりの関係や港の活用と避難のための情報の伝達（漁船の活用）など、様々の取り組みについて活発な議論が行われた。

セッション5「沿岸域経済振興とブランディング～まちづくりと高付加価値化～」

報告5. 1「沿岸経済振興や高付加価値化の基礎としての漁業資源の管理（新たな「水産基本計画」のポイント）」

農林水産省水産庁増殖推進部漁場資源課長 高瀬美和子

報告者から、漁船の高船齢化による生産性の低下から大型化及び高性能化へ向けた課題、浜プランを軸とした漁業・漁村の活性化として、更なる所得向上に向けた様々な支援と PDCA の実施、魚類・貝類養殖業などへの企業の参入に対して浜と企業のマッチングの促進などを進めていくなどの施策が紹介された。また、数量管理などによる資源管理の充実と沖合漁業の規制緩和として、TAC 魚種の拡大や IQ（個別割当）方式の導入、沖合漁業の規制緩和のあり方などが検討されていくことなどが紹介された。

報告5. 2「認証制度の活用と地域振興」

海洋管理協議会漁業担当マネージャー 鈴木充

報告者から、産地の当たり前は消費者には伝わらない現実と森里海のつながりを再構築するためには、コミュニケーションと共感が大切であること、コミュニケーションの手段としての認証制度には、国際認証、国内認証、ローカル認証の違いなどがあり、いくつかの事例の紹介を交えて、MSC の国際認証制度について紹介があった。また、国内の状況としては、予備審査を受ける漁業が増えており、65 種、都道府県ベースでも 10 府県以上が審査を受け始めていることから、予備審査や行政の対応などの蓄積が進んでいることが紹介された。今後の目標として、里海による MSC 認証取得のサポートを目指していきたいことなどの話があった。

報告5. 3「地場食材の高付加価値化とブランディング」

食環境ジャーナリスト/食総合プロデューサー 金丸弘美

報告者から、これまでの地域ワークショップなどの活動実績などについて、具体的な事例として、ビニールハウスから生まれたぶどうの木の下での結婚式会場、海が見えるお寿司屋さんが 20 席で年間 1 億円を売り上げている事例など、地域連携によるテキスト化の取組みの豊富な事例と活動について紹介があった。また、テキスト化の意義について、レシピづくりから実際に作って食べることまでの一連の取り組み

を様々な関係者を集めて実践し、その経験をもとに文字や写真などを交えてテキスト化していくことで、情報が正確に伝わり、さらに情報発信力も高まるという効果があること、そして、このようなテキスト化の活動自体が地域の気付きと知的財産としての宝を作り出す活動につながっていることなどが紹介された。

報告5. 4 「海洋エネルギー関連産業創出ビジョン―岩手県の取り組み」

岩手県政策地域部科学 ILC 推進室科学技術担当課長 松本 哲

報告者から、2011 年 3 月の東日本大震災をきっかけとして始まった岩手県における海洋エネルギー関連産業創出ビジョンについて、その経緯や当該ビジョンの基礎となる岩手県東日本大震災津波復興計画や国際研究交流拠点形成プロジェクトが紹介された後、洋野町沖合洋上ウィンドファームや久慈波力発電装所、釜石市沖実証フィールドなどの岩手県内各地域における取組状況が紹介された。

報告5. 5 「英虞湾の沿岸干潟および豊かな伊勢湾の再生とその意義」

三重県水産研究所鈴鹿水産研究室主査研究員 国分 秀樹

報告者から、「周辺地域からの生活排水の影響」や「真珠養殖からの汚れの影響」、「干拓による干潟の減少」という英虞湾の環境悪化の主な原因による英虞湾内の干潟の変化が紹介された。その状況を踏まえて、「複雑な多岐にわたる沿岸管理」や「防災機能の確保」、「沿岸遊休地の所有者」という沿岸遊休地再生を取り巻く様々な課題に対応するため、英虞湾沿岸域の干潟の干拓と再生のイメージに基づいて、現在実施されている英虞湾沿岸遊休地の干潟再生および伊勢湾の干潟再生に関する取り組み状況および今後の課題と展望が紹介された。

報告5. 6 「鯖の復活から始まるまちづくり」

小浜市産業部政策幹 御子柴 北斗

報告者から、2015 年 4 月に「御食国若狭と鯖街道」が日本遺産第 1 号に認定されたことが紹介され、小浜が鯖街道の起点として知られ、鯖文化が根付いていることや鯖が小浜のまちや文化、歴史を語る上での重要なキーワードであることが紹介された。その後、四季を通じて旬の多様な魚種が水揚げされ、特に知名度の高いマサバが地域外からの需要が高いことを踏まえ、「新鮮な魚介類」という小浜のイメージを活かすべく、「鯖」を入り口にして、「小浜への誘客促進」や「小浜のまちや文化、歴史に触れる」、「小浜で日々水揚げされる本当に美味しい「若狭もの」の知名度向上」、「水産物の需要拡大」、「さらなる誘客というループの形成へとつなげていく」といった地域外にも広く知られる小浜の「鯖」のイメージを活かす取り組みの方向性が紹介された。また、民間（漁業者・漁協、株式会社鯖や）や研究機関（福井県立大学、若狭高校、福井県栽培漁業センター）、行政（小浜市）による連携協力体制や 2017 年 3 月に発表された「小浜市「鯖を愛するまち」宣言」が紹介されたほか、トラウトサーモン養殖や藻場造成、品種改良、京都などをターゲットとした水産物販路拡大、教育旅行を通じた小浜の海の魅力の再発見などといった現在の取り組み状況や情報発信の取り組み（ウェブサイト（wakasamon.jp））が紹介された。

報告5. 7「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」

備前市まちづくり部里海・里山課主査 橋本 誠二

報告者から、備前市における沿岸域総合管理に基づくまちづくりに関する取り組みについて、備前市における里海づくりやアマモ場再生に関する取り組みが紹介され、「里海のまちづくり」や「水産業の経営基盤の強化」、「沿岸域の総合管理」、「消費拡大の推進」、「観光漁業の推進」、「漁村・漁港の整備」などの「第2次備前市総合計画」における里海に関する規定や「里海」を柱としたブランド化を推進や「アマモ場の再生やカキ殻堆の整備」、「全国アマモサミットの開催」、「里海再生への取り組みを周知」などの「備前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の規定が紹介された。また、2016年6月に開催された全国アマモサミット2016の概要が紹介され、2017年2月に設立された「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」や「まちを愛するものがたり部会」や「資源を活かした観光戦略部会」、「里海・里山ブランド商品開発部会」、「里海・里山ブランド戦略部会」などの専門部会の活動状況と活動の予算として、企業版ふるさと納税を活用していることなどが紹介され、今後の取り組みに対する決意が表明された。

報告5. 8「三陸沿岸・宮古市の水産業の動向と地域経済活性化に向けた取り組み」

宮古市産業振興部長 山根 正敬

報告者から、宮古市や同市における東日本大震災の被害状況、漁港や共同利用漁船など、養殖施設の復旧状況が紹介された後、事業再開のための取り組みや水産業の復興に関する取り組み、岩手県初のフェリー航路開設決定などに関連する支援事業、宮古市水産復興ビジョンや「宮古チーム漁火」、「重点「道の駅」たろう」などの取り組み事例が紹介された。

質疑応答では、各地域や団体による取り組みの課題、さらに発展させるための方策に関する質問やコメントなどの活発な議論が行われた。

報告5. 9「漁協を核とした六次産業化―岩手県久慈市の取り組み」

岩手大学農学部准教授 後藤友明

報告者から、地域に活力を生むための農業における1次、2次、3次産業の有機・総合的結合と定義される6次産業について、多様性、不安定性、特殊な流通経路を特性とする漁業の分野において、新たな6次産業化を模索する久慈市漁業組合の取組みが紹介された。特に、報告者からは、スルメイカのブランド化について、漁業者と漁協の有機連携の例などが紹介された。課題として、過冷却シャーベットの活用などを通じて実現された高鮮度品と通常流通品の価格差が小さいなどのインセンティブが上がらない課題があり、インセンティブの向上に取組んでいくことの重要性が示された。

報告5. 10「日生漁業の近年の動向と展望」

日生町漁業協同組合専務理事 天倉辰己

報告者から、13の島々からなる日生町における漁業協同組合のアマモ場造成活動が紹介された。日生町におけるアマモ場はかつての590ヘクタールから昭和60年には12ヘクタールに減少したが、平成21年から日生藻場造成推進協議会を結成し、これまで組織的な取組みを行ってきたこと。平成24年にはおかや

まコープ、NPO 里海づくり研究会、岡山県との間で4者協定を締結し、平成25年から「流れ藻回収大作戦」を開始したほか、地域の中学校と連携して活動を行うなど、地域連携の成功例が紹介された。また、備前市で昨年開催された全国アマモサミットには2,000人の来客があり、現在も継続してオール備前で取り組む地域を繋ぐブランディングを目指した活動を行っていることなどが紹介された。

報告5. 1.1 「すくも湾漁協の魚価押し上げに向けた取り組み」

すくも湾漁業協同組合 参事 河原宣人

報告者から、漁業者の所得向上を目指し、平成13年に16の漁協が合併して設立されたすくも湾漁協の魚価押し上げに向けた取り組みが紹介された。特に、市場の統廃合を行い、一元化を実現した結果、漁獲物の集約が可能となり、仲買人の購買意欲が向上したこと、地区外の新規の仲買人の参入を可能とすることによって販路が拡大し、消費者にすくもの魚が直接届けられるようになったことが、漁獲物の価格を押し上げることに繋がったことなどが紹介された。また、漁協自身も仲買人として入札に参加し、流通に乗らないような魚を漁協直営の「きび工房」で加工し出荷することで、学校給食などにも提供されるようになり、地元の子供たちの食育活動にもつながっていることなども紹介された。

報告5. 1.2 「地域水産業の振興を図る活動—浜活性化調査研究から」

東京水産振興会 振興部長 西本真一郎

報告者から、浜の活動が発展継続していくための課題を整理し、今後の漁村地域の取り組みを効果あるものにするための提言を行うことを目的とした、東京水産振興会の調査研究活動が紹介された。特に、冷凍生シラス製造技術の導入やメニュー開発、接客講習などの要素を取り入れた大洗町女性漁協部による「かあちゃんの店」活性化プロジェクトが紹介され、震災を乗り越え、低利用魚の有効活用や雇用の創出へと貢献する道のりの説明があった。

報告5. 1.3 「地方創生に向けた取組と展望」

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 参事官 古田誠

報告者から、日本全体における出生数・出生率の減少という状況において、東京圏に集まる人たちによる持続可能な社会の形成の実現の限界という問題を克服するため、「地方に活力を」というスローガンのもとに進められている、国による地方創生の取り組みが紹介された。具体的には「情報支援」、「人材支援」、「財政支援」という政府の「地方創生3本の矢」のもと、「地方創生推進交付金」の仕組みや活用方法について、実際に申請する際の留意点も含め、詳しい説明があった。

本セッション最後の質疑応答では、会場からスルメイカの養殖技術に関する質問や漁業者、仲買人、漁協といったステークホルダーの利害関係が錯綜する中で改革を実現していくことの困難に関する質問などが報告者に投げかけられた。報告者からは、養殖技術の限界や漁業者と仲買人双方の立場を尊重するための漁協の努力、仲買人を安心させるための漁協の役割の明確化の重要性などの説明があった。

総括セッション

参加者から、これまでのネットワーク会議における議論から大きな広がりが見える、海と沿岸域の問題はつながっている、したがって皆が協働することが重要、県レベルの取組み、市町村レベルでの取組みを有機的に関連させ、国が政策を示していることが重要といった意見や現場の人々の苦労などがよくわかった、現場を見ながらそれぞれの取組みを聞いてみたい、来年度以降、現地で開催してはどうか、といった提案などがあげられた。

第8章 今後の展望



(東京都大田区 平和の森公園 撮影：藤重香弥子)

本書は、日本におけるブルーエコノミーが根付き実現されるために本書が一助となることを願い、ここまでブルーエコノミーの実現に向けた海を活かしたまちづくりについて考え方や手順などを解説してきました。 今後は、こうして確立された考え方や手順に基づいて、新たな社会システムの構築、沿岸域の環境保全・再生を基盤とする地域振興（海を活かしたまちづくり）の実践の段階に入っていくことが必要であると考えています。

2012年のリオ+20において、ブルーエコノミーという概念が議論され、2014年に国連がブルーエコノミー概念書を発表しました。その後、世界海洋サミット、欧州連合、世界銀行、PEMSEAなどがブルーエコノミーの定義や配慮すべき事項や主な活動、関連産業分野などを示してきたのですが、まだ確定した定義はなされていない状況です。

日本における実績や活動のノウハウを基盤として、沿岸域の保全・利用と環境の保全・再生の両面に配慮し、相補的に実施していくことで、持続可能な開発の推進、循環型社会の構築、食の安全の確保といった大目標を見据えた世界に通用するブルーエコノミーの概念の確立と成功事例の積み重ねが必要と考えます。そのためには、国内外における行政機関、研究機関、生産組合団体、民間企業、市民団体、観光・商工会関連団体、その他、さまざまなステークホルダーと世界におけるブルーエコノミーの実現に向けた取組みを行っている主体との情報収集や課題の検討を行い、多くの現場で実践に繋げていくことが肝要と考えます。

第9章 資料編



(鹿児島県奄美市 大浜海浜公園 撮影：藤重香弥子)

各地域の基礎データ等を掲載するとともに、参考情報へのアクセス先を掲載しています。
必要に応じてご活用ください。

9・1 モデルサイトの概況

9・1・1 三重県志摩市の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i. 対象区域・関係する地方公共団体

三重県志摩市（2004年浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町の5町が合併）

ii. 面積

178.94 平方 km

iii. 陸域・海域の一体としての問題把握

漁業不振

干潟消失

アマモ場消失

iv. 場の評価

・ 科学的手法による評価

2003年：三重県地域結集型共同研究事業開始（JST 補助事業）

2011年：海の健康診断（英虞湾）

・ 沿岸域の産業

- ・ 水産業（真珠養殖、漁業）観光業が盛んである。
- ・ 市内の太平洋沿岸では海女漁や小型漁船を使用した沿岸漁業（イセエビ、アワビ、あのりふぐなど）が盛んに行われている。
- ・ 英虞湾や的矢湾では、真珠やかき、あおさなどの養殖業が中心となっている。
- ・ 平成3年から、漁業の漁獲量、養殖業の収集量ともに、全体的に減少傾向にある。

漁業漁獲量：19,988t（1991年）→12,200t（2011年）→11,423t（2014年）

養殖業収穫量：5,442t（1991年）→3,200t（2011年）→2,997t（2014年）

- ・ 観光入込客数は平成6年の796万人を最高に、その後は減少傾向が続き、近年は400万人前後で推移している（平成6年は伊勢志摩スペイン村開業の年）。2013年は伊勢神宮の式年遷宮にあわせて観光客の増加が認められた。

- ・ 2016 年開催の伊勢志摩サミット後の経済効果としてふるさと納税の急増が認められた。

- ・ 沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

1893 年に御木本幸吉がアコヤガイを用いて世界で初めて半円真珠をつくることに成功し、2007 年に現在の真珠養殖技術が確立した。伝統行事では、和具の「潮かけ祭り」や波切の「わらじ祭り」、浜島の「伊勢えび祭」など、海に関連した行事が多数存在する。

- ・ 沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

全域が伊勢志摩国立公園に指定されている。気候は温暖で、英虞湾・的矢湾・太平洋に面するリアス式の海岸線となだらかな丘陵地からなる。三重県内でアカウミガメの産卵が最も多く確認されており、浜島町から国府白浜までの太平洋沿岸が産卵場となっている。絶滅危惧種指定種も計 52 種、記録されている。

志摩市では、生活排水、真珠養殖等が原因と考えられる海底環境の悪化が顕在化した（下水道接続率：48.8%／2009 年度末、アコヤガイのフン、死骸等が海底の環境悪化を招くことが指摘されている）。あわせて、かつて湾内に約 269ha あった干潟の約 70%が干拓により消失し、これによる海の浄化能力の減少も一因と考えられている。

② 地域の関係者による合意形成（関連協議会、研究会・関連会議、協議会）

表 9-1 協議会等

関連協議会	2008 年：英虞湾自然再生協議会
研究会・関連会議	2010 年 10 月：沿岸域総合管理研究会設置
協議会	2012 年 8 月：志摩市里海創生推進協議会発足 2016 年 4 月～：第 2 期志摩市里海創生推進協議会

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2011 年：志摩市総合計画（第 1 期後期）策定。

2016 年 3 月：第 2 次志摩市総合計画の重点目標に「新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり」を位置付け

【沿岸域総合管理計画】

2012 年 3 月：志摩市里海創生基本計画【志摩市沿岸域総合管理基本計画】策定

2016年3月：第2次里海創生基本計画【第2次志摩市沿岸域総合管理基本計画】策定

- ④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施

【個別事業の実施計画の策定】

2012年3月：里海創生基本計画の中に事業計画も記載

【首長】

2016年：竹内千尋市長就任

【組織】

2011年4月：里海推進室設置

2017年4月：農林水産部から政策推進部に再編

【実施事業】

1. 『自然の恵み』の保全と管理、2. 沿岸域資源の持続可能な利活用、3. 地域の魅力の向上と発信(地域ブランディング)

- ⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

新しい里海の恵みを市民みんなが生かすまちづくり

【事業評価】

2014年：協議会に評価専門部会設置、評価

- ⑥ その他(対外活動、他)

2013年：東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)の地方自治体ネットワーク(PNLG)を志摩市にて開催

2015年7月「海洋に関する分野で優れて画期的な地域振興施策」部門で「第8回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣賞)を受賞

2013年4月「新しい里海のまち・志摩」ホームページ開設

(<http://www.satoumi-shima.jp/>)

2016年5月：G7伊勢志摩サミット開催(2016年5月26日-27日)

2017年2月：全国アマモサミット2017 in 伊勢志摩(2017年11月11日-12日開催) 実行委員会発足。[大会長には志摩市長、実行委員長には志摩市里海創生推進協議会副会長が就任]

2017年3月：「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定。

2017年3月：「鳥羽・志摩の海女漁業と真珠養殖業」が日本農業遺産に認定。

2017年3月：全国アマモサミット2017 in 伊勢志摩キックオフイベント開催

2017年11月：全国アマモサミット2017 in 伊勢志摩開催

9・1・2 福井県小浜市の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体
福井県小浜市

ii.面積
233.09 平方 km

iii.問題把握
底質・水質悪化
アマモ場消失
地下水利用
漁業の不振

iv.場の評価

- ・ 科学的手法による評価
2012 年：海の健康診断実施
- ・ 沿岸域の産業
- ・ 第3次産業人口が増加し、第1次産業については1975年から1995年の20年間で就労人口が1/2以下に減少。2010年時点の構成比率で第3次産業66.7%、第2次産業29.5%、第1次産業3.7%、このうち水産業人口は減少傾向にあり、全体のうちの割合は0.6%程度（105人）である。
- ・ 近年の漁獲量は1,000t前後で推移し、このうちカレイ、ふぐ養殖などが特に盛んである。
- ・ 福井県内では漁家数は上位に位置するが、経営規模が中小の漁家が多くを占め、特に小型定置網と海面養殖などを主体とした漁業が展開されている。
- ・ 福井県が策定（2010年）した「ふくい魚・元気な販売戦略」に沿って、「若狭かれい」、「若狭ぐじ」、「若狭ふぐ」などブランド戦略を積極的に展開している。
- ・ 小浜から京都へさばを運んだ「さば街道」の起点として有名であったが、最近では、小浜産さば漁の不振が続き、ノルウェーからの輸入に頼っていた。小浜産のさばを復活させようと、行政と漁業者を含む市民が一丸となって、「若狭のさば復活事業」がスタートした。鯖サミットや、養殖、さば街道マラソンなどが行われている。

- ・小浜市では、後継者育成のため、指導漁業士（2009年時点8人）の増加を図るとともに、漁村体験交流施設（ブルーパーク阿納）での活動にも力を入れている。（市総合計画）
- ・観光業については、2003年から2008年をピークとして年間入込み客数は162万人→171万人と増加したが、2011年には142万人となった。同じく観光消費額は58億円→92億円となり、2011年には94億円となった。このうち約8割が宿泊による消費である。2008年の入込客数のピークは、小浜市が「NHK連続テレビ小説（ちりとてちん：放映2007-2008H19-20年）」の舞台となった効果の現れである。（市統計資料）
- ・北陸新幹線で未着工となっている敦賀ー京都間の伸延ルートとして、小浜ー京都間の採用が2016年12月に決定され、観光業や産業へ好影響が出るのではないかと期待が高まっている。
- ・漁村体験交流施設のあるブルーパーク阿納では、漁業者が積極的に海洋教育を行っており、奈良県や岐阜県など「海なし県」を中心に営業をした結果、2016年度は、半年で4000名を超える修学旅行生たちが訪れ、漁家民宿に泊まりながら自分で釣った魚をさばくなど、体験学習を行った。
- ・上記のブルーパーク阿納ではこれ以上修学旅行生を受け入れることは難しいため、矢代地区などの漁家民家でも引き受けられるよう、海洋教育・修学旅行受け入れ事業を拡大する方向で整備が行われている。
- ・小浜市では、町並み保存にも注力されており、美しい瓦屋根の民家や土蔵が多く残っている。そうした家屋を利用して新しいタイプのカフェやパン屋などを外から来た若い人たちが経営し、地元の高校生など若者たちが集まる場所となっている。
- ・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況
- ・飛鳥・奈良時代より大陸との文化交流、商業の要所として、また御食国として栄えた。
- ・奈良東大寺で3月12日に行われる「お水取り」のお水を送る「お水送り」行事が小浜の神宮寺・鵜の瀬で毎年3月2日に行われている。1200年以上の間、連綿と受け継がれている伝統行事である。
- ・江戸時代には北陸・山陰・京阪を結ぶ要衝地として栄えた。
- ・国指定を受けた若狭塗、市指定を受けた若狭塗箸が代表する伝統工芸産業
- ・2011年に、市制60年目（1951年施行）を迎えた。
- ・2011年5月「第5次小浜市総合計画」を策定（2020年度末までの10ヵ年計画）
- ・総合計画に「夢無限大・感動小浜（地域力を結集した協働のまちづくり）」を掲げる。
- ・沿岸は海岸保全区域指定（水・国土保全局、港湾局、水産庁、農地振興局）。

- ・湾東部約4分の1が小浜漁港（第3種：小浜市管理）、湾西部約4分の1が和田港港湾区域（地方：県管理）、北部に大島漁港（第2種：おおい町管理）がある。

- ・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況
- ・市北側に国定公園指定を受けた若狭湾、小浜湾を有する。
- ・一級河川北川と南川が湾中央に注ぐ。
- ・湧水が豊富で、漁港近まで水汲み場があり、湾内には海底湧水がある。
- ・地元漁業者も海底湧水の存在意義を経験的に認識している。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 9-2 協議会等

関連協議会	2015年：地下水利用協議会
研究会・関連会議	2012年：小浜市沿岸域総合管理研究会設置 2014年3月：研究会による「市民提言」を市長に提出
協議会	2014年9月：小浜市海のまちづくり協議会発足 2015年7月：小浜市海のまちづくり未来会議・準備会発足

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2011年：第5次小浜市総合計画を策定、「夢無限大・感動小浜（地域力を結集した協働のまちづくり）」を掲げる

【沿岸域総合管理計画】

2015年4月：小浜市海のまちづくり計画策定

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

2015年10月：まち・ひと・しごと創生小浜市総合戦略

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

小浜市海のまちづくり計画 「取組みの基本的な方向」より抜粋

(1) 沿岸域総合管理に基づく取組の推進

- (2) 自然環境の保全
- (3) 産業。教育の振興
- (4) 市民参加を通じた郷土愛の醸成

【首長】

2008 年松崎晃治市長就任、2012 年、2016 年に再選

【組織】

現在：小浜市産業部農林水産課が主務

【主な実施事業】

アマモ再生・地下水管理

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

水循環、水をめぐる文化、水産業（加工業を含む）

⑥ その他(対外活動、他)

2012 年：全国アマモサミット in 若狭開催

2015 年：「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群」として「日本遺産」に認定。

2017 年：「SAVOR JAPAN(農泊 食文化海外発信地域)」に認定。

9・1・3 岡山県備前市の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

岡山県備前市（2005年3月22日に備前市・日生町・吉永町が合併）

ii.面積

備前市：258.23 平方 km

iii.問題把握

底質・水質悪化

アマモ場消失

地下水利用

iv.場の評価

・ 科学的手法による評価

2001年：マリノフォーラム 21「アマモ場造成技術指針」策定

・ 沿岸域の産業

- ・ 水産業（カキ養殖、小型底びき網、小型定置網、刺網等）
- ・ 製造業（備前焼、レンガ、セラミック、ファインセラミックス等）
- ・ 農業（水稻、大麦、花、野菜、果樹、養豚、養鶏等）
- ・ サービス・小売業（旅館・宿泊施設、食事処、魚市場、スーパー等）
- ・ 運輸業（海運等）

・ 沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

備前市の南東部に位置する日生地区は、古くから水産業や海運業が盛んな場所として知られてきた。日生には、縄文・弥生時代の漁撈活動や室町時代の都への海産物運搬の記録が残っている。江戸時代には関西や四国地方の海域まで漁師が出漁し、漁場が制限され1家族1組合員制が導入された明治時代以降は組合員になれなかった者が朝鮮半島や台湾まで進出した。こうした進取の気性は、日生の漁師の特徴だと言われている。現在日生では小型底びき網、小型定置網、刺網等の他にカキ養殖業が盛んである。日生の漁業者は、海洋環境問題への意識が高く、約30年前から海底ゴミの回収やアマモ場の再生など

の活動を行っている。小型底びき網船が回収した海底ゴミは、漁業協同組合がゴミ処理施設まで運び備前市が処理費用を支援している。日生の沿岸域にはかつて 600ha ほどのアマモ場が広がっていたが、一時 12ha まで減少した。その後、アマモ場造成活動や水質の改善などによって、現在は 200ha 以上に回復している（通算約 9,600 万粒超の播種）。近年では、漁業を中心とした地域特性を生かし、アマモ場造成や里海に関する産官学一体となった体験学習や講習会などのイベントが行なわれている。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

日生地区は山地が海岸線近くまで迫っている。そのため、市街地は限られた平野部を中心に広がり、瀬戸内海を望む沿岸域には入り江や岬が入り組んだ海岸線が伸びる。日生の沿岸域には、有人・無人を含め大小 13 の島々からなる日生諸島が広がり、その海域は瀬戸内海国立公園の一部をなしている。中でも頭島、大多府島、鴻島、鹿久居島等は、市民生活や漁業等の産業にとっても重要な位置づけにある。気候は典型的な瀬戸内海型気候で、年間を通じて温暖・少雨で過ごしやすい。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 9-3 協議会等

関連協議会	2006 年：東備地区海洋牧場適正利用協議会設置
研究会・関連会議	2010 年：備前市沿岸域総合管理研究会発足 (日生町漁業協同組合、岡山県水産課、備前市の共催)
協議会	2017 年：「備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM」設立

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2014 年：備前市新総合計画を策定、水産業の振興に「沿岸域の総合管理」を記載

2015 年 10 月：「里海」を柱としたブランド化、豊かな海の再生等

【沿岸域総合管理計画】

—

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

備前市里海・里山ブランド推進協議会 with ICM 専門部会等で個別の事業実施計画等を策定

【首長】

2017年：田原隆雄市長就任

【組織】

2013年：里海づくりの政策官任命

現在：備前市まちづくり部里海・里山課が主務

【実施事業】

1985年から漁業者を中心とするアマモ再生活動

2014年：備前市によるブランド化事業

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

資源を活かしたまちづくり

⑥ その他(対外活動、他)

2015年：「近世日本の教育遺産群」（特別史跡旧弘道館、史跡足利学校跡、史跡咸宜園跡など）とともに旧閑谷学校が「日本遺産」に認定。

2016年：全国アマモサミット2016 in 備前 開催

2017年：「きっと恋する六古窯」（瀬戸、越前、常滑、信楽、丹波、備前）として備前焼が「日本遺産」に認定。

9・1・4 宿毛湾(高知県宿毛市・大月町)の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

高知県宿毛市、大月町

ii.面積

宿毛市：286.15 平方キロメートル

大月町：103.03 平方キロメートル

iii.問題把握

赤潮や貝毒の発生、サンゴ食害生物（オニヒトデ等）の大発生、磯焼けによる藻場の減少、漁業者とダイビング業者との関係

iv.場の評価

・ 科学的手法による評価

宿毛湾の特性を考慮した宿毛湾型海の健康診断を実施。

漁業に役立つ黒潮を中心とした海況予測の実施。

・ 沿岸域の産業

- ・ 漁業（一本釣り、低地網、刺し網漁などの漁船漁業中心）
- ・ 養殖業（ブリ、カンパチ、タイなど。高知県下の水揚げ量の過半数を占める）
- ・ 磯釣り、シュノーケリング、ダイビングなどの海洋レジャー
- ・ 宿毛市の陸域の産業としては、林業、農業（ブロッコリー、オクラなど野菜の露地栽培や、海に面した南斜面における柑橘類などの果樹栽培）
- ・ 大月町の陸域の産業としては林業の、稲作、葉たばこの栽培、施設園芸を中心とする農業
- ・ 大月町の特徴である強風を資源として活用、丘陵地帯に風力発電施設を誘致して、陸域の新しい産業としている。

・ 沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

宿毛市には、国の史跡に指定されている宿毛貝塚があり、3、4 千年前の縄文時代頃に文化が開けていたことがわかっている。また、明治維新以後は多くの有為な人材を輩出した由緒ある町である。

大月町では今から 330 年前に、古満目地区で大火があり、地区のほとんどが焼けてしまった。その時に足摺山の僧を招き祈願、祈祷を行い地区名も「小間目」から現在の「古満目」に変え、防火の神の愛宕神社を勧進し「水浴びせ」を奉納し、今日まで行事が続いている。高知県内では特異な行事であり、多くのアマチュアカメラマンの好被写体となっている。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

宿毛湾は、四国南西部、豊後水道南東部に位置し、幅約 10km、奥行き約 8km、西側に開けている湾である。愛媛県南部の西海半島を北側に、高知県南西部の大月半島を南側に対したリアス式の湾で、全体としてらっぱ状に開いており、湾内には、沖の島、姫島、鵜来（うぐる）島、柏島を擁している。

湾口南部の島々は沖の島海域公園を中心に足摺宇和島国立公園に、湾奥の島々は宿毛湾県立自然公園にそれぞれ指定されている。

宿毛市、大月町の約 80%を森林が占めている。

大月町の柏島周辺の海には 1,000 種以上の魚類やサンゴ・サンゴ群落が生息しており、スキューバダイビングの人気スポットとなっている。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 9-4 協議会等

関連協議会	2009 年：宿毛湾環境保全連絡協議会発足（サンゴ保全）
研究会・関連会議	2012 年 11 月：宿毛湾沿岸域総合管理研究会発足
協議会	—

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

宿毛市：2013 年：宿毛市振興計画策定（沿岸域の記載なし）

大月町：21 世紀のまちづくりに向けて（観光産業への展開に言及）

【まち・ひと・しごと創生総合戦略】

宿毛市：宿毛市総合戦略(2015 年 10 月)

大月町：大月町総合戦略(2016 年 2 月)

【沿岸域総合管理計画】

—

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築

(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

—

【首長】

2015 年：中平富宏市長就任

2013 年：岡田順一町長就任、2017 年再選

【組織】

現在：宿毛市産業振興課、大月町役場産業振興課が主務

【主な実施事業】

漁業振興

⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】検討中

⑥ その他(対外活動、他)

2003 年：地元漁業者とダイバーが連携し、間伐材を使ったアオリイカの産卵場となる「海の中の森づくり」が開始された。

9・1・5 岩手県宮古市の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

岩手県宮古市（川井地区、新里地区、宮古湾岸地区、田老地区、重茂地区）

ii.面積

1,259.15 平方km（2017 年 2 月 1 日現在）

iii.問題把握

アマモ場消失

東日本大震災による被害からの復興

2016 年 8 月の台風 10 号の被害からの復旧・復興

iv.場の評価

- ・ 科学的手法による評価

2012 年：海の健康診断実施

- ・ 沿岸域及び周辺の産業、文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

【新里地区】

- ・ 新里地区は 98%が山地。畜産（和牛）・林業が主要産業で、以前は製材所も 10 箇所以上あった。今は、合板製造企業や宮古市街で働く人が多い。
- ・ この地区の高齢化率は 40.1%（2010 年度）。
- ・ 第三セクターで運営する「湯ったり館」や「安庭山荘（冬季休業）」がある。双方とも東北大震災の直後は、被災者の一時的な仮住まいとして活用され、2012 年以降、利用者が増加している。

【川井地区】

- ・ 川井地区の畜産業（主に短角牛）は、1980 年代がピークで、1991 年の輸入自由化後は下降線を辿る。以前は、1 農家で 200 頭を生育するところもあったが、高齢化ともあいまって、2012 年現在は 66 農家、335 頭。
- ・ 農業は、大根・しそなどが主要栽培種で、畜産業から出る堆肥を活用することで、品質を上げている（農家からは稲藁を畜産業に提供している）。最近

は、しその生産が増え、川井産業振興公社で6次産業化し、和歌山県などに出荷している。

- ・川井産業振興公社は高い高齢化率を逆手にとって、80歳以上の高齢者を組織し、契約栽培を行っている。
- ・また、農家の約半数がメンバーになっている直売施設「やまびこ産直館」（市の公社）は、年間1億円を売り上げる。
- ・林業・エネルギー産業関連として、2014年4月からバイオマス発電が行われている。宮古市としても自然再生エネルギー産業への参入に対しては期待が高く、風力発電も行われる予定である。

【沿岸地区（宮古湾沿岸、田老地区、重茂地区）】

- ・沿岸の宮古湾岸地区、田老地区、重茂地区は漁業を中心としており、主な水産物は、宮古湾岸地区（サケ・サンマ・カキ・ワカメ・コンブなど）、田老・重茂地区（ワカメ・コンブ・アワビ・ウニなど）となっている。
- ・宮古湾岸地区では水産加工業が発達しているが、一次加工での出荷が多く規模も小さい。
- ・東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受けた沿岸地区だが、被災から7年が経ち、市街地はかなりの部分で回復してきている。中でも大きな被害を受けた田老地区では、海辺における高さ14.5メートル規模の防潮堤とともに、高台における住宅の建設が行われている。重茂地区は漁協を中心に漁業をいち早く回復させた。現在は、アワビカレーなどの新商品の開発も行っている。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 9-5 協議会等

関連協議会	岩手県：宮古・下閉伊地域「森・川・海」保全・創造協議会（2004年5月設立）
研究会・関連会議	2010年12月：宮古市沿岸域総合管理研究会発足 2012年3月：宮古市沿岸域総合管理研究会再開 2016年：サーモンランド宮古まちづくり研究会発足

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2011年：宮古市総合計画（2015年度から後期基本計画）、2013年：宮古市東日本大震災復興計画

【宮古市津波避難計画 / 宮古市避難所開設・運営マニュアル】

【岩手県 流域基本計画】宮古・下閉伊地域流域ビジョン

- ④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【個別事業の実施計画の策定】

宮古市東日本大震災復興計画（2013 年）

【首長】

2009 年：山本正徳市長就任、2013 年、2017 年再選

【組織】

宮古市総務企画部復興推進課、いわてマリフィールド（NPO）等

【実施事業】

復興事業

- ⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

大震災からの復興

- ⑥ その他(対外活動、他)

2011 年 10 月 「東日本大震災からの復興・岩手県沿岸域の生の声をきく会」開催

2014 年 7 月 IPMEN（国際環太平洋海洋教育者ネットワーク会議）2014 JAPAN 開催

2016 年 10 月上旬 いわて国体（レスリング・セリング）

2018 年 6 月 宮古～室蘭フェリー就航（予定）

2018 年 10 月 宮古市庁舎移転（予定）

9・1・6 沖縄県竹富町の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

<離島型>

16 の島（9 つの有人島と 7 つの無人島）からなる島嶼地域

ii.面積

334.02 平方キロメートル

（リーフ: 295.851 平方 km）

iii.問題把握

自然と文化の保全

安全保障

iv.場の評価

・沿岸域の産業：

- 観光業：豊富な自然環境を活かし、西表島のマングローブクルーズをはじめとする様々な観光ツアーを行っている。
- 農業：さとうきび、水稻、パイナップル、熱帯果樹生産が主体となっている。
- 畜産業：肉用牛の生産の生産を行っている。
- 漁業：通常の漁業の他、栽培漁業や養殖漁業も行っている。

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

竹富町は、有人等 9 つ、無人島 7 つの計 16 の島々から構成されており、竹富島の種子取祭や西表島の節祭をはじめ、様々な祭事がみられる。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

気候としては、温暖多雨亜熱帯性気候である。特別天然記念物に指定されているイリオモテヤマネコやカンムリワシがみられる。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 9-6 協議会等

関連協議会	—
研究会・関連会議	2017 年 4 月 環境省・沖縄県等 サンゴ大規模白化緊急対策会議

協議会(委員会)	2010 年 竹富町海洋基本計画策定委員会(第1期) 2017 年 竹富町海洋基本計画策定委員会(第2期)
----------	--

- ③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【総合計画】

2010 年：竹富町総合計画～島々の特性を生かした「オンリーワン」の島づくりの実現をめざして～

2011 年：竹富町海洋基本計画策定

2018 年：第2次竹富町海洋基本計画策定(予定)

- ④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【首長】

2016 年：西大舩高旬町長就任

【組織】

2017 年4月：政策推進課(企画財政課、商工観光課、自然環境課、役場移転推進課を統合)設置

【主な実施事業】

2014 年：サンゴ礁等海域における地方交付税算定面積基礎調査等事業の実施

- ⑤ 沿岸域総合管理計画の評価と見直し(目標設定、事業評価)

【目標設定】

自然と文化

安全安心なまち

- ⑥ その他(対外活動、他)

2013 年2月：「地方自治体の海洋政策に関するシンポジウムー海域管理のための財源を考える」を開催

9・1・7 大村湾（長崎県）の概況

① 海陸を一体とした状況把握(対象区域、人口・面積、陸域・海域の一体としての問題把握、場の評価)

i.対象区域・関係する地方公共団体

<広域型>

長崎県、大村湾流域に所在する5市5町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）

ii.面積（流域5市5町）

約1,759 平方 km（2017 年 10 月現在）

iii.問題把握

水質・底質悪化

iv.場の評価

・科学的手法による評価

2011 年：「海の健康診断」実施

・沿岸域の産業

水産業では、小型底びき網、小型定置網などのほか、特産品としては、真珠とナマコ（マナマコ）が挙げられる。

農業では、ミカン、ブドウなどの果物の栽培が盛んなほか、イチゴ、アスパラガスなどのハウス栽培や肉用牛の飼育、観光農園や農産物直売所等。

観光業として、大村湾北端に面した佐世保市に大型観光施設のハウステンボスなどがある。長崎県全体では、2014 年の観光客延べ数は 3,265 万人で、1972 年調査開始以降過去最高値を記録している。

・沿岸域の文化、歴史、土地や海域の利用その他社会の状況

キリシタンの土地として、歴史的遺跡が多く残る。これを観光に役立てようという計画もある。

ペーロン競争が盛んで、各地の学校から参加する大会があり、海洋教育にも役立っている。

世界初の海上空港である長崎空港があり、大村市と空港との間は約 1km の箕島大橋がかかる。

湾内の小島（多くは無人島）を活用して、観光資源とする動きが活発である。

・沿岸域の地勢、気象・海象、生態系など自然・環境の状況

大村湾は、まわりを陸で囲まれ、湾口は二重の瀬戸で仕切られている閉鎖度の高い湾である。そのため、外海の影響を受けにくく、湾内における干満の潮位差もわずか0.9mほどである。南北に約26km、東西に約11km、面積約320km²、貯水量約47.3億tで、長崎県本土の中央部に位置し、古くから琵琶湖に模して「琴湖（きんこ、ことのうみ）」と呼ばれ、静かな海として多くの人々に親しまれている。また、湾内には大小の半島や岬によって形上湾や村松湾、さらには時津湾や津水湾などの枝湾が形成されている。大村湾を特徴付ける生き物として、スナメリやカブトガニ、植物ではハマボウなどがあげられる。

② 地域の関係者による合意形成(関連協議会、研究会・関連会議、協議会)

表 9-7 協議会等

関連協議会	第3期大村湾環境保全・活性化行動計画策定委員会
研究会・関連会議	大村湾をきれいにする会 大村湾沿岸議員連盟 2013年：大村湾懇話会 2016年：オール大村湾協議会
協議会	

③ 関連計画との整合に配慮した沿岸域総合管理計画の策定(総合計画、沿岸域総合管理計画)

【環境保全・活性化行動計画】

2014年3月：長崎県「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」

④ 順応的管理による沿岸域総合管理事業の実施(個別事業の実施計画の策定、体制構築(県・市・町長、組織)、事業実施)

【首長】

長崎県：中村法道知事

【組織】

長崎県、大村湾沿岸5市5町（長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町）

【主な実施事業】

貧酸素対策（エアレーション）

浅場造成

海フェスタ大村湾

⑤ 沿岸域総合管理計画（目標設定、事業評価）

【目標設定】

「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に沿った各市町における沿岸域総合管理計画の策定

大村湾を中心に山から海までを一体とした5市5町が連携するまちづくり

⑥ その他(対外活動、他)

2014年8月：大村湾サミットで大村沿岸10市町の首長が意見交換
（大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワーク）

9・2 参考情報 各種情報のアクセス先

■政府系情報

- ・海洋基本法 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/about2.html>
- ・海洋基本計画 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kihonkeikaku/>
- ・総合海洋政策本部 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/>
- ・環境省中央環境審議会 http://www.env.go.jp/council/b_info.html
- ・環境省 閉鎖性海域対策関係 <http://www.env.go.jp/water/heisa.html>
- ・環境省 里海ネット <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/>
- ・瀬戸内海環境保全特別措置法(2015.10改正)
- ・瀬戸内海環境保全基本計画 <http://www.env.go.jp/water/heisa/law.html>
- ・有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(2011.08改正)
- ・環境省-有明海・八代海環境保全 <https://www.env.go.jp/water/heisa/ariake/>
- ・熊本県沿岸域再生官民連携フォーラム <http://kumamoto-forum.com/>
- ・東京湾再生のための行動計画(第二期)
- ・東京湾再生推進会議 http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/
- ・東京湾再生官民連携フォーラム <http://tbsaisei.com/>
- ・大阪湾再生行動計画(第二期)
- ・大阪湾再生推進会議 <http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/suishin/>
- ・広島湾再生行動計画(第二期)
- ・広島湾再生推進会議 <http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/hiroshimawan/>
- ・環境省 つなげよう、支えよう森里川海 <http://www.env.go.jp/nature/morisatokawaumi/index.html>
- ・水産庁 水産業・漁村の多面的機能 <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/tamenteki/index.html>
- ・水産庁 水産多面的機能発揮対策情報サイト <http://www.hitoumi.jp/>
- ・水産庁 藻場・干潟ビジョン http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozoyo/g_thema/sub53.html
- ・水産庁 漁業権について http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html
- ・水産庁 浜の活力再生プラン <http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html>

■モデルサイト

- ・志摩市 <http://www.city.shima.mie.jp/>
- ・志摩市里海 <http://www.satoumi-shima.jp/>
- ・小浜市 <http://www1.city.obama.fukui.jp/>
- ・備前市 <http://www.city.bizen.okayama.jp/>
- ・備前市 里海里山ブランド推進 with ICM
- ・宿毛市 <http://www.city.sukumo.kochi.jp/>
- ・大月町 <http://www.town.otsuki.kochi.jp/>
- ・宮古市 <http://www.city.miyako.iwate.jp/>
- ・長崎県 <http://www.pref.nagasaki.jp/>
- ・竹富町 <http://www.town.taketomi.lg.jp/>

■その他

- ・ 国連海洋法条約 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/unclos.html>
- ・ 国連持続可能な開発目標 (SDGs)
http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/
- ・ 世界銀行 <http://www.worldbank.org/>
- ・ 東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA) <http://www.pemsea.org/>
- ・ (公財)国際エメックスセンター <https://www.emecs.or.jp/>

■報告書類

- ・ 沿岸域総合管理の推進に関する提言
<https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/H26-Kaiyoseisaku-35.pdf>
- ・ 海健康診断
https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/200203_rp_mo0203.pdf
- ・ 森川海の総合診断
<http://blog.canpan.info/oprf/archive/1632>
<https://www.spf.org/opri-j/publication/ISBN978-4-88404-335-3.pdf> (P159-P167)
- ・ 沿岸域総合管理の推進に関する提言
<https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/H26-Kaiyoseisaku-35.pdf>
- ・ 2016 年度沿岸域総合管理モデルの展開に関する調査研究報告書
https://www.spf.org/opri-j/publication/docs/ICM2016_ISBN978-4-88404-344-5.pdf
- ・ 2015 年度沿岸域総合管理モデルの実施に関する調査研究報告書
<https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/ISBN978-4-88404-335-3.pdf>
- ・ 平成 26 年度沿岸域総合管理の実施に関する調査研究報告書
https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2015_03_05.pdf
- ・ 平成 25 年度沿岸域総合管理の実施に関する調査研究報告書
https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2014_03_06.pdf
- ・ 平成 24 年度沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究報告書
https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/201303_05.pdf
- ・ 平成 23 年度沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究報告書
https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/2012_rp10.pdf
- ・ 平成 22 年度沿岸域の総合的管理モデルに関する調査研究報告書
<https://www.spf.org/opri-j/publication/pdf/ISBN978-4-88404-260-8.pdf>

9・3 海を活かしたまちづくり記録映像

取組みの補足として、分かりやすく解説するため、各地のテーマ別動画やインタビュー動画をこれまで作成してきました。以下の URL や QR コードからネットへアクセスし、再生・視聴してみてください。

「海を活かしたまちづくり記録映像集」

URL: <https://vimeo.com/album/4510126>



■動画

- ・タイトル：広域型・島嶼型 ICM とは（2016 年度） 約 10 分
 - ・タイトル：備前市 協議会設立 約 5 分
 - ・タイトル：志摩市 的矢湾の再生に向けて 約 6 分半
 - ・タイトル：小浜市 産業と結びつける大きな枠組み 御子柴氏インタビュー 約 2 分半
- 他

謝辞



(ベトナムダナン市 撮影：藤重香弥子)

これまでの研究の集大成として、本ガイドブックを作成できたことについての感謝を込めて、本事業に関わっていただきました関係の皆様の名前を掲載させていただきます。

【関係自治体】

三重県志摩市、福井県小浜市、岡山県、岡山県備前市、高知県宿毛市・大月町、岩手県、岩手県宮古市、沖縄県竹富町、長崎県、長崎県長崎市・佐世保市・諫早市・大村市・西海市・長与町・時津町・東彼杵町・川棚町・波佐見町
以上

【関係有識者】

PEMSEA 名誉議長 チュア・ティア・エン博士、放送大学 来生新学長・教授、総合地球環境学研究所 秋道智彌名誉教授、NHK エンタープライズ 井上恭介^{エグゼクティブ・プロデューサー}、三重県水産研究所 国分秀樹主任研究員、東京海洋大学 佐々木剛准教授、九州大学 島谷幸宏教授、農業・食品産業技術総合研究機構 白谷栄作部長、里海づくり研究会 田中丈裕事務局長、琉球大学 土屋誠名誉教授、福井県立大学 富永修教授、長崎大学 中田英昭名誉教授、うみから 西野ひかる代表理事、高知大学 深見公雄教授、広島大学 松田治名誉教授、東京大学大学院 八木信行教授
以上(50音順、敬称略)

【財団】(2018 年 3 月 31 日現在)

角南篤所長、寺島紘士参与、吉田哲朗副所長、古川恵太海洋研究調査部長*、酒井英次海洋企画部長、大塚万紗子客員研究員、小林正典主任研究員、前川美湖主任研究員、上里理奈研究員、高翔研究員、小森雄太研究員、塩入同研究員、藤重香弥子研究員*、村上悠平研究員、秋山美奈子

以上(主任研究員及び研究員は 50 音順、*編集・執筆担当)

【協力】

株式会社インターコム、株式会社かいせい

笹川平和財団 海洋政策研究所 編集一同

海のまちづくりガイドブック

～ブルーエコノミーの実現に向けて～
沿岸域の総合的管理の考え方と実践

2018 年 3 月 31 日 第 1 版第 1 刷発行

編者 公益財団法人笹川平和財団・海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門 1-15-16
笹川平和財団ビル

TEL 03-5157-5210 FAX 03-5157-5230

<https://www.spf.org/opri-j/>

©The Sasakawa Peace Foundation, 2018

ISBN 978-4-88404-353-7

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

